

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧
1	-	<p>■基本計画の期間 (p.iii) 本計画の期間は、平成 31(2019)年度から平成 34(2022)年度までの 4 年間です。 総合計画全体の期間は 10 年間となっており、本計画は第 2 期に該当します。第 3 期は平成 35(2023)年度から平成 38(2026)年度までの 4 年間であり、全体で 3 期構成となっています。</p>	<p>■基本計画の期間 (p.iii) 本計画の期間は、平成 29(2017)年度から平成 30(2018)年度までの 2 年間です。 総合計画全体の期間は 10 年間となっており、本計画は第 1 期に該当します。第 2 期が平成 31(2019)年度から平成 34(2022)年度までの 4 年間、第 3 期が平成 35(2023)年度から平成 38(2026)年度までの 4 年間の、3 期構成になっています。</p>

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧
2	1	<p>1.1 人権を大切に作る人づくり(p.6) ①人権尊重の社会づくりの推進 (1)現状と課題 これまで人権が尊重される社会を実現するため啓発活動を進めてきた結果、差別落書き等の事象は減少しているものの、ネット社会の進展に伴い、その情報受発信の容易さや匿名性から、SNS上で根拠のない情報が拡散されたり、いわれなき誹謗中傷、差別を助長する書き込みが行われたり等、新たな差別事象が発生しています。また、性的指向や性自認などを理由とする偏見や差別といったセクシュアルマイノリティに関する人権問題、災害時における避難生活でのトラブルや被災地からの避難者に対する偏見や差別等といった人権問題も表面化しています。 そのような中、平成 28 年には「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の三法が施行され、人権問題の解消に向けた法整備が進んでおり、今後も様々なや関連する動きについて、正しい理解・知識の普及、また行動を促すために、更なる啓発活動・情報提供を行っていく必要があります。</p> <p>(2)基本方針 ネット上での新たな人権侵害、障害者差別解消法で求められている合理的配慮、セクシュアルマイノリティに対する人権問題などの新たな動きを含めた様々な人権問題について正しい理解を深め、一人ひとりが自らの問題として人権に配慮した行動や考え方ができるよう、市が率先して取り組むとともに、家庭、学校・園、地域社会、職場といったあらゆる場、あらゆる機会を通じて効果的な人権学習と啓発に取り組みます。 また、国・県等の関係機関との連携を図り、人権に関する相談体制や支援ネットワークの維持・充実に取り組みます。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点 ○人権学習機会の提供、地域での人権学習の充実など、様々な分野での人権啓発活動を推進します。</p>	<p>1.1 人権を大切に作る人づくり(p.15) ①人権尊重の社会づくりの推進 (1)現状と課題 これまで見られたような悪質・直接的で厳しい差別は減少しているものの、人権や生命を軽視する動きは、多様化・高度化する情報化社会のなかで表面化せずに依然として存在していることから、生涯を通じて正しい知識・認識と理解を促進し、インターネットと人権、ヘイトスピーチ、性的マイノリティなど、新たな人権問題に対応する啓発・情報の提供に注力していく必要があります。 今後とも、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに向けて、自治会をはじめ地域で力を合わせて取り組む活動を促進するなど、市民と行政とが連携して取組を進めていくことが求められています。</p> <p>(2)基本方針 インターネットと人権、ヘイトスピーチ、性的マイノリティなど、近年大きな問題となっている様々な人権問題について正しい理解を深め、一人ひとりが自らの問題として人権に配慮した行動や考え方ができるよう、家庭、学校・園、地域社会、職場のあらゆる場、あらゆる機会を通じて効果的な人権学習と啓発に取り組みます。 また、国・県等の関係機関との連携を図り、人権に関する相談と支援ネットワークの維持・充実に取り組みます。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点 ○連続した人権学習機会の提供、地域での人権学習の確実な実施など、様々な分野での人権擁護活動を推進します。</p>

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																		
3	1	<p>1.3 多文化共生と国際交流の振興(p.10)</p> <p>①多文化共生による地域づくりの促進</p> <p>(2)基本方針</p> <p>国籍や民族にかかわらず、すべての市民がそれぞれの歴史や文化の違いを尊重して認め合い、つながりあえるよう、多文化共生に向けた意識啓発や<u>サポート支援員</u>による外国人の子ども児童生徒へのサポートなど、外国人市民への総合的な支援を行います。</p> <p>また、外国人市民がその多様性を生かし、地域の担い手として活躍できるまちづくりを進めます。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p><u>○外国人市民だけでなく高齢者や子どもにも分かりやすい「やさしい日本語」の普及に取り組むとともに、各種情報提供時の多言語化を推進します。</u></p> <p>○外国人市民の防災意識を高め、自助による防災体制の整備を図るとともに、外国人市民と地域とのコミュニケーションを深めることにより、地域で助け合う共助の仕組みづくりに取り組みます。</p> <p><u>○外国人市民が持つ言語能力やネットワークを生かして、外国人向けの防災啓発活動や災害時に支援者として活躍できる外国人リーダーの発掘・育成に取り組みます。</u></p> <p>○外国人の子どもが学校生活を円滑に送ることができるよう、<u>生活指導、学習指導、教育相談等の充実を図ります。</u></p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域国際化推進事業</td> <td>外国語対応相談員による外国人相談窓口の設置と国際交流員の配置、<u>やさしい日本語の普及</u>、外国人市民への情報提供の強化や外国人防災体制の整備、外国人の子どもへの学習支援、外国人市民の市民活動・起業支援等の実施</td> <td>市民活躍課</td> </tr> <tr> <td>外国人子どもサポート事業</td> <td>日本語指導が必要な外国人の子どもを対象とする<u>サポート支援員</u>の計画的な派遣、一人ひとりの日本語能力や学校適応状況に合わせた特別の教育課程による指導の実施</td> <td>教育指導課</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	地域国際化推進事業	外国語対応相談員による外国人相談窓口の設置と国際交流員の配置、 <u>やさしい日本語の普及</u> 、外国人市民への情報提供の強化や外国人防災体制の整備、外国人の子どもへの学習支援、外国人市民の市民活動・起業支援等の実施	市民活躍課	外国人子どもサポート事業	日本語指導が必要な外国人の子どもを対象とする <u>サポート支援員</u> の計画的な派遣、一人ひとりの日本語能力や学校適応状況に合わせた特別の教育課程による指導の実施	教育指導課	<p>1.3 多文化共生と国際交流の振興(p.18)</p> <p>①多文化共生による地域づくりの促進</p> <p>(2)基本方針</p> <p>国籍や民族にかかわらず、すべての市民がそれぞれの歴史や文化の違いを尊重して認め合い、つながりあえるよう、多文化共生に向けた意識啓発や巡回指導員による外国人の子ども児童生徒へのサポートなど、外国人市民への総合的な支援を行います。</p> <p>また、外国人市民がその多様性を生かし、地域の担い手として活躍できるまちづくりを進めます。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○外国人市民の防災意識を高め、自助による防災体制の整備を図るとともに、外国人市民と地域とのコミュニケーションを深めることにより、地域で助け合う共助の仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>○外国人市民が持つ言語能力やネットワークを生かして、外国人向けの防災啓発活動や災害時に支援者として活躍できる外国人リーダーの発掘・育成に取り組みます。</p> <p>○外国人の子どもが学校生活を円滑に送ることができるよう、学習指導、生活指導、教育相談等の充実を図ります。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域国際化推進事業</td> <td>外国語対応相談員による外国人相談窓口の設置と国際交流員の配置、外国人市民への情報提供の強化や外国人防災体制の整備、外国人の子どもへの学習支援、外国人市民の市民活動・起業支援等の実施</td> <td>市民活躍課</td> </tr> <tr> <td>外国人子どもサポート事業</td> <td>日本語指導が必要な外国人の子どもを対象とする巡回指導員の計画的な派遣、一人ひとりの日本語能力や学校適応状況に合わせた特別の教育課程による指導の実施</td> <td>教育指導課</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	地域国際化推進事業	外国語対応相談員による外国人相談窓口の設置と国際交流員の配置、外国人市民への情報提供の強化や外国人防災体制の整備、外国人の子どもへの学習支援、外国人市民の市民活動・起業支援等の実施	市民活躍課	外国人子どもサポート事業	日本語指導が必要な外国人の子どもを対象とする巡回指導員の計画的な派遣、一人ひとりの日本語能力や学校適応状況に合わせた特別の教育課程による指導の実施	教育指導課
事業の名称	取組内容	担当課																			
地域国際化推進事業	外国語対応相談員による外国人相談窓口の設置と国際交流員の配置、 <u>やさしい日本語の普及</u> 、外国人市民への情報提供の強化や外国人防災体制の整備、外国人の子どもへの学習支援、外国人市民の市民活動・起業支援等の実施	市民活躍課																			
外国人子どもサポート事業	日本語指導が必要な外国人の子どもを対象とする <u>サポート支援員</u> の計画的な派遣、一人ひとりの日本語能力や学校適応状況に合わせた特別の教育課程による指導の実施	教育指導課																			
事業の名称	取組内容	担当課																			
地域国際化推進事業	外国語対応相談員による外国人相談窓口の設置と国際交流員の配置、外国人市民への情報提供の強化や外国人防災体制の整備、外国人の子どもへの学習支援、外国人市民の市民活動・起業支援等の実施	市民活躍課																			
外国人子どもサポート事業	日本語指導が必要な外国人の子どもを対象とする巡回指導員の計画的な派遣、一人ひとりの日本語能力や学校適応状況に合わせた特別の教育課程による指導の実施	教育指導課																			

4 1	<p>2.1 住民・地域主体で取り組むまちづくり(p.13)</p> <p>①市民組織・団体の活動支援</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>地域的・社会的課題に行政だけで対応していくことが困難な時代の中、<u>地域づくり協議会や、NPO 法人をはじめとする市民活動団体には、住民の暮らしを支援する新たな公共の担い手として、その活躍を期待しています。これら「共助」組織をさらに活発化するためにも、幅広い市民のまちづくりへの参画とリーダーの育成、さらには、自主的な活動を維持継続させるための仕組みや支援が必要です。</u></p> <p><u>また、今後の地域課題に対しては、市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体、企業、行政等が、お互いの持っている人材、情報等の「財」を提供し合い、相互に連携した協働関係を築き解決することが不可欠で、そのつなぎ役として「中間支援機能」の役割が重要になっています。</u></p> <p>(2)基本方針</p> <p><u>地域づくり協議会や市民活動団体の活動を強化するため、必要となる財源確保とあわせて、新たな市民活動を行う人材の発掘や地域リーダーとなる人材を育成します。また、市民まちづくりセンターを拠点に、地域住民による課題解決に向けた取組を推進します。</u></p> <p><u>市民活動センターは、市民まちづくりセンターと連携し、各種相談機能、人材育成やネットワークづくり機能に加え、協働を推進するための中間支援機能を付加し、地域づくり活動及び市民活動を総合的に支援します。</u></p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p><u>○市民活動センターの運営母体の育成強化を図りつつ、協働を推進するための中間支援機能を付加します。</u></p> <p><u>○市民まちづくりセンターの体制や機能強化を図ります。</u></p> <p><u>○市民協働の総合的・計画的な促進に向けた仕組みづくりを行います。</u></p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事業の名称</th> <th style="width: 50%;">取組内容</th> <th style="width: 30%;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域づくり協議会活動支援事業</td> <td><u>地域づくり活動交付金の交付</u>、地域活力プランナー(集落支援員)・<u>地域支援職員</u>の配置、地域づくり協議会連絡会の<u>支援</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市民活躍課</td> </tr> <tr> <td><u>市民まちづくりセンター管理運営事業</u></td> <td><u>市民活動の支援、協働の取組みの推進、地域課題に対する住民の活動支援、人材育成、施設の貸し館業務</u></td> </tr> <tr> <td>市民活動センター運営事業</td> <td>市民活動支援コーディネーターの設置、人材育成、各種相談、ネットワーク支援、資金調達支援、市民活動センターの整備、運営母体の育成</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	地域づくり協議会活動支援事業	<u>地域づくり活動交付金の交付</u> 、地域活力プランナー(集落支援員)・ <u>地域支援職員</u> の配置、地域づくり協議会連絡会の <u>支援</u>	市民活躍課	<u>市民まちづくりセンター管理運営事業</u>	<u>市民活動の支援、協働の取組みの推進、地域課題に対する住民の活動支援、人材育成、施設の貸し館業務</u>	市民活動センター運営事業	市民活動支援コーディネーターの設置、人材育成、各種相談、ネットワーク支援、資金調達支援、市民活動センターの整備、運営母体の育成	<p>2.1 住民・地域主体で取り組むまちづくり(p.21)</p> <p>①市民組織・団体の活動支援</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>地域的・社会的課題に行政だけで対応していくことが困難な時代の中、市内 24 地区において地域づくり協議会が発足し、地域の実情に応じた取組が進められています。今後、地域づくり協議会を地域の暮らしを支援する運営体として、その機能・取組を強化していくためには、幅広い住民の参画と地域リーダーの育成、さらには、自主的な活動を維持継続させるための仕組みが必要です。</p> <p>また、NPO 法人をはじめとする市民活動については、市民が自分の住むまちのためにやってみたいことを実現できるよう、ひとづくり、つながりづくり、資金調達など、総合的に応援する機能を充実することが求められています。</p> <p>(2)基本方針</p> <p>地域づくり協議会の組織体制を強化するため、必要となる財源確保とあわせて、地域リーダーとなる人材育成を支援します。また、各地域づくり協議会への地域活力プランナー(集落支援員)の設置を進め、地域住民による課題解決に向けた取組を推進します。あわせて、地域住民自らが思い描く理想のまちづくりが行えるよう、地域内分権を進め、住民主体のまちづくり活動を後押しできる仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>新たに整備する産業文化交流拠点に設置する市民活動センターでは、各種相談機能、人材育成やネットワークづくり機能、さらに、あらゆる世代の人々の活動や交流の場を提供するなど、地域づくり活動及び市民活動を総合的に支援します。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○各種補助制度等の見直しを図り、地域づくり協議会に対する一括交付金化と用途裁量権の付与を行います。</p> <p>○地域内での話し合いと施策推進の中心的役割を担う地域活力プランナーの設置を促進します。</p> <p>○市民活動センターの整備・運営母体の育成強化を図り、地域づくり協議会及び市民が活動しやすい仕組みを構築します。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事業の名称</th> <th style="width: 50%;">取組内容</th> <th style="width: 30%;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域づくり協議会活動支援事業</td> <td>一括交付金化と用途裁量権の付与、地域活力プランナー(集落支援員)の配置、地域づくり協議会連絡会の設立支援</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市民活躍課</td> </tr> <tr> <td>市民活動センター運営事業</td> <td>市民活動支援コーディネーターの設置、人材育成、各種相談、ネットワーク支援、資金調達支援、市民活動センターの整備、運営母体の育成</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	地域づくり協議会活動支援事業	一括交付金化と用途裁量権の付与、地域活力プランナー(集落支援員)の配置、地域づくり協議会連絡会の設立支援	市民活躍課	市民活動センター運営事業	市民活動支援コーディネーターの設置、人材育成、各種相談、ネットワーク支援、資金調達支援、市民活動センターの整備、運営母体の育成
	事業の名称	取組内容	担当課																	
地域づくり協議会活動支援事業	<u>地域づくり活動交付金の交付</u> 、地域活力プランナー(集落支援員)・ <u>地域支援職員</u> の配置、地域づくり協議会連絡会の <u>支援</u>	市民活躍課																		
<u>市民まちづくりセンター管理運営事業</u>	<u>市民活動の支援、協働の取組みの推進、地域課題に対する住民の活動支援、人材育成、施設の貸し館業務</u>																			
市民活動センター運営事業	市民活動支援コーディネーターの設置、人材育成、各種相談、ネットワーク支援、資金調達支援、市民活動センターの整備、運営母体の育成																			
事業の名称	取組内容	担当課																		
地域づくり協議会活動支援事業	一括交付金化と用途裁量権の付与、地域活力プランナー(集落支援員)の配置、地域づくり協議会連絡会の設立支援	市民活躍課																		
市民活動センター運営事業	市民活動支援コーディネーターの設置、人材育成、各種相談、ネットワーク支援、資金調達支援、市民活動センターの整備、運営母体の育成																			

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																
5	1	<p>2.1 住民・地域主体で取り組むまちづくり(p.15)</p> <p>②自治会組織の維持</p> <p>(2)基本方針</p> <p>市民による住みよい地域づくりに向けて自治会組織を維持・活性化させるため、行政、自治会及び地域づくり協議会の役割を明確にしつつ、自治会への支援制度の一部を見直すなど、自治会業務の負担軽減を図ります。</p> <p><u>また、老朽化が進む自治会館の長寿命化を図るため、自治会が行う大規模改修等に対する支援を行います。</u></p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p><u>○持続可能な自治会運営を支援するため、研修会を実施するとともに、自治会の意見を聞きながら、自治会業務の負担軽減になるような支援制度を検討します。</u></p> <p><u>○地域コミュニティの拠点である自治会館の長寿命化を推進します。</u></p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>自治会補助金等の一括交付金化</u></td> <td><u>地域に対する補助金等の一本化、交付金化への移行</u></td> <td rowspan="2">市民活躍課</td> </tr> <tr> <td><u>自治会館整備事業補助事業</u></td> <td>建設、大規模改修、<u>長寿命化</u>、バリアフリー化、耐震化等</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	<u>自治会補助金等の一括交付金化</u>	<u>地域に対する補助金等の一本化、交付金化への移行</u>	市民活躍課	<u>自治会館整備事業補助事業</u>	建設、大規模改修、 <u>長寿命化</u> 、バリアフリー化、耐震化等	<p>2.1 住民・地域主体で取り組むまちづくり(p.23)</p> <p>②自治会組織の維持</p> <p>(2)基本方針</p> <p>市民による住みよい地域づくりに向けて自治会組織を維持・活性化させるため、行政、自治会及び地域づくり協議会の役割を明確にしつつ、自治会への支援制度の一部を見直すなど、自治会業務の負担軽減を図ります。</p> <p>また、市民活動センターにおいて地域リーダーや市民活動団体の育成を行うことで、自治会の人材力を高め、市民活動団体との協働を促進できるよう支援を行います。</p> <p>さらに、老朽化が進む自治会館の長寿命化を図るため、自治会が行う大規模改修等に対する支援を行います。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○地域リーダー育成などの研修会を実施するとともに、自治会加入を促進します。</p> <p>○自治会に交付している補助制度の一部を見直し、地域づくり協議会への一括交付金化を行うことで、自治会業務の負担軽減を図ります。</p> <p>○自治会館の長寿命化に向けた補助制度の充実を図ります。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治会補助金等の一括交付金化</td> <td>地域に対する補助金等の一本化、交付金化への移行</td> <td rowspan="2">市民活躍課</td> </tr> <tr> <td>自治会館整備事業補助事業</td> <td>建設、大規模改修、バリアフリー化、耐震化等</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	自治会補助金等の一括交付金化	地域に対する補助金等の一本化、交付金化への移行	市民活躍課	自治会館整備事業補助事業	建設、大規模改修、バリアフリー化、耐震化等
事業の名称	取組内容	担当課																	
<u>自治会補助金等の一括交付金化</u>	<u>地域に対する補助金等の一本化、交付金化への移行</u>	市民活躍課																	
<u>自治会館整備事業補助事業</u>	建設、大規模改修、 <u>長寿命化</u> 、バリアフリー化、耐震化等																		
事業の名称	取組内容	担当課																	
自治会補助金等の一括交付金化	地域に対する補助金等の一本化、交付金化への移行	市民活躍課																	
自治会館整備事業補助事業	建設、大規模改修、バリアフリー化、耐震化等																		
6	1	<p>2.1 住民・地域主体で取り組むまちづくり(p.16)</p> <p>③市政参画の促進</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○政策の決定においては、検討過程のあらゆる機会を通じて市民意見を聴取する仕組みを作ります。</p> <p>○市政情報や市民活動情報を効果的に発信し、地域活動や市民参画の機会を拡充します。</p> <p><u>○市民活動等の資金調達について、クラウドファンディングを活用します。</u></p>	<p>2.1 住民・地域主体で取り組むまちづくり(p.24)</p> <p>③市政参画の促進</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○政策の決定においては、検討過程のあらゆる機会を通じて市民意見を聴取する仕組みを作ります。</p> <p>○市政情報や市民活動情報を効果的に発信し、地域活動や市民参画の機会を拡充します。</p>																

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																	
7	1	<p>2.2 安心して暮らせるコミュニティづくり(p.17)</p> <p>①地域見守り活動の推進</p> <p>(2)基本方針</p> <p>住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるまちの実現に向け、災害発生時には地域住民が協力して、要配慮者の避難誘導や安否確認等の支援活動が円滑に行えるよう、「避難支援・見守り支えあい制度」に基づく避難行動要配慮者名簿を活用した支援体制の充実を図るとともに、「いつも」のつきあいが「もしも」に生きる意義について、より一層の浸透を図ります。</p>	<p>2.2 安心して暮らせるコミュニティづくり(p.25)</p> <p>①地域見守り活動の推進</p> <p>(2)基本方針</p> <p>住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるまちの実現に向け、災害発生時には地域住民が協力して、要配慮者の避難誘導や安否確認等の支援活動が円滑に行えるよう、「避難支援・見守り支え合い制度」に基づく避難行動要支援者名簿を活用した支援体制の充実を図るとともに、「いつも」のつきあいが「もしも」に生きる意義について、より一層の浸透を図ります。</p>																	
		<p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難支援・見守り支えあい制度</td> <td>災害時の支援希望者を登録し、登録者の避難支援及び日常的な見守りに必要な事柄をまとめた「個別計画」を自治会で作成し、関係者が共有する仕組みを構築</td> <td>高齢福祉介護課</td> </tr> <tr> <td>地域支え合いづくり促進事業</td> <td>自治会等が行う、見守り体制構築会議、防災・福祉マップ作成、避難救助・図上訓練、非常食・保管物資に関する学習、要援護者支援マニュアル作成の指導、事業実施の支援</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	避難支援・見守り支えあい制度	災害時の支援希望者を登録し、登録者の避難支援及び日常的な見守りに必要な事柄をまとめた「個別計画」を自治会で作成し、関係者が共有する仕組みを構築	高齢福祉介護課	地域支え合いづくり促進事業	自治会等が行う、見守り体制構築会議、防災・福祉マップ作成、避難救助・図上訓練、非常食・保管物資に関する学習、要援護者支援マニュアル作成の指導、事業実施の支援	-	<p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難支援・見守り支え合い制度</td> <td>災害時の支援希望者を登録し、登録者の避難支援及び日常的な見守りに必要な事柄をまとめた「個別計画」を自治会で作成し、関係者が共有する仕組みを構築</td> <td rowspan="2">高齢福祉介護課</td> </tr> <tr> <td>地域支え合いづくり促進事業</td> <td>自治会等が行う、見守り体制構築会議、防災・福祉マップ作成、避難救助・図上訓練、非常食・保管物資に関する学習、要援護者支援マニュアル作成の指導、事業実施の支援</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	避難支援・見守り支え合い制度	災害時の支援希望者を登録し、登録者の避難支援及び日常的な見守りに必要な事柄をまとめた「個別計画」を自治会で作成し、関係者が共有する仕組みを構築	高齢福祉介護課	地域支え合いづくり促進事業	自治会等が行う、見守り体制構築会議、防災・福祉マップ作成、避難救助・図上訓練、非常食・保管物資に関する学習、要援護者支援マニュアル作成の指導、事業実施の支援
		事業の名称	取組内容	担当課																
		避難支援・見守り支えあい制度	災害時の支援希望者を登録し、登録者の避難支援及び日常的な見守りに必要な事柄をまとめた「個別計画」を自治会で作成し、関係者が共有する仕組みを構築	高齢福祉介護課																
地域支え合いづくり促進事業	自治会等が行う、見守り体制構築会議、防災・福祉マップ作成、避難救助・図上訓練、非常食・保管物資に関する学習、要援護者支援マニュアル作成の指導、事業実施の支援	-																		
事業の名称	取組内容	担当課																		
避難支援・見守り支え合い制度	災害時の支援希望者を登録し、登録者の避難支援及び日常的な見守りに必要な事柄をまとめた「個別計画」を自治会で作成し、関係者が共有する仕組みを構築	高齢福祉介護課																		
地域支え合いづくり促進事業	自治会等が行う、見守り体制構築会議、防災・福祉マップ作成、避難救助・図上訓練、非常食・保管物資に関する学習、要援護者支援マニュアル作成の指導、事業実施の支援																			

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																						
8	2	<p>1.1 家庭の教育環境の充実(p.19)</p> <p>①家庭教育の促進</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>家庭教育は、すべての教育の出発点であると言われており、親子の絆や家族とのふれあいを通じて、子どもの人間形成の基礎を培う最も重要な役割を担っています。しかしながら、少子化や核家族化、地域における人間関係の希薄化などを背景として、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減るなど、子育てを支える環境も大きく変化し、家庭教育力の低下が指摘されていることから、家庭教育の重要性を再認識し、家庭が本来有している教育機能を向上させるために親の意識向上が課題となっています。</p> <p>また、<u>家庭環境の多様化が進む中</u>、子どもと一緒に過ごす時間を十分とれない家庭が増加したり、<u>子育て中の親が孤立しがちであったりすることから、家庭をとりまく環境の整備を進める必要があります。</u></p>	<p>1.1 家庭の教育環境の充実(p.27)</p> <p>①家庭教育の促進</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>家庭教育は、すべての教育の出発点であると言われており、親子の絆や家族とのふれあいを通じて、子どもの人間形成の基礎を培う最も重要な役割を担っています。しかしながら、少子化や核家族化、地域における人間関係の希薄化などを背景として、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減るなど、子育てを支える環境も大きく変化し、家庭教育力の低下が指摘されていることから、家庭教育の重要性を再認識し、家庭が本来有している教育機能を向上させるために親の意識向上が課題となっています。</p> <p>また、就労している保護者の中には、子どもと一緒に過ごす時間を十分とれない家庭が増加していることから、親子でふれあう機会を提供するなどの取組が求められています。</p>																						
		<p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭の教育力向上事業</td> <td>小中学校、幼稚園、保育所及び認定こども園における子どもの<u>人権や子どもとの関わり方等に関する</u>学習機会の提供、就学前健康診断時・入学説明会時における保護者への家庭教育講習の実施</td> <td rowspan="2">生涯学習文化課</td> </tr> <tr> <td>家庭教育支援事業</td> <td>家庭教育支援チーム「えがお」による育児から離れ親子が家庭で絵本に親しむ取組「絵本シリーズ」の実施、会報誌「えがお」の発行</td> </tr> <tr> <td><u>児童健全育成事業</u> <u>就学前教育推進事業</u></td> <td>幼稚園、保育所、認定こども園において、地域における子育て支援体制の充実、子育て講演会や親子活動の実施</td> <td>幼児課</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	家庭の教育力向上事業	小中学校、幼稚園、保育所及び認定こども園における子どもの <u>人権や子どもとの関わり方等に関する</u> 学習機会の提供、就学前健康診断時・入学説明会時における保護者への家庭教育講習の実施	生涯学習文化課	家庭教育支援事業	家庭教育支援チーム「えがお」による育児から離れ親子が家庭で絵本に親しむ取組「絵本シリーズ」の実施、会報誌「えがお」の発行	<u>児童健全育成事業</u> <u>就学前教育推進事業</u>	幼稚園、保育所、認定こども園において、地域における子育て支援体制の充実、子育て講演会や親子活動の実施	幼児課	<p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭の教育力向上事業</td> <td>小中学校、幼稚園、保育所及び認定こども園における子どもの発達段階に応じたきめ細かな情報や学習機会の提供、就学前健康診断時・入学説明会時における保護者への家庭教育講習の実施</td> <td rowspan="2">生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>家庭教育支援事業</td> <td>家庭教育支援チーム「えがお」による育児から離れ親子が家庭で絵本に親しむ取組「絵本シリーズ」の実施、会報誌「えがお」の発行</td> </tr> <tr> <td>児童健全育成事業</td> <td>幼稚園、保育所、認定こども園において、地域における子育て支援体制の充実、子育て講演会や親子活動の実施</td> <td>幼児課</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	家庭の教育力向上事業	小中学校、幼稚園、保育所及び認定こども園における子どもの発達段階に応じたきめ細かな情報や学習機会の提供、就学前健康診断時・入学説明会時における保護者への家庭教育講習の実施	生涯学習課	家庭教育支援事業	家庭教育支援チーム「えがお」による育児から離れ親子が家庭で絵本に親しむ取組「絵本シリーズ」の実施、会報誌「えがお」の発行	児童健全育成事業	幼稚園、保育所、認定こども園において、地域における子育て支援体制の充実、子育て講演会や親子活動の実施	幼児課
		事業の名称	取組内容	担当課																					
		家庭の教育力向上事業	小中学校、幼稚園、保育所及び認定こども園における子どもの <u>人権や子どもとの関わり方等に関する</u> 学習機会の提供、就学前健康診断時・入学説明会時における保護者への家庭教育講習の実施	生涯学習文化課																					
家庭教育支援事業	家庭教育支援チーム「えがお」による育児から離れ親子が家庭で絵本に親しむ取組「絵本シリーズ」の実施、会報誌「えがお」の発行																								
<u>児童健全育成事業</u> <u>就学前教育推進事業</u>	幼稚園、保育所、認定こども園において、地域における子育て支援体制の充実、子育て講演会や親子活動の実施	幼児課																							
事業の名称	取組内容	担当課																							
家庭の教育力向上事業	小中学校、幼稚園、保育所及び認定こども園における子どもの発達段階に応じたきめ細かな情報や学習機会の提供、就学前健康診断時・入学説明会時における保護者への家庭教育講習の実施	生涯学習課																							
家庭教育支援事業	家庭教育支援チーム「えがお」による育児から離れ親子が家庭で絵本に親しむ取組「絵本シリーズ」の実施、会報誌「えがお」の発行																								
児童健全育成事業	幼稚園、保育所、認定こども園において、地域における子育て支援体制の充実、子育て講演会や親子活動の実施	幼児課																							

9	2	<p>1.3 学校の教育環境の充実(p.22)</p> <p>①確かな学力の向上</p> <p>(2)基本方針</p> <p>興味・関心・意欲をもち、主体的に学ぶ子どもを育成するため、学習の基礎・基本の定着とともに、知識を広め、理解力・思考力・判断力・表現力などを高め、「確かな学力」の習得を図ります。また、<u>ふるさとに誇りを持ち、みずから進んで発信し、進んでコミュニケーションがとれる児童生徒を育成するため、小学校から中学校までの9年間を見通した英語教育を実施する</u>とともに、創造性豊かな人材の育成を図るため理系教育の推進に取り組みます。</p> <p>さらに、すべての子どもたちが、発達段階に応じ、家庭・地域・学校等のあらゆる機会と場所において、読書に親しみ、本が身近にある環境を整えることで、次代を担う子どもたちの成長を支援します。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保幼小中の連携のあり方を研究し、接続カリキュラムを共有するとともに、小学校低学年の指導に重点を置いて基礎学力の定着を目指します。 ○英語教育では、<u>教員の指導力の向上、授業改善を図り、児童・生徒の英語による発信力、実践的な英語の活用力の向上を目指し、小学校から中学校までの9年間を見通した教育を実施します。</u> ○高い専門性を有する長浜バイオ大学の人的・知的資源や施設等を活用し、子どもたちの興味・関心を高めることで、理系教育の充実を図ります。 ○家庭・地域・学校それぞれが相互に連携・協力し、子どもの読書活動を推進します。 ○<u>新学習指導要領に沿ったICTを活用した学習活動の充実を図ります。</u> ○<u>より良い教育環境を提供していくため、義務教育学校の成果を取り入れた系統的・継続的な学習指導を進めます。</u> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保幼小中連携教育推進事業</td> <td>モデル校での保幼小連携・小中連携のあり方の研究、幼児期から小学校への学びの連続性を見通した<u>教育課程の研究</u></td> <td rowspan="4">教育指導課</td> </tr> <tr> <td>心輝く学校づくり推進事業</td> <td>「学びの活性化」「つながりづくり」「感動づくり」を視점에、各学校のねらいや課題に応じた特色ある教育活動による学校づくりの推進</td> </tr> <tr> <td>英語教育推進事業</td> <td><u>小学校から中学校までの9年間を見通した英語教育の実施、教員の指導力の向上、児童・生徒の英語活用力を育成</u></td> </tr> <tr> <td>理系人材育成支援事業</td> <td>長浜バイオ大学と協力して設置する「長浜学びの実験室」において、市内の小・中学生を対象とした実</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	保幼小中連携教育推進事業	モデル校での保幼小連携・小中連携のあり方の研究、幼児期から小学校への学びの連続性を見通した <u>教育課程の研究</u>	教育指導課	心輝く学校づくり推進事業	「学びの活性化」「つながりづくり」「感動づくり」を視점에、各学校のねらいや課題に応じた特色ある教育活動による学校づくりの推進	英語教育推進事業	<u>小学校から中学校までの9年間を見通した英語教育の実施、教員の指導力の向上、児童・生徒の英語活用力を育成</u>	理系人材育成支援事業	長浜バイオ大学と協力して設置する「長浜学びの実験室」において、市内の小・中学生を対象とした実	<p>1.3 学校の教育環境の充実(p.30)</p> <p>①確かな学力の向上</p> <p>(2)基本方針</p> <p>興味・関心・意欲をもち、主体的に学ぶ子どもを育成するため、学習の基礎・基本の定着とともに、知識を広め、理解力・思考力・判断力・表現力などを高め、「確かな学力」の習得を図ります。また、子どもの国際性を育むため、小学校から中学校までの9年間を通して特色ある英語教育を実施するとともに、創造性豊かな人材の育成を図るため理系教育の推進に取り組みます。</p> <p>さらに、すべての子どもたちが、発達段階に応じ、家庭・地域・学校等のあらゆる機会と場所において、読書に親しみ、本が身近にある環境を整えることで、次代を担う子どもたちの成長を支援します。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保幼小中の連携のあり方を研究し、接続カリキュラムを共有するとともに、小学校低学年の指導に重点を置いて基礎学力の定着を目指します。 ○英語教育では、小学校において新カリキュラムの定着を促すとともに小中一貫カリキュラムの改訂を行い、小学校から中学校までの9年間を通じた特色ある教育を実施します。 ○高い専門性を有する長浜バイオ大学の人的・知的資源や施設等を活用し、子どもたちの興味・関心を高めることで、理系教育の充実を図ります。 ○家庭・地域・学校それぞれが相互に連携・協力し、子どもの読書活動を推進します。 <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保幼小中連携教育推進事業</td> <td>モデル校での保幼小連携・小中連携のあり方の研究、幼児期から小学校への学びの連続性を見通した「<u>幼小接続期小1カリキュラム</u>」の作成と今後の学校教育への活用</td> <td rowspan="3">教育指導課</td> </tr> <tr> <td>心輝く学校づくり推進事業</td> <td>「学びの活性化」「つながりづくり」「感動づくり」を視점에、各学校のねらいや課題に応じた特色ある教育活動による学校づくりの推進</td> </tr> <tr> <td>英語教育推進事業</td> <td>国際コミュニケーション能力と国際性育成のための、小学校から中学校までの9年間を通じた特色ある英語教育推進、小学校学級担任の指導力向上、さらに高等学校との円滑な接続の推進</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	保幼小中連携教育推進事業	モデル校での保幼小連携・小中連携のあり方の研究、幼児期から小学校への学びの連続性を見通した「 <u>幼小接続期小1カリキュラム</u> 」の作成と今後の学校教育への活用	教育指導課	心輝く学校づくり推進事業	「学びの活性化」「つながりづくり」「感動づくり」を視점에、各学校のねらいや課題に応じた特色ある教育活動による学校づくりの推進	英語教育推進事業	国際コミュニケーション能力と国際性育成のための、小学校から中学校までの9年間を通じた特色ある英語教育推進、小学校学級担任の指導力向上、さらに高等学校との円滑な接続の推進
		事業の名称	取組内容	担当課																					
保幼小中連携教育推進事業	モデル校での保幼小連携・小中連携のあり方の研究、幼児期から小学校への学びの連続性を見通した <u>教育課程の研究</u>	教育指導課																							
心輝く学校づくり推進事業	「学びの活性化」「つながりづくり」「感動づくり」を視점에、各学校のねらいや課題に応じた特色ある教育活動による学校づくりの推進																								
英語教育推進事業	<u>小学校から中学校までの9年間を見通した英語教育の実施、教員の指導力の向上、児童・生徒の英語活用力を育成</u>																								
理系人材育成支援事業	長浜バイオ大学と協力して設置する「長浜学びの実験室」において、市内の小・中学生を対象とした実																								
事業の名称	取組内容	担当課																							
保幼小中連携教育推進事業	モデル校での保幼小連携・小中連携のあり方の研究、幼児期から小学校への学びの連続性を見通した「 <u>幼小接続期小1カリキュラム</u> 」の作成と今後の学校教育への活用	教育指導課																							
心輝く学校づくり推進事業	「学びの活性化」「つながりづくり」「感動づくり」を視점에、各学校のねらいや課題に応じた特色ある教育活動による学校づくりの推進																								
英語教育推進事業	国際コミュニケーション能力と国際性育成のための、小学校から中学校までの9年間を通じた特色ある英語教育推進、小学校学級担任の指導力向上、さらに高等学校との円滑な接続の推進																								

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新		旧		
			<p>験講座を実施</p> <p>外国人子どもサポート事業 外国人児童生徒の日本語によるコミュニケーション能力と基礎的・基本的な学力獲得のための巡回指導員の計画的な派遣、支援</p> <p>つなごう！子どもと本～けやきっ子プロジェクト～ 学校・学校図書館との連携、学校司書の業務への支援、子どもと本をつなぐ大人への支援などによる児童・生徒の読書環境整備と読書活動支援</p>		<p>理系人材育成支援事業 長浜バイオ大学と協力して設置する「長浜学びの実験室」において、市内の小・中学生を対象とした実験講座を実施</p> <p>外国人子どもサポート事業 外国人児童生徒の日本語によるコミュニケーション能力と基礎的・基本的な学力獲得のための巡回指導員の計画的な派遣、支援</p> <p>つなごう！子どもと本～けやきっ子プロジェクト～ 学校・学校図書館との連携、学校司書の業務への支援、子どもと本をつなぐ大人への支援などによる児童・生徒の読書環境整備と読書活動支援</p>	<p>生涯学習文化課 (図書館)</p> <p>生涯学習課 (図書館)</p>
10	2	<p>1.3 学校の教育環境の充実(p.24)</p> <p>②教職員の資質の向上</p> <p>(1)現状と課題</p> <p><u>県の指定研修との兼ね合いを考慮しながら、教職員が所属校園で充実した研修を行うとともに、教職員の世代交代が続くことから、若手教員の指導力向上にかかる事業の継続実施が必要です。</u>また、教員マイスター制度については、OJT機能を市内全域に広げた利点を生かし、マイスター教員の選定や研修の持ち方等を見直しながら、研修制度としての充実を図る必要があります。</p>		<p>1.3 学校の教育環境の充実(p.32)</p> <p>②教職員の資質の向上</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>県の指定研修との兼ね合いを考慮しながら、教職員が所属校園で充実した研修を行うとともに、教職員の世代交代が続くことから、「2、3年次教諭等研修」や「授業力向上支援プロジェクト」等、若手教員の指導力向上にかかる事業の継続実施が必要です。また、教員マイスター制度については、OJT機能を市内全域に広げた利点を生かし、マイスター教員の選定や研修の持ち方等を見直しながら、研修制度としての充実を図る必要があります。</p>		

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																										
11	2	<p>1.3 学校の教育環境の充実(p.25)</p> <p>③安全・安心な学校づくり</p> <p>(2)基本方針</p> <p>将来を担う子どもたちの教育環境を整え、安全で安心な学校生活を送れるよう、学校施設や設備の環境整備に努めます。整備にあたっては、今後における学校の適正配置を踏まえたうえで、施設の長寿命化となる改修を行うとともに、生活スタイルの変化に対応したトイレの洋式化やエレベータの設置等のバリアフリー化を進めるなど、誰もが安心して存分に学ぶことができる環境を整えます。また、安全で質の高い学校給食を提供するため、<u>長浜北部学校給食センター分室を長浜北部学校給食センターへ統合します。</u></p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの安全・安心を確保するため、計画的に学校施設の長寿命化に取り組みます。 ○生活スタイルの変化に対応したトイレの洋式化やエレベータの設置等、施設のバリアフリー化を進めます。 ○保護者や地域住民との意見交換を十分に行いながら、子どもたちの教育環境の充実に向けて学校の適正配置と小中一貫教育の実施に向けた検討を進めます。 ○質の高い学校給食を提供するため、<u>長浜北部学校給食センター分室を長浜北部学校給食センターへ統合します。</u> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中学校トイレ洋式化整備事業</td> <td>市内全ての小学校、中学校においてトイレの洋式化、多目的トイレを設置</td> <td rowspan="3">教育総務課</td> </tr> <tr> <td>小中学校バリアフリー化整備事業</td> <td>小学校、中学校校舎のバリアフリー化のため、エレベータを設置</td> </tr> <tr> <td>小中学校施設の長寿命化事業</td> <td>施設の点検・整備を行い、長寿命化を推進</td> </tr> <tr> <td><u>長浜北部学校給食センター分室統合事業</u></td> <td><u>老朽化した長浜北部学校給食センター分室を新設された長浜北部学校給食センターへ統合</u></td> <td>すこやか教育推進課</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	小中学校トイレ洋式化整備事業	市内全ての小学校、中学校においてトイレの洋式化、多目的トイレを設置	教育総務課	小中学校バリアフリー化整備事業	小学校、中学校校舎のバリアフリー化のため、エレベータを設置	小中学校施設の長寿命化事業	施設の点検・整備を行い、長寿命化を推進	<u>長浜北部学校給食センター分室統合事業</u>	<u>老朽化した長浜北部学校給食センター分室を新設された長浜北部学校給食センターへ統合</u>	すこやか教育推進課	<p>1.3 学校の教育環境の充実(p.33)</p> <p>③安全・安心な学校づくり</p> <p>(2)基本方針</p> <p>将来を担う子どもたちの教育環境を整え、安全で安心な学校生活を送れるよう、学校施設や設備の環境整備に努めます。整備にあたっては、今後における学校の適正配置を踏まえたうえで、施設の長寿命化となる改修を行うとともに、生活スタイルの変化に対応したトイレの洋式化やエレベータの設置等のバリアフリー化を進めるなど、誰もが安心して存分に学ぶことができる環境を整えます。また、安全で質の高い学校給食を提供するため、市北部地域に新たな学校給食センターを整備します。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの安全・安心を確保するため、計画的に学校施設の長寿命化に取り組みます。 ○生活スタイルの変化に対応したトイレの洋式化やエレベータの設置等、施設のバリアフリー化を進めます。 ○保護者や地域住民との意見交換を十分に行いながら、子どもたちの教育環境の充実に向けて学校の適正配置と小中一貫教育の実施に向けた検討を進めます。 ○質の高い学校給食を提供するため、市北部地域に学校給食センターを整備します。 <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中学校トイレ洋式化整備事業</td> <td>市内全ての小学校、中学校においてトイレの洋式化、多目的トイレを設置</td> <td rowspan="3">教育総務課</td> </tr> <tr> <td>小中学校バリアフリー化整備事業</td> <td>小学校、中学校校舎のバリアフリー化のため、エレベータを設置</td> </tr> <tr> <td>小中学校施設の長寿命化事業</td> <td>施設の点検・整備を行い、長寿命化を推進</td> </tr> <tr> <td>(仮称) 北部学校給食センター整備事業</td> <td>老朽化した学校給食センターと3つの自校式調理場を一つに統合し、北部地域の拠点となる学校給食センターを整備</td> <td>すこやか教育推進課</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	小中学校トイレ洋式化整備事業	市内全ての小学校、中学校においてトイレの洋式化、多目的トイレを設置	教育総務課	小中学校バリアフリー化整備事業	小学校、中学校校舎のバリアフリー化のため、エレベータを設置	小中学校施設の長寿命化事業	施設の点検・整備を行い、長寿命化を推進	(仮称) 北部学校給食センター整備事業	老朽化した学校給食センターと3つの自校式調理場を一つに統合し、北部地域の拠点となる学校給食センターを整備	すこやか教育推進課
		事業の名称	取組内容	担当課																									
小中学校トイレ洋式化整備事業	市内全ての小学校、中学校においてトイレの洋式化、多目的トイレを設置	教育総務課																											
小中学校バリアフリー化整備事業	小学校、中学校校舎のバリアフリー化のため、エレベータを設置																												
小中学校施設の長寿命化事業	施設の点検・整備を行い、長寿命化を推進																												
<u>長浜北部学校給食センター分室統合事業</u>	<u>老朽化した長浜北部学校給食センター分室を新設された長浜北部学校給食センターへ統合</u>	すこやか教育推進課																											
事業の名称	取組内容	担当課																											
小中学校トイレ洋式化整備事業	市内全ての小学校、中学校においてトイレの洋式化、多目的トイレを設置	教育総務課																											
小中学校バリアフリー化整備事業	小学校、中学校校舎のバリアフリー化のため、エレベータを設置																												
小中学校施設の長寿命化事業	施設の点検・整備を行い、長寿命化を推進																												
(仮称) 北部学校給食センター整備事業	老朽化した学校給食センターと3つの自校式調理場を一つに統合し、北部地域の拠点となる学校給食センターを整備	すこやか教育推進課																											

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																												
2		<p>1.4 相談体制の充実 (p. ●) ①相談体制の充実 (1)現状と課題 高度情報化、少子高齢化、人口減少、核家族の進行など、現代社会の大きな変容の中、学校教育においても児童生徒の抱える課題が多様化し、心に不安を抱えた子どもたちや保護者の悩みも多様化、深刻化する傾向がみられます。このため、早期からの教育相談の実施や多様な人材の参画による教育支援の充実が求められています。</p> <p>各幼稚園、<u>保育所</u>及び認定こども園においては、専属の子育て専門相談員を配置し、日々の子育てに関する相談に応じられる体制を整備しています。しかしながら、保護者へのアンケート結果からは子育て相談の機会を求める要求は大きいものの、実際の相談件数には反映されず、相談活動への理解や利用に対する地域的な差が見受けられます。また、子育て相談活動の充実に欠かせない子育てサポーターの確保が課題となっています。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援教育推進事業</td> <td>児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援・指導ができる教職員の指導力向上、専門医の意見を踏まえた児童生徒の成長の支援</td> <td rowspan="5">教育指導課</td> </tr> <tr> <td>生徒指導実践活動推進事業</td> <td>不登校や学校不応の改善を目指したスクールソーシャルワーカーの配置</td> </tr> <tr> <td>青少年相談指導事業</td> <td>青少年が抱える家庭・学校・社会での不安や悩み及び青少年の問題行動等で困っている保護者への相談活動を実施</td> </tr> <tr> <td>青少年立ち直り支援事業</td> <td>悩みや問題を抱える青少年が自分自身を見つめ直し、健やかに成長していくため、一人ひとりのニーズに応じた5つの支援プログラムを組み合わせた個別支援を実施</td> </tr> <tr> <td>教育センター運営事業</td> <td>不登校や発達障害などで学校生活に不応をおこしている児童生徒、保護者、教職員への指導・支援・相談、児童生徒の学校・社会復帰に向けた適応指導教室の実施</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	特別支援教育推進事業	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援・指導ができる教職員の指導力向上、専門医の意見を踏まえた児童生徒の成長の支援	教育指導課	生徒指導実践活動推進事業	不登校や学校不応の改善を目指したスクールソーシャルワーカーの配置	青少年相談指導事業	青少年が抱える家庭・学校・社会での不安や悩み及び青少年の問題行動等で困っている保護者への相談活動を実施	青少年立ち直り支援事業	悩みや問題を抱える青少年が自分自身を見つめ直し、健やかに成長していくため、一人ひとりのニーズに応じた5つの支援プログラムを組み合わせた個別支援を実施	教育センター運営事業	不登校や発達障害などで学校生活に不応をおこしている児童生徒、保護者、教職員への指導・支援・相談、児童生徒の学校・社会復帰に向けた適応指導教室の実施	<p>1.4 相談体制の充実 (p. 37) ①相談体制の充実 (1)現状と課題 高度情報化、少子高齢化、人口減少、核家族の進行など、現代社会の大きな変容の中、学校教育においても児童生徒の抱える課題が多様化し、心に不安を抱えた子どもたちや保護者の悩みも多様化、深刻化する傾向がみられます。このため、早期からの教育相談の実施や多様な人材の参画による教育支援の充実が求められています。</p> <p>各幼稚園及び認定こども園においては、専属の子育て専門相談員を配置し、日々の子育てに関する相談に応じられる体制を整備しています。しかしながら、保護者へのアンケート結果からは子育て相談の機会を求める要求は大きいものの、実際の相談件数には反映されず、相談活動への理解や利用に対する地域的な差が見受けられます。また、子育て相談活動の充実に欠かせない子育てサポーターの確保が課題となっています。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援教育推進事業</td> <td>児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援・指導ができる教職員の指導力向上、専門医の意見を踏まえた児童生徒の成長の支援</td> <td rowspan="5">教育指導課</td> </tr> <tr> <td>生徒指導実践活動推進事業</td> <td>不登校や学校不応の改善を目指したスクールソーシャルワーカーの配置</td> </tr> <tr> <td>青少年相談指導事業</td> <td>青少年が抱える家庭・学校・社会での不安や悩み及び青少年の問題行動等で困っている保護者への相談活動を実施</td> </tr> <tr> <td>青少年立ち直り支援事業</td> <td>悩みや問題を抱える青少年が自分自身を見つめ直し、健やかに成長していくため、一人ひとりのニーズに応じた5つの支援プログラムを組み合わせた個別支援を実施</td> </tr> <tr> <td>教育センター運営事業</td> <td>不登校や発達障害などで学校生活に不応をおこしている児童生徒、保護者、教職員への指導・支援・相談、児童生徒の学校・社会復帰に向けた適応指導教室の実施</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	特別支援教育推進事業	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援・指導ができる教職員の指導力向上、専門医の意見を踏まえた児童生徒の成長の支援	教育指導課	生徒指導実践活動推進事業	不登校や学校不応の改善を目指したスクールソーシャルワーカーの配置	青少年相談指導事業	青少年が抱える家庭・学校・社会での不安や悩み及び青少年の問題行動等で困っている保護者への相談活動を実施	青少年立ち直り支援事業	悩みや問題を抱える青少年が自分自身を見つめ直し、健やかに成長していくため、一人ひとりのニーズに応じた5つの支援プログラムを組み合わせた個別支援を実施	教育センター運営事業	不登校や発達障害などで学校生活に不応をおこしている児童生徒、保護者、教職員への指導・支援・相談、児童生徒の学校・社会復帰に向けた適応指導教室の実施
		事業の名称	取組内容	担当課																											
特別支援教育推進事業	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援・指導ができる教職員の指導力向上、専門医の意見を踏まえた児童生徒の成長の支援	教育指導課																													
生徒指導実践活動推進事業	不登校や学校不応の改善を目指したスクールソーシャルワーカーの配置																														
青少年相談指導事業	青少年が抱える家庭・学校・社会での不安や悩み及び青少年の問題行動等で困っている保護者への相談活動を実施																														
青少年立ち直り支援事業	悩みや問題を抱える青少年が自分自身を見つめ直し、健やかに成長していくため、一人ひとりのニーズに応じた5つの支援プログラムを組み合わせた個別支援を実施																														
教育センター運営事業	不登校や発達障害などで学校生活に不応をおこしている児童生徒、保護者、教職員への指導・支援・相談、児童生徒の学校・社会復帰に向けた適応指導教室の実施																														
事業の名称	取組内容	担当課																													
特別支援教育推進事業	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援・指導ができる教職員の指導力向上、専門医の意見を踏まえた児童生徒の成長の支援	教育指導課																													
生徒指導実践活動推進事業	不登校や学校不応の改善を目指したスクールソーシャルワーカーの配置																														
青少年相談指導事業	青少年が抱える家庭・学校・社会での不安や悩み及び青少年の問題行動等で困っている保護者への相談活動を実施																														
青少年立ち直り支援事業	悩みや問題を抱える青少年が自分自身を見つめ直し、健やかに成長していくため、一人ひとりのニーズに応じた5つの支援プログラムを組み合わせた個別支援を実施																														
教育センター運営事業	不登校や発達障害などで学校生活に不応をおこしている児童生徒、保護者、教職員への指導・支援・相談、児童生徒の学校・社会復帰に向けた適応指導教室の実施																														

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新			旧		
		子育て相談事業	幼稚園、 保育所 、認定こども園への子育て専門相談員配置による子育て不安をもつ保護者への相談活動、困難ケースでの教育相談スクールカウンセラー活用など、各園におけるカウンセリング機能の充実	幼児課	子育て相談事業	幼稚園・認定こども園への子育て専門相談員配置による子育て不安をもつ保護者への相談活動、困難ケースでの教育相談スクールカウンセラー活用など、各園におけるカウンセリング機能の充実	幼児課
		就学前教育推進事業	園における子育て支援体制の充実を図るため、子育てサポーターの養成、園とサポーターが協力した親子と園児との交流の場や子育て相談の実施、親育てや子育て支援に関する講演会等の実施		就学前教育推進事業	園における子育て支援体制の充実を図るため、子育てサポーターの養成、園とサポーターが協力した親子と園児との交流の場や子育て相談の実施、親育てや子育て支援に関する講演会等の実施	
2		1.4 相談体制の充実(p.●) ②質の高い就学前教育の推進 (3)重点的に取り組む視点 ○地域性を生かした体験を通して学ぶ教育・保育の充実、学習意欲や活動意欲の基礎となる運動遊びの充実、学びに向かう姿勢や態度の育成に努めます。 ○モデル校を指定して保幼小の連携及び小中の連携のあり方を研究し、幼児期の学びの芽生えから小学校の自発的な学びへの連続性を見通した 教育課程の研究を進め 、今後の学校教育に活用します。			1.4 相談体制の充実(p.39) ②質の高い就学前教育の推進 (3)重点的に取り組む視点 ○地域性を生かした体験を通して学ぶ教育・保育の充実、学習意欲や活動意欲の基礎となる運動遊びの充実、学びに向かう姿勢や態度の育成に努めます。 ○モデル校を指定して保幼小の連携及び小中の連携のあり方を研究し、幼児期の学びの芽生えから小学校の自発的な学びへの連続性を見通した「幼小接続期小1カリキュラム」を作成することにより、今後の学校教育に活用します。		
		(4)今後の主な取組			(4)今後の主な取組		
		事業の名称	取組内容	担当課	事業の名称	取組内容	担当課
		保幼小中連携教育推進事業	モデル校（ 虎姫学区 ）での保幼小連携・小中連携のあり方の研究、幼児期から小学校への学びの連続性を見通した 教育課程の研究 と活用	教育指導課	保幼小中連携教育推進事業	モデル校（虎姫学区、余呉学区、西浅井学区）での保幼小連携・小中連携のあり方の研究、幼児期から小学校への学びの連続性を見通した「幼小接続期小1カリキュラム」の作成と活用	教育指導課
就学前教育推進事業	全職員への長浜市就学前教育カリキュラム 配付と幼稚園、保育所、認定こども園への指導訪問によるカリキュラム に基づく保育の推進、 運動遊び短時間継続あそびプログラムの再編実施	幼児課	就学前教育推進事業	全職員への長浜市就学前教育カリキュラム配付と幼稚園、保育所、認定こども園への指導訪問によるカリキュラムに基づく保育の推進、 運動遊び短時間継続プログラムの再編	幼児課		
就学前施設の長寿命化事業	長寿命化を目指した点検・整備等を実施	教育総務課	就学前施設の長寿命化事業	長寿命化を目指した点検・整備等を実施	教育総務課		

2	<p>2.1 生涯学習の推進(p.●) ①生涯学習の推進 (1)現状と課題 本市では、生涯学習を「市民が、家庭や学校、地域社会において、生涯を通じて自発的な意志に基づいて学び、その成果を生活や仕事等に活かすとともに、社会的課題の解決に向けて活動を行うもの」と定義しています。 少子高齢化や情報化等の進展に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習、新たな知識や技術の習得など、様々な学習活動の機会を求める市民のニーズが高まっており、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代が切れ目なく、体系的に学ぶことができる生涯学習機会の充実が求められています。そのため、本市では、地域資源を活かし、様々な体験活動を通じて子どもたちの「生きる力」を育む「<u>ジュニア長浜学</u>」や<u>高校生が地域の産業</u>や歴史について学習することで、今後の地域活性化に貢献できる市民の育成をめざす「<u>未来に輝く長浜人育成事業</u>」、さらには地域の高校や大学、企業、団体等と連携した学習活動を展開する「<u>長浜学びのカレッジ</u>」を実施しています。 今後は、市民が自ら学んだ成果を地域の活動に生かすことができる仕組みづくりや、地域における生涯学習を支える担い手を育成する必要があります。さらに、各地域の生涯学習の拠点となる<u>施設</u>のより有効な活用が求められています。</p> <p>(2)基本方針 市民が「いつでも」「どこでも」「誰でも」学ぶことができ、学びを通じて得た成果が、まちづくり・人づくりにつながる生涯学習を推進します。そのため、生涯学習の普及・啓発に努めるとともに、あらゆる世代が体系的に学ぶことができるよう学習メニューの充実を図り、一人ひとりの自主的、主体的な学習活動を支援します。また、地域資源の活用や地域の人材や各種団体と連携した体験活動・学習プログラムを実施し、地域の生涯学習を支える人材の養成に努めるとともに、地域における生涯学習の活動拠点を<u>活用した事業</u>の充実を図ります。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点 ○子どもからお年寄りまで、あらゆる世代の誰もが切れ目なく体系的に学ぶことができるよう、生涯学習体制の構築と、地域の特性を生かし市民ニーズに応じた生涯学習機会の提供を行います。 ○生涯学習の拠点施設となる<u>施設を有効に活用した事業</u>を進めます。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1" data-bbox="208 1289 1176 1466"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生涯学習社会づくり推進事業</td> <td>「生涯学習社会づくり基本方針」の<u>個別事業を実施</u></td> <td rowspan="2">生涯学習文化課</td> </tr> <tr> <td>地域課題に応じた生涯学習事業</td> <td><u>地域の課題に応じた生涯学習事業の展開</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	生涯学習社会づくり推進事業	「生涯学習社会づくり基本方針」の <u>個別事業を実施</u>	生涯学習文化課	地域課題に応じた生涯学習事業	<u>地域の課題に応じた生涯学習事業の展開</u>	<p>2.1 生涯学習の推進(p.41) ①生涯学習の推進 (1)現状と課題 本市では、生涯学習を「市民が、家庭や学校、地域社会において、生涯を通じて自発的な意志に基づいて学び、その成果を生活や仕事等に活かすとともに、社会的課題の解決に向けて活動を行うもの」と定義しています。 少子高齢化や情報化等の進展に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習、新たな知識や技術の習得など、様々な学習活動の機会を求める市民のニーズが高まっており、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代が切れ目なく、体系的に学ぶことができる生涯学習機会の充実が求められています。そのため、本市では、地域資源を活かし、様々な体験活動を通じて子どもたちの「生きる力」を育む「<u>子ども長浜学</u>」や地域の環境や歴史について学習することで、今後の地域活性化に貢献できる市民の育成をめざす「<u>長浜学</u>」、さらに環境をテーマとして地域の高校や大学、企業、団体等と連携した学習活動を展開する「<u>淡海生涯学習カレッジ</u>」を実施しています。 今後は、市民が自ら学んだ成果を地域の活動に生かすことができる仕組みづくりや、地域における生涯学習を支える担い手を育成する必要があります。さらに、各地域の生涯学習の拠点となる「<u>まちづくりセンター</u>」のより有効な活用が求められています。</p> <p>(2)基本方針 市民が「いつでも」「どこでも」「誰でも」学ぶことができ、学びを通じて得た成果が、まちづくり・人づくりにつながる生涯学習を推進します。そのため、生涯学習の普及・啓発に努めるとともに、あらゆる世代が体系的に学ぶことができるよう学習メニューの充実を図り、一人ひとりの自主的、主体的な学習活動を支援します。また、地域資源の活用や地域の人材や各種団体と連携した体験活動・学習プログラムを実施し、地域の生涯学習を支える人材の養成に努めるとともに、地域における生涯学習の活動拠点「<u>まちづくりセンター</u>」の充実を図ります。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点 ○子どもからお年寄りまで、あらゆる世代の誰もが切れ目なく体系的に学ぶことができるよう、生涯学習体制の構築と、地域の特性を生かし市民ニーズに応じた生涯学習機会の提供を行います。 ○生涯学習の拠点施設となる「<u>まちづくりセンター</u>」の整備を進めます。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1" data-bbox="1176 1289 2157 1466"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生涯学習社会づくり推進事業</td> <td>「生涯学習社会づくり基本方針」の策定及び個別事業を実施</td> <td rowspan="2">生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>地域課題に応じた生涯学習事業</td> <td>地域づくり協議会による指定管理者制度を活用したまちづくりセンターの運営により、地域の課題に</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	生涯学習社会づくり推進事業	「生涯学習社会づくり基本方針」の策定及び個別事業を実施	生涯学習課	地域課題に応じた生涯学習事業	地域づくり協議会による指定管理者制度を活用したまちづくりセンターの運営により、地域の課題に
事業の名称	取組内容	担当課																
生涯学習社会づくり推進事業	「生涯学習社会づくり基本方針」の <u>個別事業を実施</u>	生涯学習文化課																
地域課題に応じた生涯学習事業	<u>地域の課題に応じた生涯学習事業の展開</u>																	
事業の名称	取組内容	担当課																
生涯学習社会づくり推進事業	「生涯学習社会づくり基本方針」の策定及び個別事業を実施	生涯学習課																
地域課題に応じた生涯学習事業	地域づくり協議会による指定管理者制度を活用したまちづくりセンターの運営により、地域の課題に																	

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新		旧		
		<u>生きる力育成推進事業（ジュニア長浜学）</u> 市内の小中学生を対象に、地域資源や人材を生かし、自然体験や社会体験を通じ、子ども達の「生きる力」の育成や郷土愛の醸成を図る			応じた生涯学習事業の展開	
		<u>「未来に輝く長浜人育成事業」</u> 市内の高校生を対象に、地域の産業や歴史を学ぶことで、今後地域の活性化に貢献できる市民の育成をめざす		生涯学習拠点整備事業	地域の生涯学習活動の拠点となるまちづくりセンターの整備	
		<u>生涯学習推進事業（長浜学びのカレッジ）</u> 地域の高校や大学、企業や団体と連携した各種講座やフィールドワーク等の学習機会の提供		生涯学習推進事業（長浜学）	地域の環境や歴史について学ぶことで、今後の地域の活性化に貢献できる市民の育成をめざし、各種講座やフィールドワーク等の学習プログラムを実施	
				生きる力育成推進事業（子ども長浜学）	市内の小学生を対象に、地域資源や人材を生かし、自然体験や社会体験を通じ、子ども達の「生きる力」の育成や郷土愛の醸成を図る	

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧
2		<p>2.1 生涯学習の推進(p.●) ②図書館サービスの向上 (1)現状と課題 本市では、市民の役に立ち、誰もが利用でき信頼を寄せる図書館を目指し、サービスの充実に取り組み、<u>市内の6つの図書館と北部3図書室を、中央図書館を要とした図書館体制とし、図書館サービスを市内全域に届けられるよう整備しています。</u> 一人でも多くの人に図書館を利用してもらえるよう、様々な取組を推進していますが、<u>図書館を利用する市民の割合は未だ2割に及びません。</u>未利用者の利用の促進や、<u>各世代に応じた資料の提供、</u>様々な事情により来館が困難な人やしょうがいのある人、子育て世代、高齢者、外国語を母語とする人に対する合理的配慮ができる<u>こと、また、情報化時代への対応を図り、多様な読書・学習・課題解決のニーズに応じていくことで、図書館の利用機会の拡大を図っていく必要があります。</u></p> <p>(2)基本方針 市民が自ら学ぶ生涯学習拠点として資料と情報の充実を図り、<u>誰もが利用しやすいようにサービスを向上させるとともに、図書館に集まる人が交流し、ふれあいや心のつながりを大切にできる場所とします。</u>ひとり一人が学んで得た知識や技能が、<u>自己実現のみならず、成果を発表することでより深くなり、人と人のつながりが生まれることで地域コミュニティの活性化を図り、市民とともに成長する「地域と人がつながる知の拠点」を目指します。</u> <u>また、図書館は生涯学習の拠点として、資料と専門職員の充実を図り、市民の読書や学習、研究等の多様で高度な要求に応えます。</u> <u>さらに、市内の図書館を統括する中央図書館を要とした図書館サービスシステムを確立し、より質の高い図書館サービスを市内全域に届けるための仕組みづくりを進めます。</u></p> <p>(3)重点的に取り組む視点 <u>○中央図書館と他の図書館の機能・役割を明確にし、ネットワーク化を進めることにより市全域でのサービス向上を図ります。</u> <u>○市民が暮らしのなかで得た知識や経験を多様な新しい活動につなげられる場として、市民とともに作る図書館をめざします。</u> <u>○園・学校との連携を進めるとともに、関係機関や団体とも協力しながら、子どもの読書環境の充実を図ります。</u></p>	<p>2.1 生涯学習の推進(p.43) ②図書館サービスの向上 (1)現状と課題 本市では、市民の役に立ち、誰もが利用でき信頼を寄せる図書館を目指し、サービスの充実に取り組んでいます。一人でも多くの人に図書館を利用してもらえるよう、様々な取組を推進していますが、目標人数の達成には至っておらず、未利用者の利用の促進や、既登録者の継続的な利用につながる資料収集や提供をより充実させる必要があります。 また、様々な事情により来館が困難な人やしょうがいのある人、子育て世代、高齢者、外国語を母語とする人に対する合理的配慮ができるよう、これまで以上にハードとソフト両面の充実に向けた取組が求められています。</p> <p>(2)基本方針 市民が自ら学ぶ生涯学習拠点として資料と情報の充実を図り、レファレンス機能を強化することにより、市民に愛され市民とともに成長する「地域と人がつながる知の拠点」を目指します。 誰もが図書館を利用しやすいようにサービスを向上させるとともに、図書館に集まる人が交流し、ふれあいや心のつながりを大切にできる場所とします。また、赤ちゃんと保護者を対象としたおはなし会の開催など、親子で過ごす場の提供を通して子育てを応援します。加えて、関係機関や団体とも協力し、子どもの読書環境の充実を図ります。 さらに、市内の図書館を統括し、一体的なサービスを提供するための要となる中央図書館を整備するとともに、図書館相互のネットワーク化を進めることにより、市内全域で図書館サービスの質の向上を図ります。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点 ○市内にある図書館を統括し、一体的なサービスの提供及び情報の拠点となる中央図書館を整備します。 ○中央図書館の整備とあわせて、他の図書館の機能・役割を見直し、ネットワーク化を進めることにより市全域のサービス向上を図ります。</p>

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新			旧		
2	2.2 文化芸術・スポーツの振興(p.●) ①文化・芸術の創造と振興 (4)今後の主な取組	2.2 文化芸術・スポーツの振興(p.45) ①文化・芸術の創造と振興 (4)今後の主な取組					
		事業の名称	取組内容	担当課	事業の名称	取組内容	担当課
		文化芸術振興事業	幅広い年齢層の市民に文化芸術に親んでもらうため、長浜文化芸術会館、浅井文化ホールにおいて質の高い音楽、舞台芸術、伝統芸能等の鑑賞や参加体験ができる機会の提供	生涯学習文化課	文化芸術振興事業	幅広い年齢層の市民に文化芸術に親んでもらうため、長浜文化芸術会館、浅井文化ホールにおいて質の高い音楽、舞台芸術、伝統芸能等の鑑賞や参加体験ができる機会の提供	文化スポーツ課
		次代の文化を担う子どもの育成事業	小学生、中学生等を対象とした学校や文化ホールでの文化芸術体験や専門指導の実施		次代の文化を担う子どもの育成事業	小学生、中学生等を対象とした学校や文化ホールでの文化芸術体験や専門指導の実施	
		若者による新たな文化芸術創造事業	<u>魅力あるまちづくりを進めるため、文化芸術を担うユース層の育成や新たな市の文化的魅力の開発及び若者への発信</u>		若者による新たな文化芸術創造事業	魅力あるまちづくりを進めるため、文化芸術を担うユース層の育成や、東京オリンピック文化プログラム長浜版の企画や新たな市の文化的魅力の開発及び若者への発信	

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																						
2		<p>2.2 文化芸術・スポーツの振興(p.●) ②スポーツ活動の推進 (2)基本方針 スポーツには、人やまちを元気にし、心を豊かにする力があります。また、人と人の交流を促し、地域の一体感や活力を生み、さらなる魅力あるまちづくりにつなげる力があります。平成 32 年(2020 年)東京オリンピック・パラリンピック、平成 33 年(2021 年)<u>ワールドマスターズゲームズ 2021 関西</u>、平成 36 年(2024 年)<u>滋賀国スポ</u>(第 79 回国民<u>スポーツ</u>大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会)等を文化スポーツ振興の絶好の機会として捉え、子どもからお年寄りまで、すべての市民が生涯にわたりスポーツや運動に親しみ、心も体も健康に過ごせる、活気に満ちたまちづくりを推進します。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点 ○市民のニーズを取り入れながら、<u>国スポ</u>国体会場及び地域のスポーツ拠点となる総合体育館等の施設整備を進めます。 ○次代を担う子どもや若者、指導者等の育成を進めるとともに、地域スポーツの中核となる総合型地域スポーツクラブの育成及び組織強化を進めます。 ○豊かな大自然を最大限に活かし、アウトドアスポーツを活用した新たな地域振興策を進めます。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(仮称)</u> 北部地域総合体育館整備事業</td> <td>平成 36 年(2024)開催の<u>滋賀国スポ</u>における柔道競技会場、及び地域スポーツ振興の新たな拠点となる<u>(仮称)</u> 北部地域総合体育館の整備</td> <td rowspan="3">スポーツ振興課</td> </tr> <tr> <td><u>スポーツ夢チャレンジ事業</u></td> <td><u>スポーツを通じて子ども達の生きる力を育み、夢や希望を抱くことができる取組を実施</u></td> </tr> <tr> <td>長浜市アウトドアフィールド構想の推進</td> <td>本市における「豊かな大自然」を満喫できるアウトドアスポーツによる「スポーツツーリズム」を構築し、スポーツを活かした新しい地域振興を<u>推進</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	<u>(仮称)</u> 北部地域総合体育館整備事業	平成 36 年(2024)開催の <u>滋賀国スポ</u> における柔道競技会場、及び地域スポーツ振興の新たな拠点となる <u>(仮称)</u> 北部地域総合体育館の整備	スポーツ振興課	<u>スポーツ夢チャレンジ事業</u>	<u>スポーツを通じて子ども達の生きる力を育み、夢や希望を抱くことができる取組を実施</u>	長浜市アウトドアフィールド構想の推進	本市における「豊かな大自然」を満喫できるアウトドアスポーツによる「スポーツツーリズム」を構築し、スポーツを活かした新しい地域振興を <u>推進</u>	<p>2.2 文化芸術・スポーツの振興(p.47) ②スポーツ活動の推進 (2)基本方針 スポーツには、人やまちを元気にし、心を豊かにする力があります。また、人と人の交流を促し、地域の一体感や活力を生み、さらなる魅力あるまちづくりにつなげる力があります。平成 32 年(2020 年)東京オリンピック・パラリンピック、平成 33 年(2021 年)関西ワールドマスターズゲームズ、平成 36 年(2024 年)滋賀国体(第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会)等を文化スポーツ振興の絶好の機会として捉え、子どもからお年寄りまで、すべての市民が生涯にわたりスポーツや運動に親しみ、心も体も健康に過ごせる、活気に満ちたまちづくりを推進します。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点 ○市民のニーズを取り入れながら、国体会場及び地域のスポーツ拠点となる総合体育館等の施設整備を進めます。 ○次代を担う子どもや若者、指導者等の育成を進めるとともに、地域スポーツの中核となる総合型地域スポーツクラブの育成及び組織強化を進めます。 ○豊かな大自然を最大限に活かし、アウトドアスポーツを活用した新たな地域振興策を進めます。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部地域総合体育館整備事業</td> <td>平成 36 年(2024)開催の滋賀国体における柔道競技会場、及び地域スポーツ振興の新たな拠点となる北部地域総合体育館の整備</td> <td rowspan="4">文化スポーツ課</td> </tr> <tr> <td>幼少年期スポーツ教室事業</td> <td>心身ともに健全な子どもの育成を図るため、幼少年期の子どもの(5歳児～小学2年生程度)を対象に楽しい運動やスポーツの機会の提供</td> </tr> <tr> <td>ジュニアアスリート育成プログラム事業</td> <td>滋賀国体開催を控え、運動能力に優れた子どもや長浜出身のアスリートを輩出するため、市内の小学3・4・5年生を対象に運動能力向上のための育成プログラムを実施</td> </tr> <tr> <td>長浜市アウトドアフィールド構想の策定</td> <td>本市における「豊かな大自然」を満喫できるアウトドアスポーツによる「スポーツツーリズム」を構築し、スポーツを活かした新しい地域振興を展開するための構想を策定</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	北部地域総合体育館整備事業	平成 36 年(2024)開催の滋賀国体における柔道競技会場、及び地域スポーツ振興の新たな拠点となる北部地域総合体育館の整備	文化スポーツ課	幼少年期スポーツ教室事業	心身ともに健全な子どもの育成を図るため、幼少年期の子どもの(5歳児～小学2年生程度)を対象に楽しい運動やスポーツの機会の提供	ジュニアアスリート育成プログラム事業	滋賀国体開催を控え、運動能力に優れた子どもや長浜出身のアスリートを輩出するため、市内の小学3・4・5年生を対象に運動能力向上のための育成プログラムを実施	長浜市アウトドアフィールド構想の策定	本市における「豊かな大自然」を満喫できるアウトドアスポーツによる「スポーツツーリズム」を構築し、スポーツを活かした新しい地域振興を展開するための構想を策定
事業の名称	取組内容	担当課																							
<u>(仮称)</u> 北部地域総合体育館整備事業	平成 36 年(2024)開催の <u>滋賀国スポ</u> における柔道競技会場、及び地域スポーツ振興の新たな拠点となる <u>(仮称)</u> 北部地域総合体育館の整備	スポーツ振興課																							
<u>スポーツ夢チャレンジ事業</u>	<u>スポーツを通じて子ども達の生きる力を育み、夢や希望を抱くことができる取組を実施</u>																								
長浜市アウトドアフィールド構想の推進	本市における「豊かな大自然」を満喫できるアウトドアスポーツによる「スポーツツーリズム」を構築し、スポーツを活かした新しい地域振興を <u>推進</u>																								
事業の名称	取組内容	担当課																							
北部地域総合体育館整備事業	平成 36 年(2024)開催の滋賀国体における柔道競技会場、及び地域スポーツ振興の新たな拠点となる北部地域総合体育館の整備	文化スポーツ課																							
幼少年期スポーツ教室事業	心身ともに健全な子どもの育成を図るため、幼少年期の子どもの(5歳児～小学2年生程度)を対象に楽しい運動やスポーツの機会の提供																								
ジュニアアスリート育成プログラム事業	滋賀国体開催を控え、運動能力に優れた子どもや長浜出身のアスリートを輩出するため、市内の小学3・4・5年生を対象に運動能力向上のための育成プログラムを実施																								
長浜市アウトドアフィールド構想の策定	本市における「豊かな大自然」を満喫できるアウトドアスポーツによる「スポーツツーリズム」を構築し、スポーツを活かした新しい地域振興を展開するための構想を策定																								

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																
2		<p>2.3 意欲ある人が地域で活躍できる仕組みづくり(p.●)</p> <p>①青少年の地域活動参加の促進</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生きる力育成推進事業</td> <td>市内の小中学生を対象に、地域資源や人材を生かし、自然体験や社会体験を通じ、子ども達の「生きる力」の育成や郷土愛の醸成を図る</td> <td rowspan="2">生涯学習文化課</td> </tr> <tr> <td>通学合宿事業</td> <td>地域のサポートを受けながら、まちづくりセンターを拠点とした共同生活を送ることで、生活する技能や自立心を高める「通学合宿」を実施</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	生きる力育成推進事業	市内の小中学生を対象に、地域資源や人材を生かし、自然体験や社会体験を通じ、子ども達の「生きる力」の育成や郷土愛の醸成を図る	生涯学習文化課	通学合宿事業	地域のサポートを受けながら、まちづくりセンターを拠点とした共同生活を送ることで、生活する技能や自立心を高める「通学合宿」を実施	<p>2.3 意欲ある人が地域で活躍できる仕組みづくり(p.49)</p> <p>①青少年の地域活動参加の促進</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青少年リーダー育成事業</td> <td>中学生を地域で行われる事業に参画させることで、次世代リーダーの育成や、郷土を愛し、将来地域づくりに参画する意欲の醸成を図る</td> <td rowspan="2">生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>通学合宿事業</td> <td>地域のサポートを受けながら、まちづくりセンターを拠点とした共同生活を送ることで、生活する技能や自立心を高める「通学合宿」を実施</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	青少年リーダー育成事業	中学生を地域で行われる事業に参画させることで、次世代リーダーの育成や、郷土を愛し、将来地域づくりに参画する意欲の醸成を図る	生涯学習課	通学合宿事業	地域のサポートを受けながら、まちづくりセンターを拠点とした共同生活を送ることで、生活する技能や自立心を高める「通学合宿」を実施
		事業の名称	取組内容	担当課															
生きる力育成推進事業	市内の小中学生を対象に、地域資源や人材を生かし、自然体験や社会体験を通じ、子ども達の「生きる力」の育成や郷土愛の醸成を図る	生涯学習文化課																	
通学合宿事業	地域のサポートを受けながら、まちづくりセンターを拠点とした共同生活を送ることで、生活する技能や自立心を高める「通学合宿」を実施																		
事業の名称	取組内容	担当課																	
青少年リーダー育成事業	中学生を地域で行われる事業に参画させることで、次世代リーダーの育成や、郷土を愛し、将来地域づくりに参画する意欲の醸成を図る	生涯学習課																	
通学合宿事業	地域のサポートを受けながら、まちづくりセンターを拠点とした共同生活を送ることで、生活する技能や自立心を高める「通学合宿」を実施																		
3		<p>1.1 家庭や地域が連携した子育て体制づくり(p.●)</p> <p>①子どもの見守り活動の充実</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>登下校時に子どもたちが痛ましい事件や事故に巻き込まれ、負傷したり命を落としたりといった事例が多発しているなかで、本市においてはそのような事件事故に子どもたちが遭遇しないよう、登下校時の安全確保を図るべく、スクールガードの登録を促進しています。小学校ごとのスクールガードの登録率を児童数に対して 25%確保もしくは通学路ごとの危険箇所に必要な人員の充足率 100%の登録を目標にしていますが、学校や年度により格差が生じ、さらにスクールガードの高齢化や担い手不足により登録率を確保することが難しいのが現状です。しかしながらまたスクールガードの活動内容の充実や資質の向上が求められており、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制をさらに推進していく必要があります。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○登下校等の見守り体制の向上を図るため、スクールガード登録者を増やします。</p> <p>○活動用具の支援やボランティア保険の加入により、活動の充実につなげます。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクールガード関連事業</td> <td>スクールガードによる子ども見守り活動を推進するために、スクールガード活動支援用具の整備及びボランティア保険の加入</td> <td>すこやか教育推進課</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	スクールガード関連事業	スクールガードによる子ども見守り活動を推進するために、スクールガード活動支援用具の整備及びボランティア保険の加入	すこやか教育推進課	<p>1.1 家庭や地域が連携した子育て体制づくり(p.52)</p> <p>①子どもの見守り活動の充実</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>登下校時に子どもたちが痛ましい事件や事故に巻き込まれ、負傷したり命を落としたりといった事例が多発しているなかで、本市においてはそのような事件事故に子どもたちが遭遇しないよう、登下校時の安全確保を図るべく、スクールガードの登録を促進しています。小学校ごとのスクールガードの登録率を児童数に対して 25%確保することを目指していますが、学校や年度により格差が生じ、一定の登録率を確保することが難しいのが現状です。またスクールガードの活動内容の充実や資質の向上が求められており、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制をさらに推進していく必要があります。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○登下校等の見守り体制の向上を図るため、スクールガード登録者を増やします。</p> <p>○活動用具を支援し、活動の充実につなげます。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクールガード関連事業</td> <td>スクールガードによる子ども見守り活動を推進するために、スクールガード活動支援用具を整備</td> <td>すこやか教育推進課</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	スクールガード関連事業	スクールガードによる子ども見守り活動を推進するために、スクールガード活動支援用具を整備	すこやか教育推進課				
		事業の名称	取組内容	担当課															
スクールガード関連事業	スクールガードによる子ども見守り活動を推進するために、スクールガード活動支援用具の整備及びボランティア保険の加入	すこやか教育推進課																	
事業の名称	取組内容	担当課																	
スクールガード関連事業	スクールガードによる子ども見守り活動を推進するために、スクールガード活動支援用具を整備	すこやか教育推進課																	

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																																				
		1.1 家庭や地域が連携した子育て体制づくり(p.●) ②子育て支援ネットワークの整備	1.1 家庭や地域が連携した子育て体制づくり(p.54) ②子育て支援ネットワークの整備																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども・子育て支援事業</td> <td>子育てガイドブック子育て応援アプリやサイトの配信、子育て応援ナビの発行による子育て情報の提供、親と子の交流の場、乳幼児と児童生徒が交流する場の提供、子育てしやすい社会づくりに積極的に取り組む企業や団体の表彰の実施、<u>子育てフェスタの開催</u></td> <td>子育て支援課</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援センター運営事業</td> <td>地域子育て支援センターを運営し、子育て世帯の交流の場の提供や交流の促進、地域の子育て情報の提供、子育て中の保護者のリフレッシュのため託児事業を実施</td> <td>子育て支援課</td> </tr> <tr> <td>子育て支援人材の育成支援</td> <td>子育て支援に興味をもつ人が地域で実践できるよう、子育て支援事業を実際に行っている団体、支援者を講師として迎え、子育てサポーター養成講座を開催</td> <td>生涯学習文化課</td> </tr> <tr> <td>つながろう！子どもと本～けやきっ子プロジェクト～</td> <td>赤ちゃんタイムやはぐはぐおはなし会の実施、オレンジリボンコーナーの設置等、親子で過ごす場や子育て情報の提供</td> <td>生涯学習文化課 (図書館)</td> </tr> <tr> <td><u>児童健全育成事業就学前教育推進事業</u></td> <td>保護者の子育て活動を支援。また、親子活動やボランティアとの交流、福祉施設等の訪問等、地域の様々な人との交流やふれあいを通して豊かな体験を得ることで、乳幼児の健全な発達を支援。<u>加えて、幼稚園等の施設開放により「空間」、「機会」を提供</u></td> <td>幼児課</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	子ども・子育て支援事業	子育てガイドブック子育て応援アプリやサイトの配信、子育て応援ナビの発行による子育て情報の提供、親と子の交流の場、乳幼児と児童生徒が交流する場の提供、子育てしやすい社会づくりに積極的に取り組む企業や団体の表彰の実施、 <u>子育てフェスタの開催</u>	子育て支援課	地域子育て支援センター運営事業	地域子育て支援センターを運営し、子育て世帯の交流の場の提供や交流の促進、地域の子育て情報の提供、子育て中の保護者のリフレッシュのため託児事業を実施	子育て支援課	子育て支援人材の育成支援	子育て支援に興味をもつ人が地域で実践できるよう、子育て支援事業を実際に行っている団体、支援者を講師として迎え、子育てサポーター養成講座を開催	生涯学習文化課	つながろう！子どもと本～けやきっ子プロジェクト～	赤ちゃんタイムやはぐはぐおはなし会の実施、オレンジリボンコーナーの設置等、親子で過ごす場や子育て情報の提供	生涯学習文化課 (図書館)	<u>児童健全育成事業就学前教育推進事業</u>	保護者の子育て活動を支援。また、親子活動やボランティアとの交流、福祉施設等の訪問等、地域の様々な人との交流やふれあいを通して豊かな体験を得ることで、乳幼児の健全な発達を支援。 <u>加えて、幼稚園等の施設開放により「空間」、「機会」を提供</u>	幼児課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども・子育て支援事業</td> <td>子育てガイドブックの発行による子育て情報の提供、親と子の交流の場、乳幼児と児童生徒が交流する場の提供、子育てしやすい社会づくりに積極的に取り組む企業や団体の表彰の実施</td> <td>子育て支援課</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援センター運営事業</td> <td>地域子育て支援センターを運営し、子育て世帯の交流の場の提供や交流の促進、地域の子育て情報の提供、子育て中の保護者のリフレッシュのため託児事業を実施</td> <td>子育て支援課</td> </tr> <tr> <td>子育て支援人材の育成支援</td> <td>子育て支援に興味をもつ人が地域で実践できるよう、子育て支援事業を実際に行っている団体、支援者を講師として迎え、子育てサポーター養成講座を開催</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>つながろう！子どもと本～けやきっ子プロジェクト～</td> <td>赤ちゃんタイムやはぐはぐおはなし会の実施、オレンジリボンコーナーの設置等、親子で過ごす場や子育て情報の提供</td> <td>生涯学習課 (図書館)</td> </tr> <tr> <td>児童健全育成事業</td> <td>保護者の子育て活動を支援。また、親子活動やボランティアとの交流、福祉施設等の訪問等、地域の様々な人との交流やふれあいを通して豊かな体験を得ることで、乳幼児の健全な発達を支援</td> <td>幼児課</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	子ども・子育て支援事業	子育てガイドブックの発行による子育て情報の提供、親と子の交流の場、乳幼児と児童生徒が交流する場の提供、子育てしやすい社会づくりに積極的に取り組む企業や団体の表彰の実施	子育て支援課	地域子育て支援センター運営事業	地域子育て支援センターを運営し、子育て世帯の交流の場の提供や交流の促進、地域の子育て情報の提供、子育て中の保護者のリフレッシュのため託児事業を実施	子育て支援課	子育て支援人材の育成支援	子育て支援に興味をもつ人が地域で実践できるよう、子育て支援事業を実際に行っている団体、支援者を講師として迎え、子育てサポーター養成講座を開催	生涯学習課	つながろう！子どもと本～けやきっ子プロジェクト～	赤ちゃんタイムやはぐはぐおはなし会の実施、オレンジリボンコーナーの設置等、親子で過ごす場や子育て情報の提供	生涯学習課 (図書館)	児童健全育成事業	保護者の子育て活動を支援。また、親子活動やボランティアとの交流、福祉施設等の訪問等、地域の様々な人との交流やふれあいを通して豊かな体験を得ることで、乳幼児の健全な発達を支援	幼児課
事業の名称	取組内容	担当課																																					
子ども・子育て支援事業	子育てガイドブック子育て応援アプリやサイトの配信、子育て応援ナビの発行による子育て情報の提供、親と子の交流の場、乳幼児と児童生徒が交流する場の提供、子育てしやすい社会づくりに積極的に取り組む企業や団体の表彰の実施、 <u>子育てフェスタの開催</u>	子育て支援課																																					
地域子育て支援センター運営事業	地域子育て支援センターを運営し、子育て世帯の交流の場の提供や交流の促進、地域の子育て情報の提供、子育て中の保護者のリフレッシュのため託児事業を実施	子育て支援課																																					
子育て支援人材の育成支援	子育て支援に興味をもつ人が地域で実践できるよう、子育て支援事業を実際に行っている団体、支援者を講師として迎え、子育てサポーター養成講座を開催	生涯学習文化課																																					
つながろう！子どもと本～けやきっ子プロジェクト～	赤ちゃんタイムやはぐはぐおはなし会の実施、オレンジリボンコーナーの設置等、親子で過ごす場や子育て情報の提供	生涯学習文化課 (図書館)																																					
<u>児童健全育成事業就学前教育推進事業</u>	保護者の子育て活動を支援。また、親子活動やボランティアとの交流、福祉施設等の訪問等、地域の様々な人との交流やふれあいを通して豊かな体験を得ることで、乳幼児の健全な発達を支援。 <u>加えて、幼稚園等の施設開放により「空間」、「機会」を提供</u>	幼児課																																					
事業の名称	取組内容	担当課																																					
子ども・子育て支援事業	子育てガイドブックの発行による子育て情報の提供、親と子の交流の場、乳幼児と児童生徒が交流する場の提供、子育てしやすい社会づくりに積極的に取り組む企業や団体の表彰の実施	子育て支援課																																					
地域子育て支援センター運営事業	地域子育て支援センターを運営し、子育て世帯の交流の場の提供や交流の促進、地域の子育て情報の提供、子育て中の保護者のリフレッシュのため託児事業を実施	子育て支援課																																					
子育て支援人材の育成支援	子育て支援に興味をもつ人が地域で実践できるよう、子育て支援事業を実際に行っている団体、支援者を講師として迎え、子育てサポーター養成講座を開催	生涯学習課																																					
つながろう！子どもと本～けやきっ子プロジェクト～	赤ちゃんタイムやはぐはぐおはなし会の実施、オレンジリボンコーナーの設置等、親子で過ごす場や子育て情報の提供	生涯学習課 (図書館)																																					
児童健全育成事業	保護者の子育て活動を支援。また、親子活動やボランティアとの交流、福祉施設等の訪問等、地域の様々な人との交流やふれあいを通して豊かな体験を得ることで、乳幼児の健全な発達を支援	幼児課																																					
3																																							

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																				
3		<p>1.1 家庭や地域が連携した子育て体制づくり(p.●)</p> <p>④子育て環境の充実</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>子どもが健やかに育つために、子・保護者・地域のみんながつながり、あらゆる取組を通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>また、共働き家庭の増加により仕事と子育ての両立を支援する必要があることから、児童が安心して過ごせる居場所づくりや、ひとり親家庭への支援、子育て相談の実施など、すべての子育て世代が安心して子育てできる環境整備を図ります。</p> <p>(3) 重点的に取り組む視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊娠・出産・子育て・保育等、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制及び親子が過ごせる居場所や子どもの居場所づくりの充実を図ります。 ○小規模放課後児童クラブや居場所づくりモデル事業をはじめ、放課後児童クラブの民間委託を進め、待機児童の解消を図ります。 ○まち全体で子育てを応援する環境を整えるため、市内のあらゆる施設が子育てにやさしい施設となるよう整備支援を促進します。 <p>(4) 今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放課後児童クラブ運営事業</td> <td>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や小学校の長期休業中に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を推進</td> <td rowspan="3">子育て支援課</td> </tr> <tr> <td>ファミリーサポートセンター運営事業</td> <td>仕事と育児の両立支援や子育て支援のために、援助を受けたい人と援助をしたい人が、会員となって、地域のなかでお互いに助け合いを実施</td> </tr> <tr> <td>子育てバリアフリー施設認定制度</td> <td>子育て中の親子の利用に配慮した設備、サービスを提供する施設を市が認定し、その周知を行うことで、子育て世帯が安心して外出できる環境整備を推進</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	放課後児童クラブ運営事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や小学校の長期休業中に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を推進	子育て支援課	ファミリーサポートセンター運営事業	仕事と育児の両立支援や子育て支援のために、援助を受けたい人と援助をしたい人が、会員となって、地域のなかでお互いに助け合いを実施	子育てバリアフリー施設認定制度	子育て中の親子の利用に配慮した設備、サービスを提供する施設を市が認定し、その周知を行うことで、子育て世帯が安心して外出できる環境整備を推進	<p>1.1 家庭や地域が連携した子育て体制づくり(p.56)</p> <p>④子育て環境の充実</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>子どもが健やかに育つために、子・保護者・地域の皆がつながり、あらゆる取組を通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>また、共働き家庭の増加により仕事と子育ての両立を支援する必要があることから、児童が安心して過ごせる居場所づくりや、ひとり親家庭への支援、子育て相談の実施など、すべての子育て世代が安心して子育てできる環境整備を図ります。</p> <p>(3) 重点的に取り組む視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊娠・出産・子育て・保育等、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制や、親子が過ごせる居場所の充実を図ります。 ○小規模放課後児童クラブや居場所づくりモデル事業をはじめ、放課後児童クラブの民間委託を進め、待機児童の解消を図ります。 ○まち全体で子育てを応援する環境を整えるため、市内のあらゆる施設が子育てにやさしい施設となるよう整備支援を促進します。 <p>(4) 今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放課後児童クラブ運営事業</td> <td>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や小学校の長期休業中に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を推進</td> <td rowspan="3">子育て支援課</td> </tr> <tr> <td>ファミリーサポートセンター運営事業</td> <td>仕事と育児の両立支援や子育て支援のために、援助を受けたい人と援助をしたい人が、会員となって、地域のなかでお互いに助け合いを実施</td> </tr> <tr> <td>子育てバリアフリー施設認定制度</td> <td>子育て中の親子の利用に配慮した設備、サービスを提供する施設を市が認定し、その周知を行うことで、子育て世帯が安心して外出できる環境整備を推進</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	放課後児童クラブ運営事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や小学校の長期休業中に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を推進	子育て支援課	ファミリーサポートセンター運営事業	仕事と育児の両立支援や子育て支援のために、援助を受けたい人と援助をしたい人が、会員となって、地域のなかでお互いに助け合いを実施	子育てバリアフリー施設認定制度	子育て中の親子の利用に配慮した設備、サービスを提供する施設を市が認定し、その周知を行うことで、子育て世帯が安心して外出できる環境整備を推進
		事業の名称	取組内容	担当課																			
		放課後児童クラブ運営事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や小学校の長期休業中に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を推進	子育て支援課																			
		ファミリーサポートセンター運営事業	仕事と育児の両立支援や子育て支援のために、援助を受けたい人と援助をしたい人が、会員となって、地域のなかでお互いに助け合いを実施																				
子育てバリアフリー施設認定制度	子育て中の親子の利用に配慮した設備、サービスを提供する施設を市が認定し、その周知を行うことで、子育て世帯が安心して外出できる環境整備を推進																						
事業の名称	取組内容	担当課																					
放課後児童クラブ運営事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や小学校の長期休業中に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を推進	子育て支援課																					
ファミリーサポートセンター運営事業	仕事と育児の両立支援や子育て支援のために、援助を受けたい人と援助をしたい人が、会員となって、地域のなかでお互いに助け合いを実施																						
子育てバリアフリー施設認定制度	子育て中の親子の利用に配慮した設備、サービスを提供する施設を市が認定し、その周知を行うことで、子育て世帯が安心して外出できる環境整備を推進																						

<p>1.2 子どもが健やかに育つ場づくり(p.●)</p> <p>②保育所機能の充実</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えており、土曜日、日曜日の勤務、パートタイム労働など、勤務形態も多様化しています。</p> <p>これまでから、保育園等の整備や保育サービスの充実を図ってきましたが、こうした背景を反映し、年々、保育所や認定こども園長時部への入所希望が増加し、入所できない待機児童が発生していることから、早急な対応が必要です。</p> <p>(2)基本方針</p> <p>社会情勢や子育てに対する意識の変化等によって、保育に対するニーズが多様化している中、全ての就学前の子どもに、その発達や家庭状況に応じた教育・保育を提供するため、待機児童の解消をはじめ、子どもや子育て家庭に必要かつ良質なサービスの提供及び教育の充実に向け、<u>たて、地域ごとの特性に応じた園施設の適正配置環境整備</u>を図ります。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○保育ニーズへの対応や、<u>民間ならではの特色ある</u>多様な就学前教育・保育サービスの提供を進めるため、民間の事業者を支援し、特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)や地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育)の整備等による定員の増加を図るとともに、就学前教育や保育に従事する人材を確保し、待機児童の解消を進めます。</p> <p>○<u>就学前教育・保育においては集団生活の中で協同性や道徳性、規範意識などを育むことが重要であることから、どの園においても一定規模の集団が確保できるよう努めます。</u></p> <p>○保護者の就労状況及びその変化等にも柔軟に対応して子どもを受け入れることができ、子育て支援の中核を担う認定こども園の設置を促進します。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所等児童福祉施設整備支援事業</td> <td>待機児童の解消や、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育施設を整備する法人等に対する支援</td> <td rowspan="3">幼児課</td> </tr> <tr> <td>保育所運営支援事業 認定こども園運営支援事業</td> <td>民間保育所、認定こども園における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育所、認定こども園が行う事業への支援</td> </tr> <tr> <td>認可外保育所支援事業</td> <td>認可外保育所における保育内容、職員体制</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	保育所等児童福祉施設整備支援事業	待機児童の解消や、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育施設を整備する法人等に対する支援	幼児課	保育所運営支援事業 認定こども園運営支援事業	民間保育所、認定こども園における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育所、認定こども園が行う事業への支援	認可外保育所支援事業	認可外保育所における保育内容、職員体制	<p>1.2 子どもが健やかに育つ場づくり(p.●¥59)</p> <p>②保育所機能の充実</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えており、土曜日、日曜日の勤務、パートタイム労働など、勤務形態も多様化しています。</p> <p>これまでから、保育園等の整備や保育サービスの充実を図ってきましたが、こうした背景を反映し、年々、保育所への入所希望が増加し、入所できない待機児童が発生していることから、早急な対応が必要です。</p> <p>(2)基本方針</p> <p>社会情勢や子育てに対する意識の変化等によって、保育に対するニーズが多様化している中、全ての就学前の子どもに、その発達や家庭状況に応じた教育・保育を提供するため、待機児童の解消をはじめ、子どもや子育て家庭に必要かつ良質なサービスの提供及び教育の充実に向けた環境整備を図ります。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○保育ニーズへの対応や、多様な就学前教育・保育サービスの提供を進めるため、民間の事業者を支援し、特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)や地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育)の整備等による定員の増加を図るとともに、就学前教育や保育に従事する人材を確保し、待機児童の解消を進めます。</p> <p>○保護者の就労状況及びその変化等にも柔軟に対応して子どもを受け入れることができ、子育て支援の中核を担う認定こども園の設置を促進します。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所等施設整備支援事業</td> <td>待機児童の解消や、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育施設を整備する法人等に対する支援</td> <td rowspan="3">幼児課</td> </tr> <tr> <td>保育所運営支援事業</td> <td>民間保育所における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育所が行う事業への支援</td> </tr> <tr> <td>認可外保育所支援事業</td> <td>認可外保育所における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	保育所等施設整備支援事業	待機児童の解消や、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育施設を整備する法人等に対する支援	幼児課	保育所運営支援事業	民間保育所における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育所が行う事業への支援	認可外保育所支援事業	認可外保育所における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充
事業の名称	取組内容	担当課																			
保育所等児童福祉施設整備支援事業	待機児童の解消や、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育施設を整備する法人等に対する支援	幼児課																			
保育所運営支援事業 認定こども園運営支援事業	民間保育所、認定こども園における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育所、認定こども園が行う事業への支援																				
認可外保育所支援事業	認可外保育所における保育内容、職員体制																				
事業の名称	取組内容	担当課																			
保育所等施設整備支援事業	待機児童の解消や、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育施設を整備する法人等に対する支援	幼児課																			
保育所運営支援事業	民間保育所における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育所が行う事業への支援																				
認可外保育所支援事業	認可外保育所における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充																				

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																				
		の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充実するため、認可外保育所が行う事業への支援	実するため、認可外保育所が行う事業への支援																				
		<p>1.2 子どもが健やかに育つ場づくり(p.●)</p> <p>③結婚支援の推進</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結婚相談支援事業</td> <td>男女の出会いの機会を創出するため、結婚相談員を設置し、本市に在住する結婚を希望する者等の相談に応じ、結婚に関する情報提供及び支援の実施</td> <td rowspan="3">社会福祉課</td> </tr> <tr> <td>結婚支援活動補助事業</td> <td>本市内で実施される結婚支援活動に対し、その活動を支援するため、運営する団体等に対する補助金の交付</td> </tr> <tr> <td>結婚応援セミナー事業</td> <td>結婚を希望する未婚の男女の結婚活動を支援するためセミナーの開催</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	結婚相談支援事業	男女の出会いの機会を創出するため、結婚相談員を設置し、本市に在住する結婚を希望する者等の相談に応じ、結婚に関する情報提供及び支援の実施	社会福祉課	結婚支援活動補助事業	本市内で実施される結婚支援活動に対し、その活動を支援するため、運営する団体等に対する補助金の交付	結婚応援セミナー事業	結婚を希望する未婚の男女の結婚活動を支援するためセミナーの開催	<p>1.2 子どもが健やかに育つ場づくり(p.60)</p> <p>③結婚支援の推進</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結婚相談支援事業</td> <td>男女の出会いの機会を創出するため、結婚相談員を設置し、本市に在住する結婚を希望する者等の相談に応じ、結婚に関する情報提供及び支援の実施</td> <td rowspan="3">社会福祉課</td> </tr> <tr> <td>結婚支援活動補助事業</td> <td>本市内で実施される結婚支援活動に対し、その活動を支援するため、運営する団体等に対する補助金の交付</td> </tr> <tr> <td>結婚応援セミナー事業</td> <td>結婚を希望する未婚の男女の結婚活動を支援するためセミナーの開催</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	結婚相談支援事業	男女の出会いの機会を創出するため、結婚相談員を設置し、本市に在住する結婚を希望する者等の相談に応じ、結婚に関する情報提供及び支援の実施	社会福祉課	結婚支援活動補助事業	本市内で実施される結婚支援活動に対し、その活動を支援するため、運営する団体等に対する補助金の交付	結婚応援セミナー事業	結婚を希望する未婚の男女の結婚活動を支援するためセミナーの開催
事業の名称	取組内容	担当課																					
結婚相談支援事業	男女の出会いの機会を創出するため、結婚相談員を設置し、本市に在住する結婚を希望する者等の相談に応じ、結婚に関する情報提供及び支援の実施	社会福祉課																					
結婚支援活動補助事業	本市内で実施される結婚支援活動に対し、その活動を支援するため、運営する団体等に対する補助金の交付																						
結婚応援セミナー事業	結婚を希望する未婚の男女の結婚活動を支援するためセミナーの開催																						
事業の名称	取組内容	担当課																					
結婚相談支援事業	男女の出会いの機会を創出するため、結婚相談員を設置し、本市に在住する結婚を希望する者等の相談に応じ、結婚に関する情報提供及び支援の実施	社会福祉課																					
結婚支援活動補助事業	本市内で実施される結婚支援活動に対し、その活動を支援するため、運営する団体等に対する補助金の交付																						
結婚応援セミナー事業	結婚を希望する未婚の男女の結婚活動を支援するためセミナーの開催																						
3		1.3 子育てに関する経済的支援の充実 ①母子保健・医療サービスの充実	1.3 子育てに関する経済的支援の充実 ①母子保健・医療サービスの充実																				
3		1.3 子育てに関する経済的支援の充実 ②子育てにかかる経済的負担の軽減	1.3 子育てに関する経済的支援の充実 ②子育てにかかる経済的負担の軽減																				
3		<p>2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり(p.●)</p> <p>①高齢者の社会参加の促進</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、自治会等の小地域を単位として老人クラブが組織され、また連合組織としては「長浜市老人クラブ連合会」が結成されています。近年は、老人クラブ会員の高齢化、役員のなり手がない、活動のマンネリ化といった課題のなかで、連合に加入する老人クラブ数や会員数が減少しています。今後は、それぞれの組織の活動の実態を整理するとともに、運営基盤の強化に向けた働きかけを行っていく必要があります。</p> <p>また、高齢者の社会参加が介護予防につながることから、市民や地域の様々な団体・事業者とともに、高齢者が活躍できる環境の充実や高齢者を支える担い手の育成を図っていく必要があります。</p>	<p>2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり(p.64)</p> <p>①高齢者の社会参加の促進</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、自治会等の小地域を単位として老人クラブが組織され、また連合組織としては「長浜市老人クラブ連合会」が結成されています。近年は、老人クラブ会員の高齢化、役員のなり手がない、活動のマンネリ化といった課題のなかで、連合に加入する老人クラブ数や会員数が減少しています。今後は、それぞれの組織の活動の実態を整理するとともに、運営基盤の強化に向けた働きかけを行っていく必要があります。</p> <p>また、高齢者の社会参加が介護予防につながることから、市民や地域の様々な団体・事業者とともに、高齢者が活躍できる環境の充実や高齢者を支える担い手の育成を図っていく必要があります。</p>																				

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

3	<p>2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり(p.●)</p> <p>② 高齢者サービス供給体制の整備</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>高齢化の進展に伴い市内各地域では、生活不安の高まりや社会適応力の減退といった状況がみられ、在宅生活を継続するうえで必要となる生活支援・介護支援が求められています。</p> <p>本市では、「<u>第7期ゴールドプランながはま 21(H30～H32)</u>」を策定し、計画に基づいた「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」及び「地域支援事業」の充実を図っています。</p>	<p>2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり(p.66)</p> <p>② 高齢者サービス供給体制の整備</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>高齢化の進展に伴い市内各地域では、生活不安の高まりや社会適応力の減退といった状況がみられ、在宅生活を継続するうえで必要となる生活支援・介護支援が求められています。</p> <p>本市では、「<u>第6期ゴールドプランながはま 21(H27～H29)</u>」を策定し、計画に基づいた「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」及び「地域支援事業」の充実を図っています。</p>																																								
	<p>(4) 今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者福祉施設管理運営事業</td> <td>市内の高齢者施設の維持管理、福祉ステーション施設の劣化判断、サービス利用者の動向調査の実施と施設別活用方針策定を実施</td> <td rowspan="10">高齢福祉介護課</td> </tr> <tr> <td>高齢者地域生活支援事業 (見守り配食サービス)</td> <td>在宅のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみで構成される世帯への、<u>1日1回週5日を限度とする昼食又は夕食の宅配の際に見守りを実施</u></td> </tr> <tr> <td>高齢者地域生活支援事業 (生活管理指導短期宿泊事業)</td> <td>要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる方に対する、養護老人ホームへの短期間の宿泊時の体調の調整や生活習慣の指導</td> </tr> <tr> <td>高齢者地域生活支援事業 (緊急通報)</td> <td>在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される方に対する、緊急通報装置の貸与</td> </tr> <tr> <td>高齢者地域生活支援事業 (雪下ろし)</td> <td>除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業を含めた住居周辺の除雪作業について、委託費用の一部を助成</td> </tr> <tr> <td>高齢者地域生活支援事業 (日常生活用具給付事業)</td> <td>心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者で、被保護世帯等の方に、日常生活用具(自動消火器、火災警報器、電磁調理器)を給付</td> </tr> <tr> <td>高齢者地域生活支援事業 (寝具乾燥丸洗いサービス事業)</td> <td>心身のしょうがい・疾病等のために寝具の衛生管理が困難な世帯に属している高齢者を対象に、年2回を限度とした布団の洗濯サービス</td> </tr> <tr> <td>高齢者地域生活支援事業</td> <td>在宅生活での保潔のため、居宅における理美容サービス(年2回)</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	高齢者福祉施設管理運営事業	市内の高齢者施設の維持管理、福祉ステーション施設の劣化判断、サービス利用者の動向調査の実施と施設別活用方針策定を実施	高齢福祉介護課	高齢者地域生活支援事業 (見守り配食サービス)	在宅のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみで構成される世帯への、 <u>1日1回週5日を限度とする昼食又は夕食の宅配の際に見守りを実施</u>	高齢者地域生活支援事業 (生活管理指導短期宿泊事業)	要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる方に対する、養護老人ホームへの短期間の宿泊時の体調の調整や生活習慣の指導	高齢者地域生活支援事業 (緊急通報)	在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される方に対する、緊急通報装置の貸与	高齢者地域生活支援事業 (雪下ろし)	除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業を含めた住居周辺の除雪作業について、委託費用の一部を助成	高齢者地域生活支援事業 (日常生活用具給付事業)	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者で、被保護世帯等の方に、日常生活用具(自動消火器、火災警報器、電磁調理器)を給付	高齢者地域生活支援事業 (寝具乾燥丸洗いサービス事業)	心身のしょうがい・疾病等のために寝具の衛生管理が困難な世帯に属している高齢者を対象に、年2回を限度とした布団の洗濯サービス	高齢者地域生活支援事業	在宅生活での保潔のため、居宅における理美容サービス(年2回)	<p>(4) 今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者福祉施設管理運営事業</td> <td>市内の高齢者施設の維持管理、福祉ステーション施設の劣化判断、サービス利用者の動向調査の実施と施設別活用方針策定を実施</td> <td rowspan="10">高齢福祉介護課</td> </tr> <tr> <td>高齢者地域生活支援事業 (配食サービス)</td> <td>在宅のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみで構成される世帯への、週5回を限度とする昼食の宅配</td> </tr> <tr> <td>高齢者地域生活支援事業 (生活管理指導短期宿泊事業)</td> <td>要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる方に対する、養護老人ホームへの短期間の宿泊時の体調の調整や生活習慣の指導</td> </tr> <tr> <td>高齢者地域生活支援事業 (緊急通報)</td> <td>在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される方に対する、緊急通報装置の貸与</td> </tr> <tr> <td>高齢者地域生活支援事業 (雪下ろし)</td> <td>除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業を含めた住居周辺の除雪作業について、委託費用の一部を助成</td> </tr> <tr> <td>高齢者地域生活支援事業 (日常生活用具給付事業)</td> <td>心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者で、被保護世帯等の方に、日常生活用具(自動消火器、火災警報器、電磁調理器)を給付</td> </tr> <tr> <td>高齢者地域生活支援事業 (寝具乾燥丸洗いサービス事業)</td> <td>心身のしょうがい・疾病等のために寝具の衛生管理が困難な世帯に属している高齢者を対象に、年2回を限度とした布団の洗濯サービス</td> </tr> <tr> <td>高齢者地域生活支援事業 (理美容サービス)</td> <td>在宅生活での保潔のため、居宅における理美容サービス(年2回)</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	高齢者福祉施設管理運営事業	市内の高齢者施設の維持管理、福祉ステーション施設の劣化判断、サービス利用者の動向調査の実施と施設別活用方針策定を実施	高齢福祉介護課	高齢者地域生活支援事業 (配食サービス)	在宅のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみで構成される世帯への、週5回を限度とする昼食の宅配	高齢者地域生活支援事業 (生活管理指導短期宿泊事業)	要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる方に対する、養護老人ホームへの短期間の宿泊時の体調の調整や生活習慣の指導	高齢者地域生活支援事業 (緊急通報)	在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される方に対する、緊急通報装置の貸与	高齢者地域生活支援事業 (雪下ろし)	除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業を含めた住居周辺の除雪作業について、委託費用の一部を助成	高齢者地域生活支援事業 (日常生活用具給付事業)	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者で、被保護世帯等の方に、日常生活用具(自動消火器、火災警報器、電磁調理器)を給付	高齢者地域生活支援事業 (寝具乾燥丸洗いサービス事業)	心身のしょうがい・疾病等のために寝具の衛生管理が困難な世帯に属している高齢者を対象に、年2回を限度とした布団の洗濯サービス	高齢者地域生活支援事業 (理美容サービス)	在宅生活での保潔のため、居宅における理美容サービス(年2回)
	事業の名称	取組内容	担当課																																							
	高齢者福祉施設管理運営事業	市内の高齢者施設の維持管理、福祉ステーション施設の劣化判断、サービス利用者の動向調査の実施と施設別活用方針策定を実施	高齢福祉介護課																																							
	高齢者地域生活支援事業 (見守り配食サービス)	在宅のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみで構成される世帯への、 <u>1日1回週5日を限度とする昼食又は夕食の宅配の際に見守りを実施</u>																																								
	高齢者地域生活支援事業 (生活管理指導短期宿泊事業)	要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる方に対する、養護老人ホームへの短期間の宿泊時の体調の調整や生活習慣の指導																																								
	高齢者地域生活支援事業 (緊急通報)	在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される方に対する、緊急通報装置の貸与																																								
	高齢者地域生活支援事業 (雪下ろし)	除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業を含めた住居周辺の除雪作業について、委託費用の一部を助成																																								
	高齢者地域生活支援事業 (日常生活用具給付事業)	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者で、被保護世帯等の方に、日常生活用具(自動消火器、火災警報器、電磁調理器)を給付																																								
	高齢者地域生活支援事業 (寝具乾燥丸洗いサービス事業)	心身のしょうがい・疾病等のために寝具の衛生管理が困難な世帯に属している高齢者を対象に、年2回を限度とした布団の洗濯サービス																																								
高齢者地域生活支援事業	在宅生活での保潔のため、居宅における理美容サービス(年2回)																																									
事業の名称	取組内容	担当課																																								
高齢者福祉施設管理運営事業	市内の高齢者施設の維持管理、福祉ステーション施設の劣化判断、サービス利用者の動向調査の実施と施設別活用方針策定を実施	高齢福祉介護課																																								
高齢者地域生活支援事業 (配食サービス)	在宅のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみで構成される世帯への、週5回を限度とする昼食の宅配																																									
高齢者地域生活支援事業 (生活管理指導短期宿泊事業)	要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる方に対する、養護老人ホームへの短期間の宿泊時の体調の調整や生活習慣の指導																																									
高齢者地域生活支援事業 (緊急通報)	在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される方に対する、緊急通報装置の貸与																																									
高齢者地域生活支援事業 (雪下ろし)	除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業を含めた住居周辺の除雪作業について、委託費用の一部を助成																																									
高齢者地域生活支援事業 (日常生活用具給付事業)	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者で、被保護世帯等の方に、日常生活用具(自動消火器、火災警報器、電磁調理器)を給付																																									
高齢者地域生活支援事業 (寝具乾燥丸洗いサービス事業)	心身のしょうがい・疾病等のために寝具の衛生管理が困難な世帯に属している高齢者を対象に、年2回を限度とした布団の洗濯サービス																																									
高齢者地域生活支援事業 (理美容サービス)	在宅生活での保潔のため、居宅における理美容サービス(年2回)																																									

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧
		<p>(理美容サービス事業)</p> <p>高齢者地域生活支援事業 (福祉電話設置事業)</p> <p>高齢者施設入所措置事業 (養護老人ホーム入所措置)</p> <p>高齢者施設入所措置事業 (虐待防止法措置)</p> <p>高齢者施設整備支援事業</p> <p>介護保険サービス給付</p> <p>地域密着型サービスの整備</p>	<p>事業)</p> <p>高齢者地域生活支援事業 (福祉電話設置事業)</p> <p>高齢者施設入所措置事業 (養護老人ホーム入所措置)</p> <p>高齢者施設入所措置事業 (虐待防止法措置)</p> <p>高齢者施設整備支援事業</p> <p>介護保険サービス給付</p> <p>地域密着型サービスの整備</p>
		<p>在宅のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみで構成される世帯の方で、寝たきり、病弱又はこれに準ずる状態にある人、通信設備を有していない人への電話の設置</p> <p>環境上の理由や経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ市福祉事務所による措置の方法により入所手続を実施</p> <p>虐待等のやむを得ない事由により居宅での生活が困難な高齢者を特別養護老人ホームへ市福祉事務所による措置の方法により入所手続を実施</p> <p>市内の特別養護老人ホームの新設、増設にかかる建設費の助成</p> <p>所得の低い人の利用者負担額の軽減を行うとともに、所得等が一定以上ある人に能力に応じた負担を求め、負担の公平性を確保しながら、法令に基づき適正に給付</p> <p>地域包括ケアシステム推進とともに、日常生活圏域ごとの整備状況や利用状況の検証による適切なサービス提供の計画、市内への関連福祉施設新設時の建設費、開設準備費の助成</p>	<p>在宅のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみで構成される世帯の方で、寝たきり、病弱又はこれに準ずる状態にある人、通信設備を有していない人への電話の設置</p> <p>環境上の理由や経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ市福祉事務所による措置の方法により入所手続を実施</p> <p>虐待等のやむを得ない事由により居宅での生活が困難な高齢者を特別養護老人ホームへ市福祉事務所による措置の方法により入所手続を実施</p> <p>市内の特別養護老人ホームの新設、増設にかかる建設費の助成</p> <p>所得の低い人の利用者負担額の軽減を行うとともに、所得等が一定以上ある人に能力に応じた負担を求め、負担の公平性を確保しながら、法令に基づき適正に給付</p> <p>地域包括ケアシステム推進とともに、日常生活圏域ごとの整備状況や利用状況の検証による適切なサービス提供の計画、市内への関連福祉施設新設時の建設費、開設準備費の助成</p>
3	2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり(p.●) ④高齢者の自立を支援するサービスの充実と多様な主体による介護予防の推進 (3)重点的に取り組む視点 ○地域包括ケアシステムの構築に向け、特に地域の多様な主体による介護予防の推進や、介護サービスの提供、日常生活支援に携わる人材の参入促進、定着、育成による福祉人材の量的・質的確保を促進します。 ○高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実に向けた地域の体制づくりを図るため、生活支援コーディネーターと連携して、人と人とのつながりができる通いの場や、継続的に活動する組織を支援します。	2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり(p.69) ④高齢者の自立を支援するサービスの充実と多様な主体による介護予防の推進 (3)重点的に取り組む視点 ○地域包括ケアシステムの構築に向け、特に地域の多様な主体による介護予防の推進や、介護サービスの提供、日常生活支援に携わる人材育成に努めます。 ○高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実に向けた地域の体制づくりを図るため、生活支援コーディネーターと連携して、人と人とのつながりができる通いの場や、継続的に活動する組織を支援します。	

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																								
3		<p>2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり(p.●)</p> <p>⑤認知症高齢者への支援の充実</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>本市の認知症高齢者の推計数は、平成 29 年は約 4,100 人で、今後もその数は増加すると予測されています。これまで、認知症の症状が見過ごされ、重度化した状態からの支援が多く、症状が軽度の時期に、疾患の診断や生活機能障害への対応を確認しておくなど、認知症の悪化を防ぐ取組が不足していることが課題となっています。</p> <p>また、たとえ認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、症状の進行にあわせた支援サービスの整備、医療と介護のサービス間の連携強化や専門職による認知症ケアサービスの充実、さらには地域の見守り支援など、包括的な支援体制づくりが必要です。</p> <p>(4)今後の主な取組</p>	<p>2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり(p.71)</p> <p>⑤認知症高齢者への支援の充実</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>本市の認知症高齢者の推計数は、平成 27 年は約 5,000 人で、今後もその数は増加すると予測されています。これまで、認知症の症状が見過ごされ、重度化した状態からの支援が多く、症状が軽度の時期に、疾患の診断や生活機能障害への対応を確認しておくなど、認知症の悪化を防ぐ取組が不足していることが課題となっています。</p> <p>また、たとえ認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、症状の進行にあわせた支援サービスの整備、医療と介護のサービス間の連携強化や専門職による認知症ケアサービスの充実、さらには地域の見守り支援など、包括的な支援体制づくりが必要です。</p> <p>(4)今後の主な取組</p>																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症サポーター養成事業</td> <td>地域や学校、職域で、認知症の正しい理解と対応を学び、そっと手助けするサポーター（応援者）を養成するための講座を開催</td> <td rowspan="4">高齢福祉介護課</td> </tr> <tr> <td>認知症初期集中支援推進事業</td> <td>複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症のあ る人及びその家族を訪問し、アセスメントを行い、必要な初期支援を、集中的かつ包括的に行い、自立生活をサポート</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者等ほんわか SOS ネットワーク事業</td> <td>外出して行方不明となった認知症のあ る人等を早期に発見するため、可能性のある方の事前登録と、行方不明の際にその人の情報を協力者にメール配信することで早期発見につなげる体制の構築</td> </tr> <tr> <td>認知症地域支援推進事業</td> <td>認知症地域支援推進員を中心として、医療、介護等の連携強化による地域の支援体制の構築及び認知症ケアの向上を図る取組を推進</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	認知症サポーター養成事業	地域や学校、職域で、認知症の正しい理解と対応を学び、そっと手助けするサポーター（応援者）を養成するための講座を開催	高齢福祉介護課	認知症初期集中支援推進事業	複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症のあ る人及びその家族を訪問し、アセスメントを行い、必要な初期支援を、集中的かつ包括的に行い、自立生活をサポート	認知症高齢者等ほんわか SOS ネットワーク事業	外出して行方不明となった認知症のあ る人等を早期に発見するため、可能性のある方の事前登録と、行方不明の際にその人の情報を協力者にメール配信することで早期発見につなげる体制の構築	認知症地域支援推進事業	認知症地域支援推進員を中心として、医療、介護等の連携強化による地域の支援体制の構築及び認知症ケアの向上を図る取組を推進	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症サポーター養成事業</td> <td>地域や学校、職域で、認知症の正しい理解と対応を学び、そっと手助けするサポーター（応援者）を養成するための講座を開催</td> <td rowspan="4">高齢福祉介</td> </tr> <tr> <td>認知症初期集中支援推進事業</td> <td>複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントを行い、必要な初期支援を、集中的かつ包括的に行い、自立生活をサポート</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者等ほんわか SOS ネットワーク事業</td> <td>外出して行方不明となった認知症の人が早期に発見するため、可能性のある方の事前登録と、行方不明の際にその人の情報を協力者にメール配信することで早期発見につなげる体制の構築</td> </tr> <tr> <td>認知症地域支援推進事業</td> <td>認知症地域支援推進員を中心として、医療、介護等の連携強化による地域の支援体制の構築及び認知症ケアの向上を図る取組を推進</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	認知症サポーター養成事業	地域や学校、職域で、認知症の正しい理解と対応を学び、そっと手助けするサポーター（応援者）を養成するための講座を開催	高齢福祉介	認知症初期集中支援推進事業	複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントを行い、必要な初期支援を、集中的かつ包括的に行い、自立生活をサポート	認知症高齢者等ほんわか SOS ネットワーク事業	外出して行方不明となった認知症の人が早期に発見するため、可能性のある方の事前登録と、行方不明の際にその人の情報を協力者にメール配信することで早期発見につなげる体制の構築	認知症地域支援推進事業	認知症地域支援推進員を中心として、医療、介護等の連携強化による地域の支援体制の構築及び認知症ケアの向上を図る取組を推進
		事業の名称	取組内容	担当課																							
		認知症サポーター養成事業	地域や学校、職域で、認知症の正しい理解と対応を学び、そっと手助けするサポーター（応援者）を養成するための講座を開催	高齢福祉介護課																							
		認知症初期集中支援推進事業	複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症のあ る人及びその家族を訪問し、アセスメントを行い、必要な初期支援を、集中的かつ包括的に行い、自立生活をサポート																								
認知症高齢者等ほんわか SOS ネットワーク事業	外出して行方不明となった認知症のあ る人等を早期に発見するため、可能性のある方の事前登録と、行方不明の際にその人の情報を協力者にメール配信することで早期発見につなげる体制の構築																										
認知症地域支援推進事業	認知症地域支援推進員を中心として、医療、介護等の連携強化による地域の支援体制の構築及び認知症ケアの向上を図る取組を推進																										
事業の名称	取組内容	担当課																									
認知症サポーター養成事業	地域や学校、職域で、認知症の正しい理解と対応を学び、そっと手助けするサポーター（応援者）を養成するための講座を開催	高齢福祉介																									
認知症初期集中支援推進事業	複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントを行い、必要な初期支援を、集中的かつ包括的に行い、自立生活をサポート																										
認知症高齢者等ほんわか SOS ネットワーク事業	外出して行方不明となった認知症の人が早期に発見するため、可能性のある方の事前登録と、行方不明の際にその人の情報を協力者にメール配信することで早期発見につなげる体制の構築																										
認知症地域支援推進事業	認知症地域支援推進員を中心として、医療、介護等の連携強化による地域の支援体制の構築及び認知症ケアの向上を図る取組を推進																										

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新			旧		
3	2.2 しょうがい福祉の充実(p.●) ②地域生活の支援と活動支援の充実 (4)今後の主な取組	2.2 しょうがい福祉の充実(p.74) ②地域生活の支援と活動支援の充実 (4)今後の主な取組					
		事業の名称	取組内容	担当課	事業の名称	取組内容	担当課
		福祉医療費助成事業	一定以上のしょうがいがあり、所得の低い方に対し医療費の自己負担分を助成	保険医療課	福祉医療費助成事業	一定以上のしょうがいがあり、所得の低い方に対し医療費の自己負担分を助成	保険医療課
		しょうがい者地域生活支援事業	成年後見制度、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、日常生活用具支給事業、自動車改造等助成事業、配食サービス事業、しょうがい者住宅改造費助成事業、衛生材料支給事業、社会参加援助金、 在宅重度しょうがい者通所交通費助成事業、人工透析患者通院交通費助成事業、寝具乾燥丸洗いサービス事業、理美容サービス事業	しょうがい福祉課	しょうがい者地域生活支援事業	成年後見制度、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、日常生活用具支給事業、自動車改造等助成事業、配食サービス事業、しょうがい者住宅改造費助成事業、衛生材料支給事業、社会参加援助金、人工透析患者通院交通費助成事業、在宅重度しょうがい者通所交通費助成事業、寝具乾燥丸洗いサービス事業、理美容サービス事業	しょうがい福祉課
福祉避難所備蓄推進事業	福祉避難所で使用する備蓄品を市内5ヶ所に備蓄		福祉避難所備蓄推進事業	福祉避難所で使用する備蓄品を市内5ヶ所に備蓄			

3	<p>2.2しょうがい福祉の充実(p.●)</p> <p>③子どもの発達支援と教育・医療・保健・福祉の連携強化</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>本市では、発達に何らかの課題があると思われる就学前の子どもに<u>対し</u>、児童発達支援センター及び<u>こども療育センター</u>において<u>相談支援</u>や発達支援を実施しており、幼稚園、保育園等の在籍園においては、加配職員を配置する等の支援を行っています。出生数の減少に関わらず、<u>発達</u>支援を要する子どもは増加傾向にあり、今後更に早期支援の充実に取り組むとともに、学齢期以降においても適切な支援を行うことができるよう関係機関が連携していく必要があります。</p> <p>(2)基本方針</p> <p>発達に課題のある子どもが持てる力を十分に発揮し、社会のなかで自分らしくいきいきと生活できるよう、一人ひとりの特性に合わせた専門的な支援を実施します。また、<u>教育・医療・保健・福祉の各</u>機関が連携して保護者とともに子どもの育ちを応援します。</p> <p><u>さらに、子どもの特性や発達の状況に応じた遊びや活動の充実及びユニバーサルな視点に立った支援の推進を図ります。</u></p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○<u>教育・医療・保健・福祉の各機関が活発な情報交換や互恵的な人事交流を介して連携を強化し、発達に課題のある子どもへの支援体制の充実と職員の資質向上を図ります。</u></p> <p>○支援の情報を的確に関係機関につなぐことで、将来にわたって一貫した支援を受けられる体制を<u>構築</u>します。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1" data-bbox="208 1029 1178 1466"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学前教育推進事業</td> <td>対象児童の発達を促すための適切な支援について巡回相談員等とともに検討し体制及び保育活動の充実を図るとともに、園における特別支援教育推進のため特別支援教育のリーダーを育成</td> <td>幼児課</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援センター運営事業</td> <td>発達に課題のある就学前児童<u>に対する</u>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活での適応訓練 <u>対象児童の在籍園（保育園等）に対する、支援方法についての専門的指導</u> <u>対象児童の保護者や支援者に対する相談対応</u> <u>就学前児童に対する発達検査の実施</u> <u>発達障害に関する全般的な相談対応</u></td> <td>しょうがい福祉課 (児童発達支援センター)</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	就学前教育推進事業	対象児童の発達を促すための適切な支援について巡回相談員等とともに検討し体制及び保育活動の充実を図るとともに、園における特別支援教育推進のため特別支援教育のリーダーを育成	幼児課	児童発達支援センター運営事業	発達に課題のある就学前児童 <u>に対する</u> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活での適応訓練 <u>対象児童の在籍園（保育園等）に対する、支援方法についての専門的指導</u> <u>対象児童の保護者や支援者に対する相談対応</u> <u>就学前児童に対する発達検査の実施</u> <u>発達障害に関する全般的な相談対応</u>	しょうがい福祉課 (児童発達支援センター)	<p>2.2しょうがい福祉の充実(p.75)</p> <p>③子どもの発達支援と教育・医療・保健・福祉の連携強化</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>本市では、発達に何らかの課題があると思われる就学前の子どもについて、児童発達支援センター等において発達支援や相談支援などを実施しており、幼稚園、保育園等の在籍園においては、加配職員を配置する等の特別な支援を行っています。出生数の減少に関わらず、特別な支援を要する子どもは増加傾向にあり、今後更に早期支援の充実に取り組むとともに、学齢期以降においても適切な支援を行うことができるよう関係機関が連携していく必要があります。</p> <p>(2)基本方針</p> <p>発達に課題のある子どもが持てる力を十分に発揮し、社会のなかで自分らしくいきいきと生活できるよう、一人ひとりの特性に合わせた専門的な支援を実施します。また、<u>福祉・医療・保健・教育</u>機関が連携して保護者とともに子どもの育ちを応援します。</p> <p>さらに、子どもの特性や発達の状況に応じた遊びや活動の充実及びユニバーサルな視点に立った支援の推進を図ります。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○発達に課題のある子どもへの支援について、教育と福祉などの関係機関が連携強化し、各事業への人的支援や互恵性のある人事交流を継続、拡大し、支援体制の充実と職員の資質向上を図ります。</p> <p>○支援の情報を的確に関係機関につなぐことで、将来にわたって一貫した支援を受けられる体制を作ります。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1" data-bbox="1178 1029 2157 1466"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学前教育推進事業</td> <td>対象児童の発達を促すための適切な支援について巡回相談員等とともに検討し体制及び保育活動の充実を図るとともに、園における特別支援教育推進のため特別支援教育のリーダーを育成</td> <td>幼児課</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援センター運営事業</td> <td>発達に課題のある就学前児童の一人ひとりの特性に合わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活での適応訓練、保護者への相談対応 保育所・幼稚園等に対する対象児童の集団生活適応のための専門的支援 発達に関する保護者からの相談に応じ、発達検査を実施するなどして子どもの特性を把握し、適切な関わり方をアドバイス</td> <td>しょうがい福祉課 (児童発達支援センター)</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	就学前教育推進事業	対象児童の発達を促すための適切な支援について巡回相談員等とともに検討し体制及び保育活動の充実を図るとともに、園における特別支援教育推進のため特別支援教育のリーダーを育成	幼児課	児童発達支援センター運営事業	発達に課題のある就学前児童の一人ひとりの特性に合わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活での適応訓練、保護者への相談対応 保育所・幼稚園等に対する対象児童の集団生活適応のための専門的支援 発達に関する保護者からの相談に応じ、発達検査を実施するなどして子どもの特性を把握し、適切な関わり方をアドバイス	しょうがい福祉課 (児童発達支援センター)
	事業の名称	取組内容	担当課																	
就学前教育推進事業	対象児童の発達を促すための適切な支援について巡回相談員等とともに検討し体制及び保育活動の充実を図るとともに、園における特別支援教育推進のため特別支援教育のリーダーを育成	幼児課																		
児童発達支援センター運営事業	発達に課題のある就学前児童 <u>に対する</u> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活での適応訓練 <u>対象児童の在籍園（保育園等）に対する、支援方法についての専門的指導</u> <u>対象児童の保護者や支援者に対する相談対応</u> <u>就学前児童に対する発達検査の実施</u> <u>発達障害に関する全般的な相談対応</u>	しょうがい福祉課 (児童発達支援センター)																		
事業の名称	取組内容	担当課																		
就学前教育推進事業	対象児童の発達を促すための適切な支援について巡回相談員等とともに検討し体制及び保育活動の充実を図るとともに、園における特別支援教育推進のため特別支援教育のリーダーを育成	幼児課																		
児童発達支援センター運営事業	発達に課題のある就学前児童の一人ひとりの特性に合わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活での適応訓練、保護者への相談対応 保育所・幼稚園等に対する対象児童の集団生活適応のための専門的支援 発達に関する保護者からの相談に応じ、発達検査を実施するなどして子どもの特性を把握し、適切な関わり方をアドバイス	しょうがい福祉課 (児童発達支援センター)																		

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧								
		<table border="1"> <tr> <td>こども療育センター運営事業（わかば園・いちご園）</td> <td>発達に課題のある就学前児童 <u>に対する</u> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活での適応訓練、<u>対象児童の保護者や支援者に対する相談対応</u></td> </tr> <tr> <td>相談支援事業</td> <td>発達に課題のある就学前児童が児童発達支援や保育所訪問支援等のサービスを利用するために必要な、サービス利用計画の<u>作成及び</u>通所受給者証の申請手続きの支援</td> </tr> </table>	こども療育センター運営事業（わかば園・いちご園）	発達に課題のある就学前児童 <u>に対する</u> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活での適応訓練、 <u>対象児童の保護者や支援者に対する相談対応</u>	相談支援事業	発達に課題のある就学前児童が児童発達支援や保育所訪問支援等のサービスを利用するために必要な、サービス利用計画の <u>作成及び</u> 通所受給者証の申請手続きの支援	<table border="1"> <tr> <td>こども療育センター運営事業（わかば園・いちご園）</td> <td>発達に課題のある就学前児童の一人ひとりの特性に合わせた、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活での適応訓練、保護者への相談対応</td> </tr> <tr> <td>相談支援事業</td> <td>子どもと保護者に面接を行い、児童発達支援や保育所訪問支援を利用するために必要なサービス利用計画を作成するとともに、通所受給者証の申請手続きを支援</td> </tr> </table>	こども療育センター運営事業（わかば園・いちご園）	発達に課題のある就学前児童の一人ひとりの特性に合わせた、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活での適応訓練、保護者への相談対応	相談支援事業	子どもと保護者に面接を行い、児童発達支援や保育所訪問支援を利用するために必要なサービス利用計画を作成するとともに、通所受給者証の申請手続きを支援
こども療育センター運営事業（わかば園・いちご園）	発達に課題のある就学前児童 <u>に対する</u> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活での適応訓練、 <u>対象児童の保護者や支援者に対する相談対応</u>										
相談支援事業	発達に課題のある就学前児童が児童発達支援や保育所訪問支援等のサービスを利用するために必要な、サービス利用計画の <u>作成及び</u> 通所受給者証の申請手続きの支援										
こども療育センター運営事業（わかば園・いちご園）	発達に課題のある就学前児童の一人ひとりの特性に合わせた、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活での適応訓練、保護者への相談対応										
相談支援事業	子どもと保護者に面接を行い、児童発達支援や保育所訪問支援を利用するために必要なサービス利用計画を作成するとともに、通所受給者証の申請手続きを支援										
3		<p>2.4 全ての世代がいきいきと生活できるまちづくり(p.●)</p> <p>①健康づくりの推進</p> <p>(2)基本方針</p> <p><u>市の健康課題を分かりやすく提示した「むびょうたんプラス1」を中心とした、健康都市宣言のもとに、健康課題への重点的な取り組みを行います。</u></p> <p>市民が生涯を通じて、自分の健康や命の大切さに関心を持ち、自分自身の健康状態を知り、健診受診や生活習慣病の改善など身近な健康行動を実践していくための取組を進めます。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p><u>○むし菌対策では、「お茶でバイバイむし菌」をキャッチフレーズに、子ども及び予防活動に関わる大人が、糖分の過剰摂取を控える生活習慣を身につけられるよう支援します。</u></p> <p><u>○喫煙対策では、「タバコを吸わない人の前で喫煙しない、タバコの煙を避ける」ことを市民に周知し、市内の受動喫煙が減少するよう努めます。</u></p> <p><u>○食生活への対策については、野菜摂取や減塩に気を配り、バランスの良い食事がとれるよう、健康推進員などと連携して、市民への啓発に努めます。</u></p> <p><u>○こころの健康対策については、悩みを抱え込まず相談しやすい環境づくりや、睡眠や休息の大切さを周知し、市民のメンタルヘルスに対する支援に努めます。</u></p> <p><u>○運動対策については、社会参加の確保・今よりもプラス 10 分身体を動かし、日々の生活習慣の中に自分にあった身体活動が取り入れられるよう、ながはま健康ウォークやその他の関連事業と連携し、市民が年間を通し運動に取り組めるよう支援します。</u></p> <p>○がん対策では、がんに関する正しい知識を広めるとともに、検診を受けやすい環境づくりを進め、がん検診の受診者の増加に努めます。結果に応じて精密検査を受け、必要な人が早期に医療につながるよう支援していきます。</p> <p>○生活習慣病による早世予防対策では、自分自身の健康に関心を持ち、健診受診による疾病の早期発見と生活改善の支援に努めます。</p>	<p>2.4 全ての世代がいきいきと生活できるまちづくり(p.80)</p> <p>①健康づくりの推進</p> <p>(2)基本方針</p> <p>市民が生涯を通じて、自分の健康や命の大切さに関心を持ち、自分自身の健康状態を知り、健診受診や生活習慣病の改善など身近な健康行動を実践していくための取組を進めます。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○がん対策では、がんに関する正しい知識を広めるとともに、検診を受けやすい環境づくりを進め、がん検診の受診者の増加に努めます。結果に応じて精密検査を受け、必要な人が早期に医療につながるよう支援していきます。</p> <p>○生活習慣病による早世予防対策では、自分自身の健康に関心を持ち、健診受診による疾病の早期発見と生活改善の支援に努めます。</p>								

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧
3		<p>2.4 全ての世代がいきいきと生活できるまちづくり(p.●)</p> <p>②健康づくりを支援する地域づくり</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>健康づくりの取組は、従来、個人の取組が中心でしたが、<u>個人だけでは解決できないこともあり、地域社会全体で取り組むことが必要です。個人の健康は個人を取り巻く様々な社会環境の影響を受けることから、「健康づくりはまちづくり」と言われるように社会全体で健康づくりを総合的に取り組むことが必要です。</u></p> <p><u>地域のつながりが健康に影響するといわれ、健康でかつ医療費が少ない地域の背景には「いいコミュニティ」が存在すると言われていいます。つながりのある地域づくりが、ひいては健康づくりへとつながることから、健康づくりを通じた地域づくり、ひとづくりを実践し、健康づくりに関する研究では、個人が持つ人々とのつながり、ネットワークが豊富であれば、健康に良い情報を得る機会やお互いに助け合う機会が多く、それらが個人の健康を高めることにつながると言われています。社会全体が相互に支えあいながら健康を守る環境づくりを目指して、ソーシャルキャピタルの醸成に努めることが重要となっています。</u></p> <p>(2)基本方針</p> <p><u>あらゆる世代の人が健康でいきいきと生活できるまちを目指し、人生100年時代において、全ての世代の人がいきいきと生活できるまちを目指し、健康都市宣言をふまえ</u>個人の生活の質の向上と健康を支えるための社会環境の整備・ソーシャルキャピタル(人々が持つ信頼関係、人間関係、社会的ネットワーク)の醸成に努めるとともに、市民が自分に合った健康管理ができ、自分の健康状態を知ることができるよう、市民の健康づくりを支援します。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p><u>○健康市宣言を通して、地域や関連団体と連携した健康づくりを進め、つながりを大切にした健康なまちづくりを目指します。</u></p> <p>○ソーシャルキャピタルの醸成に向けて、健康づくりを通じて、地域や世代間の交流、地域や社会のつながりを育み、地域全体が相互に支え合いながら健康を守る環境づくりを重点的に進めます。</p> <p>○京都大学医学研究科と連携し、「市民の健康づくりの推進」と「医学発展への貢献」を目的に、市民1万人の参加を得て実施しているながはま0次予防コホート事業については、10年間で蓄積してきた健康づくりに関する情報を市民に還元し、市民の健康に対する意識を高め、市民が自ら健康増進を図ることを目指します。</p>	<p>2.4 全ての世代がいきいきと生活できるまちづくり(p.82)</p> <p>②健康づくりを支援する地域づくり</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>健康づくりの取組は、従来、個人の取組が中心でしたが、個人だけでは解決できないこともあり、地域社会全体で取り組むことが必要です。</p> <p>地域のつながりが健康に影響するといわれ、健康でかつ医療費が少ない地域の背景には「いいコミュニティ」が存在すると言われていいます。つながりのある地域づくりが、ひいては健康づくりへとつながることから、健康づくりを通じた地域づくり、ひとづくりを実践し、ソーシャルキャピタルの醸成に努めることが重要となっています。</p> <p>(2)基本方針</p> <p>あらゆる世代の人が健康でいきいきと生活できるまちを目指し、個人の生活の質の向上と健康を支えるための社会環境の整備・ソーシャルキャピタル(人々が持つ信頼関係、人間関係、社会的ネットワーク)の醸成に努めるとともに、市民が自分に合った健康管理ができ、自分の健康状態を知ることができるよう、市民の健康づくりを支援します。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○ソーシャルキャピタルの醸成に向けて、健康づくりを通じて、地域や世代間の交流、地域や社会のつながりを育み、地域全体が相互に支え合いながら健康を守る環境づくりを重点的に進めます。</p> <p>○京都大学医学研究科と連携し、「市民の健康づくりの推進」と「医学発展への貢献」を目的に、市民1万人の参加を得て実施しているながはま0次予防コホート事業については、10年間で蓄積してきた健康づくりに関する情報を市民に還元し、市民の健康に対する意識を高め、市民が自ら健康増進を図ることを目指します。</p>

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新			旧		
		(4)今後の主な取組			(4)今後の主な取組		
		事業の名称	取組内容	担当課	事業の名称	取組内容	担当課
		健康ながはまパートナーシップ事業	地域全体の健康づくりの機運を高め、健診受診促進や生活習慣の改善等の地域の健康づくりを進めるため、地域づくり協議会等の自主的な取り組みを支援	健康推進課	健康ながはまパートナーシップ事業	地域全体の健康づくりの機運を高め、健診受診促進や生活習慣の改善等の地域の健康づくりを進めるため、地域づくり協議会等の自主的な取り組みを支援	健康推進課
		みんなで一緒にながはま健康ウォーク事業	継続して運動する市民を増やし、健康寿命を延ばす取組として、運動のきっかけづくり、習慣作りとなるよう健康ウォーク事業を開催※補助金(H27～29)、大学との研究事業(H26～32)		みんなで一緒にながはま健康ウォーク事業	継続して運動する市民を増やし、健康寿命を延ばす取組として、運動のきっかけづくり、習慣作りとなるよう健康ウォーク事業を開催※補助金(H27～29)、大学との研究事業(H26～32)	
		長浜市健康推進員協議会委託事業	市民の健康保持増進のため、協議会に事業委託し、地域に密着したきめ細やかな健康づくりの実践を支援		長浜市健康推進員協議会委託事業	市民の健康保持増進のため、協議会に事業委託し、地域に密着したきめ細やかな健康づくりの実践を支援	
		健康出前講座	健康情報や技術の提供、相談が出来る機会を市民に提供し、自らの健康管理を振り返り、自らまたは地域で健康づくりを継続できるよう支援		健康出前講座	健康情報や技術の提供、相談が出来る機会を市民に提供し、自らの健康管理を振り返り、自らまたは地域で健康づくりを継続できるよう支援	
		0次予防推進事業	0次健診(初回、5年後)を実施し、結果を市民の健康づくりに役立ててもらうとともに、提供された血液や尿、健康情報などを医学研究へ活用し研究成果を市民の健康づくりに反映		0次予防推進事業	0次健診(初回、5年後)を実施し、結果を市民の健康づくりに役立ててもらうとともに、提供された血液や尿、健康情報などを医学研究へ活用し研究成果を市民の健康づくりに反映	

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																												
3		<p>3.1 福祉を担う人材・団体の育成(p.●)</p> <p>①地域福祉を担う人材・団体の育成</p> <p>(2)基本方針</p> <p>地域コミュニティを基礎として、住民と福祉関係者の協働により地域福祉を推進させるため、長浜市社会福祉協議会等と連携しながら、地区社会福祉協議会をはじめとする地域の福祉団体を支援するとともに、主体的に地域福祉活動に取り組む人材・団体を育成します。<u>また、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人・資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、暮らし・生きがい・地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ります。</u></p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○地域福祉を担う人材・団体の育成については、長浜市社会福祉協議会が主体的に担っていることから、長浜市社会福祉協議会との連携を図ります。</p> <p>○<u>地域が主体となり地域力を生かす取組や、包括的な支援体制の構築に向け関係機関が連携して進めます。</u></p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉協議会活動推進事業</td> <td>地域福祉の主たる担い手である長浜市社会福祉協議会の活動に対する支援及び長浜市社会福祉協議会による地域の福祉活動団体への地域福祉活動事業（福祉バス事業）の委託</td> <td rowspan="5">社会福祉課</td> </tr> <tr> <td>社会福祉団体育成事業</td> <td>地域福祉の増進を目的に、長浜市遺族会、長浜市保護司会、長浜地区更生保護女性会が行う自主的な活動に要する経費に対する補助</td> </tr> <tr> <td>民生委員・児童委員活動支援事業</td> <td>民生委員・児童委員に対する、活動に必要となる情報の提供や、活動にかかる経費の費用弁償等の支援、長浜市民生委員児童委員協議会実施事業への補助</td> </tr> <tr> <td>地域の安心見守り活動</td> <td>市内をきめ細やかに回る各事業者のさりげない地域の見守り活動による、市民の異変を早期発見するとともに、異変に気付いた際に速やかに対応できる体制の構築</td> </tr> <tr> <td><u>地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業</u></td> <td><u>地域住民が主体的に地域福祉活動に参画し地域力を強化する取組の促進、相談支援機関等の協働による地域生活の包括的支援体制の構築</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	社会福祉協議会活動推進事業	地域福祉の主たる担い手である長浜市社会福祉協議会の活動に対する支援及び長浜市社会福祉協議会による地域の福祉活動団体への地域福祉活動事業（福祉バス事業）の委託	社会福祉課	社会福祉団体育成事業	地域福祉の増進を目的に、長浜市遺族会、長浜市保護司会、長浜地区更生保護女性会が行う自主的な活動に要する経費に対する補助	民生委員・児童委員活動支援事業	民生委員・児童委員に対する、活動に必要となる情報の提供や、活動にかかる経費の費用弁償等の支援、長浜市民生委員児童委員協議会実施事業への補助	地域の安心見守り活動	市内をきめ細やかに回る各事業者のさりげない地域の見守り活動による、市民の異変を早期発見するとともに、異変に気付いた際に速やかに対応できる体制の構築	<u>地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業</u>	<u>地域住民が主体的に地域福祉活動に参画し地域力を強化する取組の促進、相談支援機関等の協働による地域生活の包括的支援体制の構築</u>	<p>3.1 福祉を担う人材・団体の育成(p.84)</p> <p>①地域福祉を担う人材・団体の育成</p> <p>(2)基本方針</p> <p>地域コミュニティを基礎として、住民と福祉関係者の協働により地域福祉を推進させるため、長浜市社会福祉協議会等と連携しながら、地区社会福祉協議会をはじめとする地域の福祉団体を支援するとともに、主体的に地域福祉活動に取り組む人材・団体を育成します。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○地域福祉を担う人材・団体の育成については、長浜市社会福祉協議会が主体的に担っていることから、長浜市社会福祉協議会との連携を図ります。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉協議会活動推進事業</td> <td>地域福祉の主たる担い手である長浜市社会福祉協議会の活動に対する支援及び長浜市社会福祉協議会による地域の福祉活動団体への地域福祉活動事業（福祉バス事業）の委託</td> <td rowspan="5">社会福祉課</td> </tr> <tr> <td>社会福祉団体育成事業</td> <td>地域福祉の増進を目的に、長浜市遺族会、長浜市保護司会、長浜地区更生保護女性会が行う自主的な活動に要する経費に対する補助</td> </tr> <tr> <td>民生委員・児童委員活動支援事業</td> <td>民生委員・児童委員に対する、活動に必要となる情報の提供や、活動にかかる経費の費用弁償等の支援、長浜市民生委員児童委員協議会実施事業への補助</td> </tr> <tr> <td>地域の安心見守り活動</td> <td>市内をきめ細やかに回る各事業者のさりげない地域の見守り活動による、市民の異変を早期発見するとともに、異変に気付いた際に速やかに対応できる体制の構築</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	社会福祉協議会活動推進事業	地域福祉の主たる担い手である長浜市社会福祉協議会の活動に対する支援及び長浜市社会福祉協議会による地域の福祉活動団体への地域福祉活動事業（福祉バス事業）の委託	社会福祉課	社会福祉団体育成事業	地域福祉の増進を目的に、長浜市遺族会、長浜市保護司会、長浜地区更生保護女性会が行う自主的な活動に要する経費に対する補助	民生委員・児童委員活動支援事業	民生委員・児童委員に対する、活動に必要となる情報の提供や、活動にかかる経費の費用弁償等の支援、長浜市民生委員児童委員協議会実施事業への補助	地域の安心見守り活動	市内をきめ細やかに回る各事業者のさりげない地域の見守り活動による、市民の異変を早期発見するとともに、異変に気付いた際に速やかに対応できる体制の構築		
		事業の名称	取組内容	担当課																											
社会福祉協議会活動推進事業	地域福祉の主たる担い手である長浜市社会福祉協議会の活動に対する支援及び長浜市社会福祉協議会による地域の福祉活動団体への地域福祉活動事業（福祉バス事業）の委託	社会福祉課																													
社会福祉団体育成事業	地域福祉の増進を目的に、長浜市遺族会、長浜市保護司会、長浜地区更生保護女性会が行う自主的な活動に要する経費に対する補助																														
民生委員・児童委員活動支援事業	民生委員・児童委員に対する、活動に必要となる情報の提供や、活動にかかる経費の費用弁償等の支援、長浜市民生委員児童委員協議会実施事業への補助																														
地域の安心見守り活動	市内をきめ細やかに回る各事業者のさりげない地域の見守り活動による、市民の異変を早期発見するとともに、異変に気付いた際に速やかに対応できる体制の構築																														
<u>地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業</u>	<u>地域住民が主体的に地域福祉活動に参画し地域力を強化する取組の促進、相談支援機関等の協働による地域生活の包括的支援体制の構築</u>																														
事業の名称	取組内容	担当課																													
社会福祉協議会活動推進事業	地域福祉の主たる担い手である長浜市社会福祉協議会の活動に対する支援及び長浜市社会福祉協議会による地域の福祉活動団体への地域福祉活動事業（福祉バス事業）の委託	社会福祉課																													
社会福祉団体育成事業	地域福祉の増進を目的に、長浜市遺族会、長浜市保護司会、長浜地区更生保護女性会が行う自主的な活動に要する経費に対する補助																														
民生委員・児童委員活動支援事業	民生委員・児童委員に対する、活動に必要となる情報の提供や、活動にかかる経費の費用弁償等の支援、長浜市民生委員児童委員協議会実施事業への補助																														
地域の安心見守り活動	市内をきめ細やかに回る各事業者のさりげない地域の見守り活動による、市民の異変を早期発見するとともに、異変に気付いた際に速やかに対応できる体制の構築																														

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧
3		<p>3.2 地域医療体制の充実</p> <p>①地域医療の確保</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>全国的に医師は増えているものの、湖北圏域では医師が不足しており、病院においては閉鎖になった診療科や維持が危ぶまれる診療科も複数あり、安定的な医師確保は困難を極めていますが難しくなっています。</p> <p>特に山間へき地の国保直営診療所については、県からの医師派遣がなく、長浜市立湖北病院等からの医師派遣や指定管理者制度長浜市立湖北病院による運営や指定管理者制度により医師を確保していますが、持続可能な医療体制を構築する必要があります。</p> <p>(2)基本方針</p> <p>滋賀県地域医療構想では、市民が地域で安心して暮らせるよう、必要な医療機能の確保、及び地域包括ケアシステムの構築が求められています。本市においても、人口減少や高齢化の進展が顕著な山間へき地の特性に応じた医療サービスを受けることができるよう、巡回診療体制の維持、在宅医療等の充実を図りながら、医療・福祉・介護関係者等と十分な連携を強化し、地域医療を確保します。</p>	<p>3.2 地域医療体制の充実(p.85)</p> <p>①地域医療の確保</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>全国的に医師は増えているものの、湖北圏域では医師が不足しており、病院においては閉鎖になった診療科や維持が危ぶまれる診療科も複数あり、安定的な医師確保は困難を極めています。</p> <p>特に山間へき地の国保直営診療所については、県からの医師派遣がなく、長浜市立湖北病院等からの医師派遣や指定管理者制度により医師を確保していますが、持続可能な医療体制を構築する必要があります。</p> <p>(2)基本方針</p> <p>滋賀県地域医療構想では、市民が地域で安心して暮らせるよう、必要な医療機能の確保、及び地域包括ケアシステムの構築が求められています。本市においても、人口減少や高齢化の進展が顕著な山間へき地の特性に応じた医療サービスを受けることができるよう、巡回診療体制の維持、在宅医療等の充実を図りながら、医療・福祉・介護関係者等と十分な連携を強化し、地域医療を確保します。</p>

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧
3		<p>3.2 地域医療体制の充実(p.●) ②地域医療体制の確立 (1)現状と課題 本市では、日曜・祝日、年末年始に内科・小児科を救急で受診する場合は、初期(第一次)救急医療機関として、「長浜米原休日急患診療所」を受診することを原則とし、重症の恐れや、検査・入院の必要性がある場合は、第二次救急医療機関である市立長浜病院、長浜市立湖北病院が、重篤な救急患者は、第三次救急医療機関である長浜赤十字病院が受け入れる体制を取っています。</p> <p>本来重症者の受け入れを対象とする救急外来に軽症患者が受診するコンビニ受診を抑制し、休日の救急受診の全体数を減らすとともに、重篤な症状以外の患者を休日急患診療所が対応すること等により、休日の診療体制を適正化する必要があります。また、休日に湖北地域の医療機関(市立長浜病院、長浜赤十字病院、長浜市立湖北病院及び長浜米原休日急患診療所)を利用する人のうち、長浜米原休日急患診療所を利用する人の割合は、小児科は 72% に対し、内科は 36% となっており、特に内科の患者への啓発方法の改善が必要となっています。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点 ○休日に湖北地域の医療機関(市立長浜病院、長浜赤十字病院、長浜市立湖北病院及び長浜米原休日急患診療所)を利用する人のうち、長浜米原休日急患診療所を利用する人の割合を増やします。 <u>○地域の高度急性期及び急性期医療の維持・発展のために、医療機関相互の連携を図ります。</u></p>	<p>3.2 地域医療体制の充実(p.85) ②地域医療体制の確立 (1)現状と課題 本市では、日曜・祝日、年末年始に内科・小児科を救急で受診する場合は、初期(第一次)救急医療機関として、「長浜米原休日急患診療所」を受診することを原則とし、重症の恐れや、検査・入院の必要性がある場合は、第二次救急医療機関である市立長浜病院、長浜市立湖北病院が、重篤な救急患者は、第三次救急医療機関である長浜赤十字病院が受け入れる体制を取っています。</p> <p>本来重症者の受け入れを対象とする救急外来に軽症患者が受診するコンビニ受診を抑制し、休日の救急受診の全体数を減らすとともに、重篤な症状以外の患者を休日急患診療所が対応すること等により、休日の診療体制を適正化する必要があります。また、休日に湖北地域の医療機関(市立長浜病院、長浜赤十字病院、長浜市立湖北病院及び長浜米原休日急患診療所)を利用する人のうち、長浜米原休日急患診療所を利用する人の割合は、小児科は 67% に対し、内科は 31% となっており、特に内科の患者への啓発方法の改善が必要となっています。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点 ○休日に湖北地域の医療機関(市立長浜病院、長浜赤十字病院、長浜市立湖北病院及び長浜米原休日急患診療所)を利用する人のうち、長浜米原休日急患診療所を利用する人の割合を増やします。</p>
4		<p>1.1 地域産業の振興(p.●) ①「長浜スタイル」で拓くグローバル産業都市の創造 (3)重点的に取り組む視点 ○地域資源の活用と中小企業の販路拡大、創業・起業のための人材発掘等の支援を行います。 ○(仮称)ながはま産業創造センターをオール長浜の企業を総合的に支援するための機関として機能させるよう取組を進めます。 <u>○従事者の高齢化や後継者不足による事業継承対策を進めます。</u></p>	<p>1.1 地域産業の振興 ①「長浜スタイル」で拓くグローバル産業都市の創造 (3)重点的に取り組む視点 ○地域資源の活用と中小企業の販路拡大、創業・起業のための人材発掘等の支援を行います。 ○(仮称)ながはま産業創造センターをオール長浜の企業を総合的に支援するための機関として機能させるよう取組を進めます。</p>

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧
4	1.2 農林水産業の振興(p.●) ③森林整備と林業の活性化 (3)重点的に取り組む視点 ○森林の境界明確化を進めると共に、安定した木材資源の供給体制を整え、需要の拡大を図ります。 ○森林資源の需要拡大を図るため、木質バイオマスの利用を促進します。 ○次代を担う子どもたちに、森林を想う気持ちや木製品を身近に感じる心を育むため「木育」の推進を図り、長浜産材の木製品の普及に努めます。 <u>○「ながはま森林マッチングセンター」の機能を活かし、森づくりの担い手育成や市内外の事業者の参加を促すビジネス創出を図ります。</u>	1.2 農林水産業の振興(p.93) ③森林整備と林業の活性化 (3)重点的に取り組む視点 ○森林の境界明確化を進めるとともに、安定した木材資源の供給体制を整え、需要の拡大を図ります。 ○森林資源の需要拡大を図るため、木質バイオマスの利用を促進します。 ○次代を担う子どもたちに、森林を想う気持ちや木製品を身近に感じる心を育むため「木育」の推進を図り、長浜産材の木製品の普及に努めます。	
4	2.1 農林水産業の振興 ①企業誘致の推進	2.1 農林水産業の振興 ①企業誘致の推進	
4	2.2 農林水産業の振興 ①小谷城スマートインターチェンジ周辺を核とする新産業の創出	2.2 農林水産業の振興 ①小谷城スマートインターチェンジ周辺を核とする新産業の創出	
4	2.2 農林水産業の振興 ②大学等研究機関との連携	2.2 農林水産業の振興 ②大学等研究機関との連携	
4	3.1 地域の伝統・歴史・文化の継承 ①歴史文化の活用	3.1 地域の伝統・歴史・文化の継承 ①歴史文化の活用	
4	3.1 地域の伝統・歴史・文化の継承 ②文化財の保護	3.1 地域の伝統・歴史・文化の継承 ②文化財の保護	
4	3.1 地域の伝統・歴史・文化の継承 ③良好な景観の形成	3.1 地域の伝統・歴史・文化の継承 ③良好な景観の形成	

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧
4		<p>3.2 移住しやすい体制づくり(p.●)</p> <p>①移住者受入の環境づくり</p> <p>(2)基本方針</p> <p>本市が狙うターゲットが魅力と感じるであろう、<u>まちに愛着や誇り(シビックプライド)をもって暮らす</u>「ひと」や「活動」に焦点を当て、本市の魅力は大都市圏に向けて発信します。また、行政だけでなく、市民自ら地域の魅力を発信できる人材を育成し、継続性あるプロモーションを展開します。</p> <p><u>東京都台東区など、都市部の若者と交流を図ることで関係人口の拡大に努めます。</u></p> <p>移住者受入については、地域づくり協議会や自治会に対して、引き続き移住者の受入に対する理解を図るとともに、移住の前に希望者と各自治会とのマッチングを図るなど、定住化に向け、一人ひとり丁寧に対応します。</p> <p>仕事の場の創出については、単に労働だけでなく、「やりがい」や「自己実現」のために働く場を提供する地方発ベンチャー企業の育成を支援し、本市の農林資源や廃校、空き家などを活用しながら魅力ある仕事の場を創出し、移住促進を図ります。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○<u>「長浜ローカルフォトアカデミー」や「長浜生活文化研究所」など、地域の魅力を自ら発信する市民と協働で、シビックプライドの創出とシティプロモーションを展開します。</u></p> <p>○長浜市移住定住促進協議会と連携して、空き家バンクを中心に移住者の受入を促進します。</p> <p>○廃校、空き家を活用した地域活性化の取組をビジネスの視点により行うことで、将来のまちを支える起業型人材を確保・育成します。</p> <p>○<u>高校生が地元の良さに気づき、世代を超えたつながりを持ちながら、まちづくりを学ぶ機会を提供し、地元への愛着や誇りを育むことで、若者のふるさと回帰を促進します。</u></p>	<p>3.2 移住しやすい体制づくり(p.106)</p> <p>①移住者受入の環境づくり</p> <p>(2)基本方針</p> <p>本市が狙うターゲットが魅力と感じるであろう「ひと」や「活動」に焦点を当て、本市の魅力は大都市圏に向けて発信します。また、行政だけでなく、市民自ら地域の魅力を発信できる人材を育成し、継続性あるプロモーションを展開します。</p> <p>移住者受入については、地域づくり協議会や自治会に対して、引き続き移住者の受入に対する理解を図るとともに、移住の前に希望者と各自治会とのマッチングを図るなど、定住化に向け、一人ひとり丁寧に対応します。</p> <p>仕事の場の創出については、単に労働だけでなく、「やりがい」や「自己実現」のために働く場を提供する地方発ベンチャー企業の育成を支援し、本市の農林資源や廃校、空き家などを活用しながら魅力ある仕事の場を創出し、移住促進を図ります。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○写真を通じて地域の魅力を発信し、地域を元気にする「地域の表現者」を育成します。</p> <p>○長浜市移住定住促進協議会と連携して、空き家バンクを中心に移住者の受入を促進します。</p> <p>○廃校、空き家を活用した地域活性化の取組をビジネスの視点により行うことで、将来のまちを支える起業型人材を確保します。</p>

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧								
4		<p>4.1 地域<u>の</u>魅力向上と地域の活性化 <u>①市域一体となった交流事業の促進</u></p> <p>4.2 地域魅力の発信と交流 <u>②地域資源を生かした集客交流の展開 に集約・統合</u></p>	<p>4.1 地域魅力の発見と活用(p.107) <u>①市域一体となった交流事業の促進</u> (1)現状と課題 本市には数多くの地域資源が広範囲に点在し、地域毎に観光 PR や各種イベントが展開されているものの、観光客のニーズや価値観の多様化に対応できていない面があります。また、観光の形態が変化中、市民の暮らしや年中行事、地域文化、もてなしの心なども「観光都市・長浜」の観光資源として注目されています。また、特色ある地域資源を活かすことにより、観光客にとっても市民にとっても魅力ある観光のまちづくりを市民、事業者、行政が一体となって進める必要があります。</p> <p>(2)基本方針 地域の幅広い関係者が一体となって、地域の誇れる資源を掘り起こし、磨きをかけ、テーマやストーリーで地域を繋ぎ合わせるにより、長浜ならではの観光地づくりを推進します。また、これまで実施してきた各種イベントについても、地域住民との交流とともに市域外からの集客につながる効果的な事業となるよう連携強化に努めます。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点 ○地域資源を活用した観光イベントの活性化とともに広域的な連携などによる魅力のある観光エリア・周遊ルートの形成を図り、戦略的な情報発信を行います。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民ふるさとまつり支援事業</td> <td>まつり行事に関する市民協賛の企画実施及びまつりに関する観光宣伝及び啓発の実施</td> <td rowspan="2">観光振興課</td> </tr> <tr> <td>Love for Kohoku</td> <td>湖北の美しい景観を湖北八景として制定し、地域の景観を見直して末永く愛し、そこに人々が集える事業の推進</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	市民ふるさとまつり支援事業	まつり行事に関する市民協賛の企画実施及びまつりに関する観光宣伝及び啓発の実施	観光振興課	Love for Kohoku	湖北の美しい景観を湖北八景として制定し、地域の景観を見直して末永く愛し、そこに人々が集える事業の推進
事業の名称	取組内容	担当課									
市民ふるさとまつり支援事業	まつり行事に関する市民協賛の企画実施及びまつりに関する観光宣伝及び啓発の実施	観光振興課									
Love for Kohoku	湖北の美しい景観を湖北八景として制定し、地域の景観を見直して末永く愛し、そこに人々が集える事業の推進										

4	<p>①宿泊・滞在型観光の推進</p> <p>(1) 現状と課題 <u>本市は、日帰り観光客の入込客数に比較して宿泊客が少ないことから、滞在時間や滞在日数の延長を図り、滞在型観光へと転換を図る様々な取組を進めてきました。しかし、1人あたりの観光消費額は伸び悩んでいます。また、国内の訪日外国人観光客が年々増加しているなか、本市へと誘客する仕組みづくりが課題となっており、国内外の観光客から選ばれる観光地となり、観光による消費額が増える仕組みづくりを推進していく必要があります。</u></p> <p>(2) 基本方針 <u>観光による地域活性化とその実現のための取組を推進することで、観光資源の魅力創造につなげ、観光消費額の増加を目指します。</u></p> <p>(3) 重点的に取り組む視点 <u>○長浜らしさを感じる観光商品や体験メニューの開発を支援することで、消費拡大につながる仕組みづくりを推進します。</u> <u>○観光客のニーズに合わせた情報発信や外国語対応ガイドの育成支援を行い、インバウンドを含む新たな観光客の獲得に努めます。</u> <u>○市域を超えた広域のモデルコースや周遊ルートの開発・PRを行い、滞在時間の拡大を目指します。</u></p> <p>(4) 今後の主な取組</p> <table border="1" data-bbox="215 1289 1180 1430"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊・滞在型観光推進事業</td> <td>観光資源の価値を高める観光商品の開発や滞在時間の拡大につながる仕組みづくりを推進します。</td> <td>観光振興課</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	宿泊・滞在型観光推進事業	観光資源の価値を高める観光商品の開発や滞在時間の拡大につながる仕組みづくりを推進します。	観光振興課	<p>②宿泊・滞在型観光の推進</p> <p>(1) 現状と課題 本市は、日帰り観光客の入込客数に比較して宿泊客が少ない通過型観光地となっていることから、滞在時間や滞在日数の延長を図り、通過型観光から滞在型観光へと転換することが求められています。また、訪日外国人観光客は増加傾向にあり、本市においても相当数の入込はみられるものの、市内を回遊せずに宿泊のみの来訪に限られる状況にあります。国内外の来訪者から選ばれる観光地となるためには、観光情報の提供やガイド等の人材育成とおもてなし意識の醸成、さらに二次交通の充実や観光トイレ、観光駐車場などの環境整備が必要です。加えて市内には多くの観光関係団体が存立しており、各団体が効果的に機能を発揮することができるよう、団体間の連携・協働を図っていくことが必要です。</p> <p>(2) 基本方針 「観光都市・長浜」の実現に向け、新たな観光資源の掘り起しを行うとともに、本市の観光を総合的に振興していくため、訪日外国人観光客をはじめとした交流人口の拡大による地域経済の発展という観点も含め、観光による地域活性化とその実現のための取組を示す観光振興ビジョンを策定します。また、観光客が多い市街地(黒壁スクエア周辺)エリアから豊かな自然と歴史が息づく郊外エリアへの観光誘客を図るため、それぞれの観光関係団体と一体となった受入体制を整えるとともに、市民ふるさとまつり支援事業や交通対策の推進により受入れ客数の増加を図ります。さらに、びわ湖・近江路観光圏活性化協議会や北びわ湖国際観光推進協議会を軸としてインバウンド事業や夜の賑わいづくり事業等を展開することにより、宿泊客数の増加を図ります。</p> <p>(3) 重点的に取り組む視点 ○多くの観光客が訪れる市街地(黒壁スクエア周辺)エリアから豊かな自然と歴史が息づく郊外エリアへの誘客を図るため、道の駅(浅井三姉妹の郷、塩津海道あぢかまの里、湖北水鳥ステーション)や木ノ本駅、きのもと交遊館の展示などを基点としたガイド、人材育成、二次交通の整備を図ります。 ○観光魅力をさらに高めるため、市民や民間事業者の自主性や主体性を大切にしながら、各店舗や交通事業者、観光協会や社寺などの観光関連団体との連携を強化します。</p> <p>(4) 今後の主な取組</p> <table border="1" data-bbox="1198 1289 2148 1466"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民ふるさとまつり支援事業</td> <td>まつり行事に関する市民協賛の企画実施及びまつりに関する観光宣伝及び啓発の実施</td> <td rowspan="2">観光振興課</td> </tr> <tr> <td>Love for Kohoku</td> <td>湖北の美しい景観を湖北八景として制定し、地域の景観を見直して末永く愛し、そこに人々が</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	市民ふるさとまつり支援事業	まつり行事に関する市民協賛の企画実施及びまつりに関する観光宣伝及び啓発の実施	観光振興課	Love for Kohoku	湖北の美しい景観を湖北八景として制定し、地域の景観を見直して末永く愛し、そこに人々が
事業の名称	取組内容	担当課														
宿泊・滞在型観光推進事業	観光資源の価値を高める観光商品の開発や滞在時間の拡大につながる仕組みづくりを推進します。	観光振興課														
事業の名称	取組内容	担当課														
市民ふるさとまつり支援事業	まつり行事に関する市民協賛の企画実施及びまつりに関する観光宣伝及び啓発の実施	観光振興課														
Love for Kohoku	湖北の美しい景観を湖北八景として制定し、地域の景観を見直して末永く愛し、そこに人々が															

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																		
		<table border="1"> <tr> <td>情報発信事業</td> <td>多様な情報媒体を活用して情報発信を行うとともに、他団体と連携した誘客事業を推進します。</td> <td></td> </tr> </table>	情報発信事業	多様な情報媒体を活用して情報発信を行うとともに、他団体と連携した誘客事業を推進します。		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>集える事業の推進</td> <td></td> </tr> </table>		集える事業の推進													
情報発信事業	多様な情報媒体を活用して情報発信を行うとともに、他団体と連携した誘客事業を推進します。																				
	集える事業の推進																				
4		<p>4.2 地域魅力の発信と交流(p.●)</p> <p>①地域魅力の情報発信の強化</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>行政情報をはじめ地域の活動や観光情報等、市が扱う情報の種類・量は年々増大しており、これに伴って情報発信元も増える状況にあります。本来に必要な情報を、伝えたい人に、ほしい人に、いつでも、どこでも、的確に届けることが求められていることから、発信すべき情報を整理し再構築する仕組みを早急に確立する必要があります。</p> <p>また、東京・上野に設置する情報発信拠点「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」の取組をきっかけとして、<u>都市部と「ヒト」や「モノ」、「情報」などで様々なつながりを持つ新たな発信スタイル</u>が求められています。</p> <p>(2)基本方針</p> <p>行政が持つ情報量と公共性、市民団体が持つ住民目線での情報発信スキルや柔軟性といったお互いの長所を生かし、情報を共有して互いに発信しあえるような体制を構築することにより、地域が持つ魅力を効果的に発信し、市全体としての情報発信力の強化に努めます。<u>また、首都圏を中心に都市圏からの人の流れを生み出し、様々な関わりを持つ関係人口の拡大を図ります。</u></p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」を拠点としつつ、<u>長浜を応援する人たちとともに</u>首都圏において本市の魅力を積極的に発信します。</p> <p>○SNS やホームページを活用し、市民からの情報が市役所に集まるような仕組みを構築するとともに、情報提供元にもメリットがあるような情報の使い方をすることで、地域の魅力を効果的に発信します。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「普段着のながはま」魅力情報デザイン・発信事業</td> <td>ホームページ「長浜くらしノート」の充実を図り、四季を通して普段着の長浜の魅力を発信するとともに、その魅力を実感できるよう、ホームページとリンクさせたワークショップを開催</td> <td>市民広報課</td> </tr> <tr> <td>首都圏における情報発信事業</td> <td>「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」や「<u>東京-長浜リレーションズ</u>」を中心に、首都圏において本市の魅力発信を積極的に展開</td> <td>総合政策課</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	「普段着のながはま」魅力情報デザイン・発信事業	ホームページ「長浜くらしノート」の充実を図り、四季を通して普段着の長浜の魅力を発信するとともに、その魅力を実感できるよう、ホームページとリンクさせたワークショップを開催	市民広報課	首都圏における情報発信事業	「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」や「 <u>東京-長浜リレーションズ</u> 」を中心に、首都圏において本市の魅力発信を積極的に展開	総合政策課	<p>4.2 地域魅力の発信と交流(p.110)</p> <p>①地域魅力の情報発信の強化</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>行政情報をはじめ地域の活動や観光情報等、市が扱う情報の種類・量は年々増大しており、これに伴って情報発信元も増える状況にあります。本来に必要な情報を、伝えたい人に、ほしい人に、いつでも、どこでも、的確に届けることが求められていることから、発信すべき情報を整理し再構築する仕組みを早急に確立する必要があります。</p> <p>また、東京・上野に設置する情報発信拠点「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」の取組をきっかけとして、こうした情報発信拠点を有効に活用することが求められています。</p> <p>(2)基本方針</p> <p>行政が持つ情報量と公共性、市民団体が持つ住民目線での情報発信スキルや柔軟性といったお互いの長所を生かし、情報を共有して互いに発信しあえるような体制を構築することにより、地域が持つ魅力を効果的に発信し、市全体としての情報発信力の強化に努めます。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」を拠点とするなど、首都圏において本市の魅力を積極的に発信します。</p> <p>○SNS やホームページを活用し、市民からの情報が市役所に集まるような仕組みを構築するとともに、情報提供元にもメリットがあるような情報の使い方をすることで、地域の魅力を効果的に発信します。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「普段着のながはま」魅力情報デザイン・発信事業</td> <td>ホームページ「長浜くらしノート」の充実を図り、四季を通して普段着の長浜の魅力を発信するとともに、その魅力を実感できるよう、ホームページとリンクさせたワークショップを開催</td> <td>市民広報課</td> </tr> <tr> <td>首都圏における情報発信事業</td> <td>「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」を拠点として、首都圏において本市の魅力発信を積極的に展開</td> <td>総合政策課</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	「普段着のながはま」魅力情報デザイン・発信事業	ホームページ「長浜くらしノート」の充実を図り、四季を通して普段着の長浜の魅力を発信するとともに、その魅力を実感できるよう、ホームページとリンクさせたワークショップを開催	市民広報課	首都圏における情報発信事業	「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」を拠点として、首都圏において本市の魅力発信を積極的に展開	総合政策課
事業の名称	取組内容	担当課																			
「普段着のながはま」魅力情報デザイン・発信事業	ホームページ「長浜くらしノート」の充実を図り、四季を通して普段着の長浜の魅力を発信するとともに、その魅力を実感できるよう、ホームページとリンクさせたワークショップを開催	市民広報課																			
首都圏における情報発信事業	「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」や「 <u>東京-長浜リレーションズ</u> 」を中心に、首都圏において本市の魅力発信を積極的に展開	総合政策課																			
事業の名称	取組内容	担当課																			
「普段着のながはま」魅力情報デザイン・発信事業	ホームページ「長浜くらしノート」の充実を図り、四季を通して普段着の長浜の魅力を発信するとともに、その魅力を実感できるよう、ホームページとリンクさせたワークショップを開催	市民広報課																			
首都圏における情報発信事業	「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」を拠点として、首都圏において本市の魅力発信を積極的に展開	総合政策課																			

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧												
4	4.2 地域魅力の発信と交流(p.●) ②地域資源を生かした集客交流の展開 (1)現状と課題 歴史文化や自然豊かな本市には、個性的で魅力的な地域資源が多く、観光拠点としても非常に高い可能性を有しています。 <u>また、観光の形態が変化中、市民の暮らしや年中行事、地域文化、もてなしの心なども観光資源として注目されています。</u> 今後においても、「観光都市・長浜」の実現に向けて、魅力的な観光地として発展させていくためには、新たな観光資源の発掘と育成を図るとともに、既存の観光資源の切り口の見直しや深堀りを行うなど、観光地域のブランド化や地域特性を生かした取組などを通じて、 <u>市民、事業者、行政が一体となった</u> 競争力の高い魅力ある観光地づくりが必要となっています。 (2)基本方針 長浜曳山まつりや観音文化をはじめ、市内にある有形・無形の歴史資源や地域の個性、魅力を、国内外に向けて広く情報発信していきます。また、官民の一体的な連携により、地域資源を最大限に活用した観光振興に取り組むとともに、 <u>「石田三成に逢える近江路」として</u> 広域連携事業の推進を図るなど、地域経済の活性化や賑わいの創出、都市イメージの向上のほか、地域への愛着や誇りの醸成を図ります。 <u>また、これまで実施してきた各種イベントについても、地域住民との交流とともに市域外からの集客につながる効果的な事業となるよう連携強化に努めます。</u>	4.2 地域魅力の発信と交流(p.111) ②地域資源を生かした集客交流の展開 (1)現状と課題 歴史文化や自然豊かな本市には、個性的で魅力的な地域資源が多く、観光拠点としても非常に高い可能性を有しています。今後においても、「観光都市・長浜」の実現に向けて、魅力的な観光地として発展させていくためには、新たな観光資源の発掘と育成を図るとともに、既存の観光資源の切り口の見直しや深堀りを行うなど、観光地域のブランド化や地域特性を生かした取組などを通じて、競争力の高い魅力ある観光地づくりが必要となっています。 (2)基本方針 長浜曳山まつりや観音文化をはじめ、市内にある有形・無形の歴史資源や地域の個性、魅力を、国内外に向けて広く情報発信していきます。また、官民の一体的な連携により、地域資源を最大限に活用した観光振興に取り組むとともに、「石田三成に逢える近江路」として広域連携事業の推進を図るなど、地域経済の活性化や賑わいの創出、都市イメージの向上のほか、地域への愛着や誇りの醸成を図ります。													
5	1.1 防犯対策の充実 (p.●) ①防犯環境の向上 (4)今後の主な取組	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防犯活動支援事業</td> <td>自治会等が行う防犯に関する活動に要する経費、夜間における地域住民の安全を確保するための<u>防犯カメラ等の資機材の整備</u>に対する経費について、各々一部を補助</td> <td>市民活躍課</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	自主防犯活動支援事業	自治会等が行う防犯に関する活動に要する経費、夜間における地域住民の安全を確保するための <u>防犯カメラ等の資機材の整備</u> に対する経費について、各々一部を補助	市民活躍課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防犯活動支援事業</td> <td>自治会等が行う防犯に関する活動に要する経費、夜間における地域住民の安全を確保するための防犯灯設置に対する経費について、各々一部を補助</td> <td>市民活躍課</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	自主防犯活動支援事業	自治会等が行う防犯に関する活動に要する経費、夜間における地域住民の安全を確保するための防犯灯設置に対する経費について、各々一部を補助	市民活躍課
事業の名称	取組内容	担当課													
自主防犯活動支援事業	自治会等が行う防犯に関する活動に要する経費、夜間における地域住民の安全を確保するための <u>防犯カメラ等の資機材の整備</u> に対する経費について、各々一部を補助	市民活躍課													
事業の名称	取組内容	担当課													
自主防犯活動支援事業	自治会等が行う防犯に関する活動に要する経費、夜間における地域住民の安全を確保するための防犯灯設置に対する経費について、各々一部を補助	市民活躍課													
5	1.1 防犯対策の充実 (p.●) ③消費者保護の推進 (1)現状と課題 近年の本市における消費生活相談内容の傾向を見ると、 <u>これまで減少傾向にあった</u> 多重債務の相談件数が <u>増加に転じ、また</u> スマートフォンの普及に伴うインターネット関連の相談が増加しています。また、電力自由化等の制度の変化に伴い、新たな相談も寄せられていることから、時代の変化に対応した多様な相談体制を整備しておくことが必要となっています。 さらに、本市が実施している消費学習出前講座の参加者は高齢者が多く、小中学生及び若年層への参加と啓発が課題となっています。	1.1 防犯対策の充実 (p.113) ①防犯環境の向上 (4)今後の主な取組	1.1 防犯対策の充実 (p.115) ③消費者保護の推進 (1)現状と課題 近年の本市における消費生活相談内容の傾向を見ると、多重債務の相談件数が減少する一方で、スマートフォンの普及に伴うインターネット関連の相談が増加しています。また、電力自由化等の制度の変化に伴い、新たな相談も寄せられていることから、時代の変化に対応した多様な相談体制を整備しておくことが必要となっています。 さらに、本市が実施している消費学習出前講座の参加者は高齢者が多く、小中学生及び若年層への参加と啓発が課題となっています。												

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																				
5	2.1 危機管理体制の強化 ①危機管理体制の強化	2.1 危機管理体制の強化 ①危機管理体制の強化	2.1 危機管理体制の強化 ①危機管理体制の強化																				
5	2.2 消防・救急体制の強化 ①市民消防・防災の強化	2.2 消防・救急体制の強化 ①市民消防・防災の強化	2.2 消防・救急体制の強化 ①市民消防・防災の強化																				
5	2.2 消防・救急体制の強化 ②消防・防災施設の維持更新	2.2 消防・救急体制の強化 ②消防・防災施設の維持更新	2.2 消防・救急体制の強化 ②消防・防災施設の維持更新																				
5	2.2 消防・救急体制の強化 ③緊急時に備えた体制整備 (3)重点的に取り組む視点 ○緊急時に備えた体制と装備の強化に向けて、避難路の整備や確保、災害時対応資機材の配備、被害想定に対応した食料品等の備蓄、 災害時における適切な廃棄物処理 、避難所運営マニュアルや職員初動マニュアル、原子力災害時行動マニュアルなどの個別計画の策定に取り組みます。	2.2 消防・救急体制の強化 ③緊急時に備えた体制整備 (3)重点的に取り組む視点 ○緊急時に備えた体制と装備の強化に向けて、避難路の整備や確保、災害時対応資機材の配備、被害想定に対応した食料品等の備蓄、避難所運営マニュアルや職員初動マニュアル、原子力災害時行動マニュアルなどの個別計画の策定に取り組みます。	2.2 消防・救急体制の強化 ③緊急時に備えた体制整備 (3)重点的に取り組む視点 ○緊急時に備えた体制と装備の強化に向けて、避難路の整備や確保、災害時対応資機材の配備、被害想定に対応した食料品等の備蓄、避難所運営マニュアルや職員初動マニュアル、原子力災害時行動マニュアルなどの個別計画の策定に取り組みます。																				
6	1.1 低炭素社会の構築 (p.●) ①総合的な地球温暖化対策の推進 (4)今後の主な取組	1.1 低炭素社会の構築 (p.123) ①総合的な地球温暖化対策の推進 (4)今後の主な取組																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地球温暖化防止啓発事業</td> <td>省エネと食材の効率使用を目的とするエコエコトキキング講座、省エネ啓発を行う出前講座、家庭・事業所で一斉消灯するライトダウンキャンペーン等、環境保全にかかるイベント等を開催</td> <td rowspan="3">環境保全課</td> </tr> <tr> <td>グリーンカーテン設置推進事業</td> <td>夏の節電対策に有効なグリーンカーテンの普及に向けて、設置講習会の開催などを実施</td> </tr> <tr> <td>エコドライブ推進事業</td> <td>CO₂排出抑制につながる運転技術を学ぶエコドライブ講習会の開催、エコドライブの啓発、電気自動車等の普及に向けたインフラ整備などの推進</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	地球温暖化防止啓発事業	省エネと食材の効率使用を目的とするエコエコトキキング講座 、省エネ啓発を行う出前講座、家庭・事業所で一斉消灯するライトダウンキャンペーン等、環境保全にかかるイベント等を開催	環境保全課	グリーンカーテン設置推進事業	夏の節電対策に有効なグリーンカーテンの普及に向けて、設置講習会の開催などを実施	エコドライブ推進事業	CO ₂ 排出抑制につながる運転技術を学ぶエコドライブ講習会の開催、エコドライブの啓発、電気自動車等の普及に向けたインフラ整備などの推進	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地球温暖化防止啓発事業</td> <td>省エネと食材の効率使用を目的とするエコエコトキキング講座、省エネ啓発を行う出前講座、家庭・事業所で一斉消灯するライトダウンキャンペーン等、環境保全にかかるイベント等を開催</td> <td rowspan="3">環境保全課</td> </tr> <tr> <td>グリーンカーテン設置推進事業</td> <td>夏の節電対策に有効なグリーンカーテンの普及に向けて、設置講習会の開催などを実施</td> </tr> <tr> <td>エコドライブ推進事業</td> <td>CO₂排出抑制につながる運転技術を学ぶエコドライブ講習会の開催、エコドライブの啓発、電気自動車等の普及に向けたインフラ整備などの推進</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	地球温暖化防止啓発事業	省エネと食材の効率使用を目的とするエコエコトキキング講座、省エネ啓発を行う出前講座、家庭・事業所で一斉消灯するライトダウンキャンペーン等、環境保全にかかるイベント等を開催	環境保全課	グリーンカーテン設置推進事業	夏の節電対策に有効なグリーンカーテンの普及に向けて、設置講習会の開催などを実施	エコドライブ推進事業	CO ₂ 排出抑制につながる運転技術を学ぶエコドライブ講習会の開催、エコドライブの啓発、電気自動車等の普及に向けたインフラ整備などの推進
		事業の名称	取組内容	担当課																			
		地球温暖化防止啓発事業	省エネと食材の効率使用を目的とするエコエコトキキング講座 、省エネ啓発を行う出前講座、家庭・事業所で一斉消灯するライトダウンキャンペーン等、環境保全にかかるイベント等を開催	環境保全課																			
グリーンカーテン設置推進事業	夏の節電対策に有効なグリーンカーテンの普及に向けて、設置講習会の開催などを実施																						
エコドライブ推進事業	CO ₂ 排出抑制につながる運転技術を学ぶエコドライブ講習会の開催、エコドライブの啓発、電気自動車等の普及に向けたインフラ整備などの推進																						
事業の名称	取組内容	担当課																					
地球温暖化防止啓発事業	省エネと食材の効率使用を目的とするエコエコトキキング講座、省エネ啓発を行う出前講座、家庭・事業所で一斉消灯するライトダウンキャンペーン等、環境保全にかかるイベント等を開催	環境保全課																					
グリーンカーテン設置推進事業	夏の節電対策に有効なグリーンカーテンの普及に向けて、設置講習会の開催などを実施																						
エコドライブ推進事業	CO ₂ 排出抑制につながる運転技術を学ぶエコドライブ講習会の開催、エコドライブの啓発、電気自動車等の普及に向けたインフラ整備などの推進																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地球温暖化防止啓発事業</td> <td>省エネと食材の効率使用を目的とするエコエコトキキング講座、省エネ啓発を行う出前講座、家庭・事業所で一斉消灯するライトダウンキャンペーン等、環境保全にかかるイベント等を開催</td> <td rowspan="3">環境保全課</td> </tr> <tr> <td>グリーンカーテン設置推進事業</td> <td>夏の節電対策に有効なグリーンカーテンの普及に向けて、設置講習会の開催などを実施</td> </tr> <tr> <td>エコドライブ推進事業</td> <td>CO₂排出抑制につながる運転技術を学ぶエコドライブ講習会の開催、エコドライブの啓発、電気自動車等の普及に向けたインフラ整備などの推進</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	地球温暖化防止啓発事業	省エネと食材の効率使用を目的とするエコエコトキキング講座、省エネ啓発を行う出前講座、家庭・事業所で一斉消灯するライトダウンキャンペーン等、環境保全にかかるイベント等を開催	環境保全課	グリーンカーテン設置推進事業	夏の節電対策に有効なグリーンカーテンの普及に向けて、設置講習会の開催などを実施	エコドライブ推進事業	CO ₂ 排出抑制につながる運転技術を学ぶエコドライブ講習会の開催、エコドライブの啓発、電気自動車等の普及に向けたインフラ整備などの推進	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地球温暖化防止啓発事業</td> <td>省エネと食材の効率使用を目的とするエコエコトキキング講座、省エネ啓発を行う出前講座、家庭・事業所で一斉消灯するライトダウンキャンペーン等、環境保全にかかるイベント等を開催</td> <td rowspan="3">環境保全課</td> </tr> <tr> <td>グリーンカーテン設置推進事業</td> <td>夏の節電対策に有効なグリーンカーテンの普及に向けて、設置講習会の開催などを実施</td> </tr> <tr> <td>エコドライブ推進事業</td> <td>CO₂排出抑制につながる運転技術を学ぶエコドライブ講習会の開催、エコドライブの啓発、電気自動車等の普及に向けたインフラ整備などの推進</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	地球温暖化防止啓発事業	省エネと食材の効率使用を目的とするエコエコトキキング講座、省エネ啓発を行う出前講座、家庭・事業所で一斉消灯するライトダウンキャンペーン等、環境保全にかかるイベント等を開催	環境保全課	グリーンカーテン設置推進事業	夏の節電対策に有効なグリーンカーテンの普及に向けて、設置講習会の開催などを実施	エコドライブ推進事業	CO ₂ 排出抑制につながる運転技術を学ぶエコドライブ講習会の開催、エコドライブの啓発、電気自動車等の普及に向けたインフラ整備などの推進		
事業の名称	取組内容	担当課																					
地球温暖化防止啓発事業	省エネと食材の効率使用を目的とするエコエコトキキング講座、省エネ啓発を行う出前講座、家庭・事業所で一斉消灯するライトダウンキャンペーン等、環境保全にかかるイベント等を開催	環境保全課																					
グリーンカーテン設置推進事業	夏の節電対策に有効なグリーンカーテンの普及に向けて、設置講習会の開催などを実施																						
エコドライブ推進事業	CO ₂ 排出抑制につながる運転技術を学ぶエコドライブ講習会の開催、エコドライブの啓発、電気自動車等の普及に向けたインフラ整備などの推進																						
事業の名称	取組内容	担当課																					
地球温暖化防止啓発事業	省エネと食材の効率使用を目的とするエコエコトキキング講座、省エネ啓発を行う出前講座、家庭・事業所で一斉消灯するライトダウンキャンペーン等、環境保全にかかるイベント等を開催	環境保全課																					
グリーンカーテン設置推進事業	夏の節電対策に有効なグリーンカーテンの普及に向けて、設置講習会の開催などを実施																						
エコドライブ推進事業	CO ₂ 排出抑制につながる運転技術を学ぶエコドライブ講習会の開催、エコドライブの啓発、電気自動車等の普及に向けたインフラ整備などの推進																						
6	1.1 低炭素社会の構築 ②再生可能エネルギーの利活用の推進	1.1 低炭素社会の構築 ②再生可能エネルギーの利活用の推進	1.1 低炭素社会の構築 ②再生可能エネルギーの利活用の推進																				

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧
6		<p>1.2 循環型社会の構築 (p.●) ①ごみ減量化と資源循環の仕組みづくり (1)現状と課題 ごみの分別等により、本市のこれまでの <u>5年間(平成 25 年～平成 29 年)</u>のごみ総排出量と比較すると、家庭系ごみ、事業系ごみともに排出量は減少傾向にあります。家庭系ごみ総排出量については、<u>平成 29 年度が 24,544t</u>であり、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量も <u>平成 25 年度から 74g</u> 減少し、湖北広域行政事務センターが定めるごみ処理基本計画(<u>平成 27 年 3 月策定</u>)目標数値 628g を達成しています。湖北広域行政事務センターでは県内でもいち早くリサイクルの推進に取り組んでおり、その結果、ごみの減量化・リサイクル推進に対する市民の意識も高い状況と言えます。今後は、この高い水準をいかに維持していくかが課題となっています。</p>	<p>1.2 循環型社会の構築 (p.125) ①ごみ減量化と資源循環の仕組みづくり (1)現状と課題 ごみの分別等により、本市のこれまでの 4 年間(平成 24 年～平成 27 年)のごみ総排出量と比較すると、家庭系ごみ、事業系ごみともに排出量は減少傾向にあります。家庭系ごみ総排出量については、平成 26 年度が 35,039t であり、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量も平成 22 年度から 24g 減少し、湖北広域行政事務センターが定めるごみ処理基本計画目標数値 628g を達成しています。湖北広域行政事務センターでは県内でもいち早くリサイクルの推進に取り組んでおり、その結果、ごみの減量化・リサイクル推進に対する市民の意識も高い状況と言えます。今後は、この高い水準をいかに維持していくかが課題となっています。</p>
6		<p>2.1 自然環境の保全 (p.●) ①自然環境の保全の推進 (3)重点的に取り組む視点 ○自然環境の保全を多面的に進めるため、自然環境保全や体験交流に取り組む人材・団体の育成支援に取り組みます。また日常生活や事業活動における省エネや再エネの利用促進を図ります。 ○<u>「ながはま森林マッチングセンター」の機能を活かし、森づくりの担い手育成や市内外の事業者の参加を促す普及、啓発を図ります。</u></p>	<p>2.1 自然環境の保全 (p.128) ①自然環境の保全の推進 (3)重点的に取り組む視点 ○自然環境の保全を多面的に進めるため、自然環境保全や体験交流に取り組む人材・団体の育成支援に取り組みます。また日常生活や事業活動における省エネや再エネの利用促進を図ります。</p>

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																								
6		<p>2.1 自然環境の保全 (p.●)</p> <p>②市民・事業者・各種団体との協働・連携</p> <p>(1)現状と課題</p> <p><u>市民・事業者・各種団体と連携しながら、水生生物調査や観察会、各種環境イベントを実施しています。</u>市民が人と自然との関わりについて理解と認識を深めるためには、こうした自然にふれあう機会や場の確保が必要であり、幅広い市民の参加を得ながら、今後も継続して実施していく必要があります。<u>また、市民への情報提供を積極的に行い、事業を推進します。</u></p> <p>(2)基本方針</p> <p>市民とともに自然環境を守る活動を進めるため、環境保全活動や環境教育を推進する人やグループなどを育成・支援するとともに、市民・事業者・各種団体と連携した自然環境調査や環境保全活動、市民参加の里山づくりを推進します。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○市民や事業者によって構成される環境保全に関わる各種団体のネットワーク化を<u>促進し</u>、環境まちづくりを進めるための基盤を整備します。</p> <p>○自然への理解を深める催しや学習会などを実施し、自然環境の大切さを学ぶことのできる場所や機会を増やします。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水生生物調査事業 (再掲)</td> <td>小学生が川で遊び、楽しみながら川の中の生き物を調べることにより、川の実態を学び身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成</td> <td rowspan="4">環境保全課</td> </tr> <tr> <td>エコスクール推進事業</td> <td>学校単独や学校とPTA等との協働で環境学習・環境保全活動に取り組む小・中学校を支援</td> </tr> <tr> <td>自然環境ふれあい推進事業</td> <td>幅広い世代の市民が、自然に親しみ、学ぶことができるよう、自然への理解を深めるためのイベントや観察会などを開催</td> </tr> <tr> <td>長浜エコネットワーク事業</td> <td>市内事業所や環境保全団体が行うそれぞれの活動内容や成果について、地域活動の実践力を高めるためネットワーク化を図ることや、市民への情報発信</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	水生生物調査事業 (再掲)	小学生が川で遊び、楽しみながら川の中の生き物を調べることにより、川の実態を学び身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成	環境保全課	エコスクール推進事業	学校単独や学校とPTA等との協働で環境学習・環境保全活動に取り組む小・中学校を支援	自然環境ふれあい推進事業	幅広い世代の市民が、自然に親しみ、学ぶことができるよう、自然への理解を深めるためのイベントや観察会などを開催	長浜エコネットワーク事業	市内事業所や環境保全団体が行うそれぞれの活動内容や成果について、地域活動の実践力を高めるためネットワーク化を図ることや、市民への情報発信	<p>2.1 自然環境の保全 (p.130)</p> <p>②市民・事業者・各種団体との協働・連携</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>年度ごとに異なる動植物の分布・生息域を指標とした「身近な自然環境調査」を実施し、5年間(平成23年～平成27年)で751人の市民参加を得ました。市民が人と自然との関わりについて理解と認識を深めるためには、こうした自然にふれあう機会や場の確保が必要であり、幅広い市民の参加を得ながら、今後も継続して実施していく必要があります。</p> <p>(2)基本方針</p> <p>市民とともに自然環境を守る活動を進めるため、環境保全活動や環境教育を推進する人やグループなどを育成・支援するとともに、市民・事業者・各種団体と連携した自然環境調査や環境保全活動、市民参加の里山づくりを推進します。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○市民や事業者によって構成される環境保全に関わる各種団体のネットワーク化を図るなど環境まちづくりを進めるための基盤を整備します。</p> <p>○自然への理解を深める催しや学習会などを実施し、自然環境の大切さを学ぶことのできる場所や機会を増やします。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水生生物調査事業 (再掲)</td> <td>小学生が川で遊び、楽しみながら川の中の生き物を調べることにより、川の実態を学び身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成</td> <td rowspan="4">環境保全課</td> </tr> <tr> <td>エコスクール推進事業</td> <td>学校単独や学校とPTA等との協働で環境学習・環境保全活動に取り組む小・中学校を支援</td> </tr> <tr> <td>自然環境ふれあい推進事業</td> <td>幅広い世代の市民が、自然に親しみ、学ぶことができるよう、自然への理解を深めるためのイベントや観察会などを開催</td> </tr> <tr> <td>長浜エコネットワーク事業</td> <td>市内事業所や環境保全団体が行うそれぞれの活動内容や成果について、地域活動の実践力を高めるためネットワーク化を図ることや、市民への情報発信</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	水生生物調査事業 (再掲)	小学生が川で遊び、楽しみながら川の中の生き物を調べることにより、川の実態を学び身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成	環境保全課	エコスクール推進事業	学校単独や学校とPTA等との協働で環境学習・環境保全活動に取り組む小・中学校を支援	自然環境ふれあい推進事業	幅広い世代の市民が、自然に親しみ、学ぶことができるよう、自然への理解を深めるためのイベントや観察会などを開催	長浜エコネットワーク事業	市内事業所や環境保全団体が行うそれぞれの活動内容や成果について、地域活動の実践力を高めるためネットワーク化を図ることや、市民への情報発信
		事業の名称	取組内容	担当課																							
		水生生物調査事業 (再掲)	小学生が川で遊び、楽しみながら川の中の生き物を調べることにより、川の実態を学び身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成	環境保全課																							
		エコスクール推進事業	学校単独や学校とPTA等との協働で環境学習・環境保全活動に取り組む小・中学校を支援																								
		自然環境ふれあい推進事業	幅広い世代の市民が、自然に親しみ、学ぶことができるよう、自然への理解を深めるためのイベントや観察会などを開催																								
長浜エコネットワーク事業	市内事業所や環境保全団体が行うそれぞれの活動内容や成果について、地域活動の実践力を高めるためネットワーク化を図ることや、市民への情報発信																										
事業の名称	取組内容	担当課																									
水生生物調査事業 (再掲)	小学生が川で遊び、楽しみながら川の中の生き物を調べることにより、川の実態を学び身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成	環境保全課																									
エコスクール推進事業	学校単独や学校とPTA等との協働で環境学習・環境保全活動に取り組む小・中学校を支援																										
自然環境ふれあい推進事業	幅広い世代の市民が、自然に親しみ、学ぶことができるよう、自然への理解を深めるためのイベントや観察会などを開催																										
長浜エコネットワーク事業	市内事業所や環境保全団体が行うそれぞれの活動内容や成果について、地域活動の実践力を高めるためネットワーク化を図ることや、市民への情報発信																										

<p>6</p>	<p>2.2 緑豊かなまちづくり (p.●)</p> <p>①みどりの確保と公園の整備</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>みどりは、人と自然が共生する環境や景観の形成、余暇活動の場の提供など、様々な役割を担っていることから、みどり豊かな環境を次代に継承していく必要があります。また、まちの魅力を高めるうえでも、まちの歴史などを踏まえた景観づくりが求められています。</p> <p>みどりの空間を守り活かしていくためには、親しみ利用する人の力と、みどりに携わる人材の育成、仕組みづくりが必要となっています。</p> <p>本市の都市公園の中には、整備後40年以上経過している公園もあり、一部の施設では老朽化が顕著になっています。また、近年、国土交通省が「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」でバリアフリー化の基準を示し、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を改定し、平成29年度には都市緑地及び都市公園法を改正するなど、安全や管理面について全国的な見直しが行われるようになりました。</p> <p>一方で、東日本大震災をはじめとする災害への対応として、防災機能をもった公園施設に注目が集まり、社会的にも都市公園に期待される役割が変化しています。少子高齢化・人口減少社会の中、望ましい公園の配置と機能の付与等を検討することが必要となっています。</p> <p>(2)基本方針</p> <p>「みどりの基本計画」に基づき、市民や事業者等との協働による緑化活動の仕組みづくりを進め、緑を守り、育み、活かし、質を高めていくとともに、市民が憩い潤い豊かな自然環境を感じることができるまちづくりに取り組みます。</p> <p>また、都市公園については、休養・休息や様々な余暇活動、スポーツ・運動、地域活動等での利用を通して子どもからお年寄りまで、幅広い市民から利用される憩いとふれあいの場として、社会ニーズを踏まえて計画的かつ適正に整備・配置します。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑地や森林の整備を「守り・育て・活かす」ため「ながはま森林マッチングセンター」の機能を活かし、森づくりの担い手育成や市内外の事業者の参加を促す普及、啓発を図ります。 ○市民・市民団体・NPO・事業者からみどりの保全や緑化活動への理解や協力が得られるよう、みどりづくりへの啓発活動を進めるとともに、それら活動に対する助成を行うなど、各主体の自主的な取組に対し、積極的に支援します。 ○地域性や利用者ニーズを反映した公園配置に基づき、市民との協働による公園整備を進めます。 	<p>2.2 緑豊かなまちづくり (p.131)</p> <p>①みどりの確保と公園の整備</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>みどりは、人と自然が共生する環境や景観の形成、余暇活動の場の提供など、様々な役割を担っていることから、みどり豊かな環境を次代に継承していく必要があります。また、まちの魅力を高めるうえでも、まちの歴史などを踏まえた景観づくりが求められています。</p> <p>みどりの空間を守り活かしていくためには、親しみ利用する人の力と、みどりに携わる人材の育成、仕組みづくりが必要となっています。</p> <p>本市の都市公園の中には、整備後40年以上経過している公園もあり、一部の施設では老朽化が顕著になっています。また、近年、国土交通省が「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」でバリアフリー化の基準を示し、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を改定するなど、安全管理面について全国的な見直しが行われるようになりました。</p> <p>一方で、東日本大震災をはじめとする災害への対応として、防災機能をもった公園施設に注目が集まり、社会的にも都市公園に期待される役割が変化しています。少子高齢化・人口減少社会の中、望ましい公園の配置と機能の付与等を検討することが必要となっています。</p> <p>(2)基本方針</p> <p>「みどりの基本計画」に基づき、市民や事業者等との協働による緑化活動の仕組みづくりを進め、緑を守り、育み、活かし、質を高めていくとともに、市民が憩い潤い豊かな自然環境を感じることができるまちづくりに取り組みます。</p> <p>また、都市計画公園については、休養・休息や様々な余暇活動、スポーツ・運動、地域活動等での利用を通して子どもからお年寄りまで、幅広い市民から利用される憩いとふれあいの場として、社会ニーズを踏まえて計画的かつ適正に整備・配置します。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑地や森林の整備を「守り・育て・活かす」ことができる人材・団体の育成に取り組めます。 ○市民・市民団体・NPO・事業者からみどりの保全や緑化活動への理解や協力が得られるよう、みどりづくりへの啓発活動を進めるとともに、それら活動に対する助成を行うなど、各主体の自主的な取組に対し、積極的に支援します。 ○地域性や利用者ニーズを反映した公園配置に基づき、市民との協働による公園整備を進めます。
----------	--	---

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新			旧		
		(4)今後の主な取組			(4)今後の主な取組		
		事業の名称	取組内容	担当課	事業の名称	取組内容	担当課
		里山林再生プロジェクト	市民が参画しやすい里山整備に向けた講習会の実施や、幅広い知識・技術の講座を行うことによる、継続した里山づくりを担う人材・団体を育成	森林整備課	里山林再生プロジェクト	市民が参画しやすい里山整備に向けた講習会の実施や、幅広い知識・技術の講座を行うことによる、継続した里山づくりを担う人材・団体を育成	森林整備課
		都市公園等管理事業	市内の都市公園の適正な維持管理	都市計画課	都市計画公園等管理事業	市内の都市計画公園の適正な維持管理	都市計画課
		豊公園再整備事業	豊公園再整備基本計画に基づく再整備		豊公園再整備事業	豊公園再整備基本計画に基づく再整備	
		都市緑化推進事業	みどりの将来像の実現に向けたアクションプランに基づき、市民等がみどりとの関わりを深め、先人が育んできたみどりを次代へ継承していくために緑地を確保		都市緑化推進事業	みどりの将来像の実現に向けたアクションプランに基づき、市民等がみどりとの関わりを深め、先人が育んできたみどりを次代へ継承していくために緑地を確保	

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																																						
6	<p>3.1 誰もが住みよい居住環境づくり (p.●)</p> <p>①安全安心で魅力ある居住環境づくり</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○住環境整備については、開発許可基準の整備(改正)・運用や住宅整備に関する情報提供、改修費用負担軽減制度の構築などに取り組みます。</p> <p><u>○危険な空家を解消するとともに、利活用できる空家については、地域活性化に資する取組を進めます。</u></p> <p>(4)今後の主な取組</p>	<p>3.1 誰もが住みよい居住環境づくり (p.133)</p> <p>①安全安心で魅力ある居住環境づくり</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <p>○住環境整備については、開発許可基準の整備(改正)・運用や住宅整備に関する情報提供、改修費用負担軽減制度の構築などに取り組みます。</p> <p>(4)今後の主な取組</p>																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発許可基準、開発指導要綱の整備(改正)と運用</td> <td>移住・定住希望者にとって良好な宅地水準を確保しつつ、取得しやすい住宅地の供給を促進するための開発許可基準、開発指導要綱の整備(改正)と適切な運用</td> <td rowspan="4">開発建築指導課</td> </tr> <tr> <td>耐震診断・耐震改修等促進事業(木造住宅耐震診断員派遣事業)</td> <td>木造住宅の耐震診断や耐震改修にかかる概算工事費の算出を行う県登録の診断士(建築士)の無料派遣</td> </tr> <tr> <td>耐震診断・耐震改修等促進事業(木造住宅耐震改修等補助事業)</td> <td>耐震診断の結果、評点が基準以下の木造住宅に対する耐震改修費の補助(同時実施のバリアフリー改修工事も対象)</td> </tr> <tr> <td>耐震診断、耐震改修等促進事業(既存民間建築物耐震診断補助事業)</td> <td>既存の民間建築物で、一定の用途・規模以上で耐震基準不適合なもの、及び共同住宅・長屋住宅・一戸建ての住宅の耐震診断に対する補助</td> </tr> <tr> <td>住宅建築改修等支援事業</td> <td>定住促進や空き家の予防にもつながる住宅の質の向上を目的とした<u>居住促進事業、定住住宅改修促進事業</u>を実施</td> <td rowspan="3">建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>空き家対策事業</td> <td>空き家問題についての理解とその取組を市内全域に広め、空き家の増加抑制を図るため、出前講座(自宅の終活)、空き家ワークショップ、長浜市空家等対策推進会議を開催</td> </tr> <tr> <td>市営住宅整備事業</td> <td>耐用年数がある住宅は予防保全を計画的に行って長寿命化を図り、耐用年数を超過した住宅については、入居者の移転を促進するとともに、住宅の集約による建替や借上げなどの整備方針を策定</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	開発許可基準、開発指導要綱の整備(改正)と運用	移住・定住希望者にとって良好な宅地水準を確保しつつ、取得しやすい住宅地の供給を促進するための開発許可基準、開発指導要綱の整備(改正)と適切な運用	開発建築指導課	耐震診断・耐震改修等促進事業(木造住宅耐震診断員派遣事業)	木造住宅の耐震診断や耐震改修にかかる概算工事費の算出を行う県登録の診断士(建築士)の無料派遣	耐震診断・耐震改修等促進事業(木造住宅耐震改修等補助事業)	耐震診断の結果、評点が基準以下の木造住宅に対する耐震改修費の補助(同時実施のバリアフリー改修工事も対象)	耐震診断、耐震改修等促進事業(既存民間建築物耐震診断補助事業)	既存の民間建築物で、一定の用途・規模以上で耐震基準不適合なもの、及び共同住宅・長屋住宅・一戸建ての住宅の耐震診断に対する補助	住宅建築改修等支援事業	定住促進や空き家の予防にもつながる住宅の質の向上を目的とした <u>居住促進事業、定住住宅改修促進事業</u> を実施	建築住宅課	空き家対策事業	空き家問題についての理解とその取組を市内全域に広め、空き家の増加抑制を図るため、出前講座(自宅の終活)、空き家ワークショップ、長浜市空家等対策推進会議を開催	市営住宅整備事業	耐用年数がある住宅は予防保全を計画的に行って長寿命化を図り、耐用年数を超過した住宅については、入居者の移転を促進するとともに、住宅の集約による建替や借上げなどの整備方針を策定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発許可基準、開発指導要綱の整備(改正)と運用</td> <td>移住・定住希望者にとって良好な宅地水準を確保しつつ、取得しやすい住宅地の供給を促進するための開発許可基準、開発指導要綱の整備(改正)と適切な運用</td> <td rowspan="4">開発建築指導課</td> </tr> <tr> <td>耐震診断・耐震改修等促進事業(木造住宅耐震診断員派遣事業)</td> <td>木造住宅の耐震診断や耐震改修にかかる概算工事費の算出を行う県登録の診断士(建築士)の無料派遣</td> </tr> <tr> <td>耐震診断・耐震改修等促進事業(木造住宅耐震改修等補助事業)</td> <td>耐震診断の結果、評点が基準以下の木造住宅に対する耐震改修費の補助(同時実施のバリアフリー改修工事も対象)</td> </tr> <tr> <td>耐震診断、耐震改修等促進事業(既存民間建築物耐震診断補助事業)</td> <td>既存の民間建築物で、一定の用途・規模以上で耐震基準不適合なもの、及び共同住宅・長屋住宅・一戸建ての住宅の耐震診断に対する補助</td> </tr> <tr> <td>住宅建築改修等支援事業</td> <td>定住促進や空き家の予防にもつながる住宅の質の向上を目的とした居住促進事業、住宅エコ改修促進事業、定住住宅改修促進事業を実施</td> <td rowspan="3">建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>空き家対策事業</td> <td>空き家問題についての理解とその取組を市内全域に広め、空き家の増加抑制を図るため、出前講座(自宅の終活)、空き家ワークショップ、長浜市空家等対策推進会議を開催</td> </tr> <tr> <td>市営住宅整備事業</td> <td>耐用年数がある住宅は予防保全を計画的に行って長寿命化を図り、耐用年数を超過した住宅については、入居者の移転を促進するとともに、住宅の集約による建替や借上げなどの整備方針を策定</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	開発許可基準、開発指導要綱の整備(改正)と運用	移住・定住希望者にとって良好な宅地水準を確保しつつ、取得しやすい住宅地の供給を促進するための開発許可基準、開発指導要綱の整備(改正)と適切な運用	開発建築指導課	耐震診断・耐震改修等促進事業(木造住宅耐震診断員派遣事業)	木造住宅の耐震診断や耐震改修にかかる概算工事費の算出を行う県登録の診断士(建築士)の無料派遣	耐震診断・耐震改修等促進事業(木造住宅耐震改修等補助事業)	耐震診断の結果、評点が基準以下の木造住宅に対する耐震改修費の補助(同時実施のバリアフリー改修工事も対象)	耐震診断、耐震改修等促進事業(既存民間建築物耐震診断補助事業)	既存の民間建築物で、一定の用途・規模以上で耐震基準不適合なもの、及び共同住宅・長屋住宅・一戸建ての住宅の耐震診断に対する補助	住宅建築改修等支援事業	定住促進や空き家の予防にもつながる住宅の質の向上を目的とした居住促進事業、住宅エコ改修促進事業、定住住宅改修促進事業を実施	建築住宅課	空き家対策事業	空き家問題についての理解とその取組を市内全域に広め、空き家の増加抑制を図るため、出前講座(自宅の終活)、空き家ワークショップ、長浜市空家等対策推進会議を開催	市営住宅整備事業	耐用年数がある住宅は予防保全を計画的に行って長寿命化を図り、耐用年数を超過した住宅については、入居者の移転を促進するとともに、住宅の集約による建替や借上げなどの整備方針を策定
		事業の名称	取組内容	担当課																																					
		開発許可基準、開発指導要綱の整備(改正)と運用	移住・定住希望者にとって良好な宅地水準を確保しつつ、取得しやすい住宅地の供給を促進するための開発許可基準、開発指導要綱の整備(改正)と適切な運用	開発建築指導課																																					
		耐震診断・耐震改修等促進事業(木造住宅耐震診断員派遣事業)	木造住宅の耐震診断や耐震改修にかかる概算工事費の算出を行う県登録の診断士(建築士)の無料派遣																																						
		耐震診断・耐震改修等促進事業(木造住宅耐震改修等補助事業)	耐震診断の結果、評点が基準以下の木造住宅に対する耐震改修費の補助(同時実施のバリアフリー改修工事も対象)																																						
		耐震診断、耐震改修等促進事業(既存民間建築物耐震診断補助事業)	既存の民間建築物で、一定の用途・規模以上で耐震基準不適合なもの、及び共同住宅・長屋住宅・一戸建ての住宅の耐震診断に対する補助																																						
		住宅建築改修等支援事業	定住促進や空き家の予防にもつながる住宅の質の向上を目的とした <u>居住促進事業、定住住宅改修促進事業</u> を実施	建築住宅課																																					
空き家対策事業	空き家問題についての理解とその取組を市内全域に広め、空き家の増加抑制を図るため、出前講座(自宅の終活)、空き家ワークショップ、長浜市空家等対策推進会議を開催																																								
市営住宅整備事業	耐用年数がある住宅は予防保全を計画的に行って長寿命化を図り、耐用年数を超過した住宅については、入居者の移転を促進するとともに、住宅の集約による建替や借上げなどの整備方針を策定																																								
事業の名称	取組内容	担当課																																							
開発許可基準、開発指導要綱の整備(改正)と運用	移住・定住希望者にとって良好な宅地水準を確保しつつ、取得しやすい住宅地の供給を促進するための開発許可基準、開発指導要綱の整備(改正)と適切な運用	開発建築指導課																																							
耐震診断・耐震改修等促進事業(木造住宅耐震診断員派遣事業)	木造住宅の耐震診断や耐震改修にかかる概算工事費の算出を行う県登録の診断士(建築士)の無料派遣																																								
耐震診断・耐震改修等促進事業(木造住宅耐震改修等補助事業)	耐震診断の結果、評点が基準以下の木造住宅に対する耐震改修費の補助(同時実施のバリアフリー改修工事も対象)																																								
耐震診断、耐震改修等促進事業(既存民間建築物耐震診断補助事業)	既存の民間建築物で、一定の用途・規模以上で耐震基準不適合なもの、及び共同住宅・長屋住宅・一戸建ての住宅の耐震診断に対する補助																																								
住宅建築改修等支援事業	定住促進や空き家の予防にもつながる住宅の質の向上を目的とした居住促進事業、住宅エコ改修促進事業、定住住宅改修促進事業を実施	建築住宅課																																							
空き家対策事業	空き家問題についての理解とその取組を市内全域に広め、空き家の増加抑制を図るため、出前講座(自宅の終活)、空き家ワークショップ、長浜市空家等対策推進会議を開催																																								
市営住宅整備事業	耐用年数がある住宅は予防保全を計画的に行って長寿命化を図り、耐用年数を超過した住宅については、入居者の移転を促進するとともに、住宅の集約による建替や借上げなどの整備方針を策定																																								

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新			旧		
		3.2 交通体系の整備・維持 (p.●) ①鉄道の利用促進と利便性の向上 (4)今後の主な取組			3.2 交通体系の整備・維持 (p.135) ①鉄道の利用促進と利便性の向上 (4)今後の主な取組		
	6	事業の名称	取組内容	担当課	事業の名称	取組内容	担当課
		琵琶湖環状線利用促進事業	地元における利用増進プログラム（小学生の鉄道利用補助、北陸本線利用促進エコポイント、ICOCA普及等）、北びわこエリアの地域交通活性化を目指した湖北・湖西圏域における情報交換・交流などの推進、湖西線利便性向上プロジェクトチーム発足を契機とした大津・高島・長浜連携による湖西線の利用促進等	都市計画課	琵琶湖環状線利用促進事業	地元における利用増進プログラム（小学生の鉄道利用補助、北陸本線利用促進エコポイント、ICOCA普及等）、北びわこエリアの地域交通活性化を目指した湖北・湖西圏域における情報交換・交流などの推進、湖西線利便性向上プロジェクトチーム発足を契機とした大津・高島・長浜連携による湖西線の利用促進等	都市計画課
		駅関連施設維持管理事業	<u>指定管理者による駅関連施設の管理や、市による委託</u> や施設の修繕など、鉄道駅の適正な維持管理運営		駅関連施設維持管理事業	駅施設運営管理業務の委託や施設の修繕など、鉄道駅の適正な維持管理運営	

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																														
6		<p>3.2 交通体系の整備・維持 (p.●) ②バス交通の利用促進と利便性の向上 (2)基本方針 地域と地域を結ぶ身近な交通手段として、バス交通サービスが継続的に提供されるよう、<u>地域公共交通網形成計画に基づき</u>、運行路線や利便性の維持・向上、利用促進の施策に取り組みます。また、地域ごとの特性に応じて、予約型乗合タクシーと合わせた持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を進めます。<u>また、地域の実情に応じて、地域住民が主体となった地域運行の整備を促進します。</u></p> <p>(3)重点的に取り組む視点 ○バス交通の確保・維持に向けて、便利で使いやすいバスネットワークの構築と利用促進を図ります。特に、市内を縦断・周遊するバスルートに関する検討を進めます。 ○利便性の向上による利用者増と運行事業者の経営が努力により収益性を高め、運行補助の縮減を図ります。 <u>○地域住民が主体となった交通体系の整備を促進します。</u></p> <p>(4)今後の主な取組</p>	<p>3.2 交通体系の整備・維持 (p.136) ②バス交通の利用促進と利便性の向上 (2)基本方針 地域と地域を結ぶ身近な交通手段として、バス交通サービスが継続的に提供されるよう、運行路線や利便性の維持・向上、利用促進の施策に取り組みます。また、地域ごとの特性に応じて、予約型乗合タクシーと合わせた持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を進めます。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点 ○バス交通の確保・維持に向けて、便利で使いやすいバスネットワークの構築と利用促進を図ります。特に、市内を縦断・周遊するバスルートに関する検討を進めます。 ○利便性の向上による利用者増と運行事業者の経営が努力により収益性を高め、運行補助の縮減を図ります。</p> <p>(4)今後の主な取組</p>																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共交通利用促進事業</td> <td>自家用車から公共交通への利用転換を図るため、運転免許証自主返納者に対するバス回数券等の配付</td> <td rowspan="6">都市計画課</td> </tr> <tr> <td>地方バス路線維持費補助事業</td> <td>地域住民の日常生活に必要な不可欠な路線バスの運行維持に向けた路線バス事業者に対する補助</td> </tr> <tr> <td>コミュニティバス運行事業</td> <td>市内の公共交通不便地・空白地における移動手段を確保するための市直営のコミュニティバスの運行</td> </tr> <tr> <td>デマンドタクシー運行維持費補助事業</td> <td>路線バスの運行が困難な地域において、地域の特性に応じた代替交通手段を提供するものとして、市と運行契約を締結するタクシー運行事業者への運行補助</td> </tr> <tr> <td>バス車両購入補助事業</td> <td>老朽化した路線バス車両の更新に対する補助</td> </tr> <tr> <td>公共交通網形成事業</td> <td><u>公共交通網形成計画に基づき、持続可能な公共交通体系の構築を図るため、地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せにより、交通網の改善及び利便性向上の促進</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	公共交通利用促進事業	自家用車から公共交通への利用転換を図るため、運転免許証自主返納者に対するバス回数券等の配付	都市計画課	地方バス路線維持費補助事業	地域住民の日常生活に必要な不可欠な路線バスの運行維持に向けた路線バス事業者に対する補助	コミュニティバス運行事業	市内の公共交通不便地・空白地における移動手段を確保するための市直営のコミュニティバスの運行	デマンドタクシー運行維持費補助事業	路線バスの運行が困難な地域において、地域の特性に応じた代替交通手段を提供するものとして、市と運行契約を締結するタクシー運行事業者への運行補助	バス車両購入補助事業	老朽化した路線バス車両の更新に対する補助	公共交通網形成事業	<u>公共交通網形成計画に基づき、持続可能な公共交通体系の構築を図るため、地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せにより、交通網の改善及び利便性向上の促進</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共交通利用促進事業</td> <td>自家用車から公共交通への利用転換を図るため、運転免許証自主返納者に対するバス回数券等の配付</td> <td rowspan="6">都市計画課</td> </tr> <tr> <td>地方バス路線維持費補助事業</td> <td>地域住民の日常生活に必要な不可欠な路線バスの運行維持に向けた路線バス事業者に対する補助</td> </tr> <tr> <td>コミュニティバス運行事業</td> <td>市内の公共交通不便地・空白地における移動手段を確保するための市直営のコミュニティバスの運行</td> </tr> <tr> <td>デマンドタクシー運行維持費補助事業</td> <td>路線バスの運行が困難な地域において、地域の特性に応じた代替交通手段を提供するものとして、市と運行契約を締結するタクシー運行事業者への運行補助</td> </tr> <tr> <td>バス車両購入補助事業</td> <td>老朽化した路線バス車両の更新に対する補助</td> </tr> <tr> <td>地域公共交通網形成計画策定事業</td> <td>地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せにより、利便性の高いサービスが受けられるとともに、限られた資源を有効活用した持続可能な地域公共交通網の形成を図るための計画を策定</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	公共交通利用促進事業	自家用車から公共交通への利用転換を図るため、運転免許証自主返納者に対するバス回数券等の配付	都市計画課	地方バス路線維持費補助事業	地域住民の日常生活に必要な不可欠な路線バスの運行維持に向けた路線バス事業者に対する補助	コミュニティバス運行事業	市内の公共交通不便地・空白地における移動手段を確保するための市直営のコミュニティバスの運行	デマンドタクシー運行維持費補助事業	路線バスの運行が困難な地域において、地域の特性に応じた代替交通手段を提供するものとして、市と運行契約を締結するタクシー運行事業者への運行補助	バス車両購入補助事業	老朽化した路線バス車両の更新に対する補助
事業の名称	取組内容	担当課																															
公共交通利用促進事業	自家用車から公共交通への利用転換を図るため、運転免許証自主返納者に対するバス回数券等の配付	都市計画課																															
地方バス路線維持費補助事業	地域住民の日常生活に必要な不可欠な路線バスの運行維持に向けた路線バス事業者に対する補助																																
コミュニティバス運行事業	市内の公共交通不便地・空白地における移動手段を確保するための市直営のコミュニティバスの運行																																
デマンドタクシー運行維持費補助事業	路線バスの運行が困難な地域において、地域の特性に応じた代替交通手段を提供するものとして、市と運行契約を締結するタクシー運行事業者への運行補助																																
バス車両購入補助事業	老朽化した路線バス車両の更新に対する補助																																
公共交通網形成事業	<u>公共交通網形成計画に基づき、持続可能な公共交通体系の構築を図るため、地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せにより、交通網の改善及び利便性向上の促進</u>																																
事業の名称	取組内容	担当課																															
公共交通利用促進事業	自家用車から公共交通への利用転換を図るため、運転免許証自主返納者に対するバス回数券等の配付	都市計画課																															
地方バス路線維持費補助事業	地域住民の日常生活に必要な不可欠な路線バスの運行維持に向けた路線バス事業者に対する補助																																
コミュニティバス運行事業	市内の公共交通不便地・空白地における移動手段を確保するための市直営のコミュニティバスの運行																																
デマンドタクシー運行維持費補助事業	路線バスの運行が困難な地域において、地域の特性に応じた代替交通手段を提供するものとして、市と運行契約を締結するタクシー運行事業者への運行補助																																
バス車両購入補助事業	老朽化した路線バス車両の更新に対する補助																																
地域公共交通網形成計画策定事業	地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せにより、利便性の高いサービスが受けられるとともに、限られた資源を有効活用した持続可能な地域公共交通網の形成を図るための計画を策定																																

6	<p>3.3 市街地や各地域の整備 (p.●) ②市北部地域の活性化 (1)現状と課題 本市の北部地域では、地理的には広大な地域に集落が散在し、気候的には冬の降雪量が非常に多いなどの特性があるため、人口減少や少子高齢化の進展が著しく、特に若い世代を中心とする地域の担い手が不足するとともに、今後、地域特有の伝統や生活文化が衰退していくことが懸念されていることから、人口規模の維持と、地域の将来を担っていく人材の育成が必要となっています。</p> <p>(2)基本方針 豊かな自然が広がる北部地域では、農業・林業・漁業などの一次産業をはじめ、製造業や加工業、サービス業など、人々の生活を支える産業活動が日々営まれています。また、<u>地域の9割近くを占める森林には、水源のかん養や多様な生態系、国土保全など多面的な機能があり、美しい景観と伝統的文化が現代に継承されている貴重な地域でもあります。</u> これら貴重な資源を守り次代に伝えるとともに、資源を活用して都市住民と地域住民が気軽に触れあえる集客交流環境を創出することで、誰もが誇りをもって生活できる「活気に満ちた地域づくり」を進める<u>必要があります。</u> <u>そのため、郷土に愛着を持つ住民が増えるとともに、交流人口から関係人口、移住・定住人口へのステップアップができるよう、各種施策を横断的に取り組みつつ、地域の未来を担う次世代の人材を育成します。</u></p> <p>(3)重点的に取り組む視点 ○北部地域の豊かな自然と恵まれた歴史文化を生かし、これまで実施してきた様々な観光イベント・地域イベントを継続し交流機会と交流人口を拡大・増加させるとともに、地域の<u>魅力</u>を発信することで、地域外からの移住・定住を促進するなど、地域住民の誇りと生きがいを創出します。 ○<u>当地域へ移住された方と地域住民との交流を促進することにより新たな地域活力の創出を図るとともに、地域の魅力や地域特性を活かした地域振興を展開します。</u></p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1" data-bbox="212 1193 1178 1466"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木之本宿まちなか再生事業</td> <td>木之本宿において、空き家・店舗の実態調査、空き家バンクの整備、利活用に向けた出店希望者・定住希望者との協議の場の設置、移住促進と地域の魅力発信につなげるイベント等を実施</td> <td rowspan="2">北部振興局 地域振興課</td> </tr> <tr> <td>長浜市北部地域の魅力発信事業</td> <td>自然・歴史・文化・イベント・祭りなど北部の魅力や特性を積極的に市内外に情報発信し、交流や人口の増加につながるモデル事業を実施</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	木之本宿まちなか再生事業	木之本宿において、空き家・店舗の実態調査、空き家バンクの整備、利活用に向けた出店希望者・定住希望者との協議の場の設置、移住促進と地域の魅力発信につなげるイベント等を実施	北部振興局 地域振興課	長浜市北部地域の魅力発信事業	自然・歴史・文化・イベント・祭りなど北部の魅力や特性を積極的に市内外に情報発信し、交流や人口の増加につながるモデル事業を実施	<p>3.3 市街地や各地域の整備 (p.139) ②市北部地域の活性化 (1)現状と課題 本市の北部地域では、地理的には広大な地域に集落が散在し、気候的には冬の降雪量が非常に多いなどの特性があるため、人口減少や少子高齢化の進展が著しく、特に若い世代を中心とする地域の担い手が不足するとともに、今後、地域特有の伝統や生活文化が衰退していくことが懸念されており、人口規模の維持と、地域の将来を担っていく人材の育成が必要となっています。</p> <p>(2)基本方針 豊かな自然が広がる北部地域では、農業・林業・漁業などの一次産業をはじめ、製造業や加工業、サービス業など、人々の生活を支える産業活動が日々営まれています。また、水源のかん養や多様な生態系、国土保全など多面的な機能があり、美しい景観と伝統的文化が現代に継承されている貴重な地域でもあります。 これら貴重な資源を守り次代に伝えるとともに、資源を活用して都市住民と地域住民が気軽に触れあえる集客交流環境を創出することで、誰もが誇りをもって生活できる「活気に満ちた地域づくり」を進めます。</p> <p>(3)重点的に取り組む視点 ○北部地域の豊かな自然と恵まれた歴史文化を生かし、これまで実施してきた様々な観光イベント・地域イベントを継続し交流機会と交流人口を拡大・増加させるとともに、地域を発信することで、地域外からの移住・定住を促進するなど、地域住民の誇りと生きがいを創出します。 ○地域おこし協力隊の活動支援など、若者からの地域の活性化を図り、北部地域全体の一体感ある地域振興を展開します。</p> <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1" data-bbox="1198 1193 2157 1466"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木之本宿まちなか再生事業</td> <td>木之本宿において、空き家・店舗の実態調査、空き家バンクの整備、利活用に向けた出店希望者・定住希望者との協議の場の設置、移住促進と地域の魅力発信につなげるイベント等を実施</td> <td rowspan="2">北部振興局 地域振興課</td> </tr> <tr> <td>長浜市北部地域の魅力発信事業</td> <td>自然・歴史・文化・イベント・祭りなど北部の魅力や特性を積極的に市内外に情報発信し、交流や人口の増加につながるモデル事業を実施</td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	木之本宿まちなか再生事業	木之本宿において、空き家・店舗の実態調査、空き家バンクの整備、利活用に向けた出店希望者・定住希望者との協議の場の設置、移住促進と地域の魅力発信につなげるイベント等を実施	北部振興局 地域振興課	長浜市北部地域の魅力発信事業	自然・歴史・文化・イベント・祭りなど北部の魅力や特性を積極的に市内外に情報発信し、交流や人口の増加につながるモデル事業を実施
事業の名称	取組内容	担当課																
木之本宿まちなか再生事業	木之本宿において、空き家・店舗の実態調査、空き家バンクの整備、利活用に向けた出店希望者・定住希望者との協議の場の設置、移住促進と地域の魅力発信につなげるイベント等を実施	北部振興局 地域振興課																
長浜市北部地域の魅力発信事業	自然・歴史・文化・イベント・祭りなど北部の魅力や特性を積極的に市内外に情報発信し、交流や人口の増加につながるモデル事業を実施																	
事業の名称	取組内容	担当課																
木之本宿まちなか再生事業	木之本宿において、空き家・店舗の実態調査、空き家バンクの整備、利活用に向けた出店希望者・定住希望者との協議の場の設置、移住促進と地域の魅力発信につなげるイベント等を実施	北部振興局 地域振興課																
長浜市北部地域の魅力発信事業	自然・歴史・文化・イベント・祭りなど北部の魅力や特性を積極的に市内外に情報発信し、交流や人口の増加につながるモデル事業を実施																	

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新			旧																				
		地域おこし協力隊事業	都市部から移住して活動する「地域おこし協力隊」の活動を推進・支援し、定住に向けた地域活性化事業を推進		地域おこし協力隊事業	都市部から移住して活動する「地域おこし協力隊」の活動を推進・支援し、定住に向けた地域活性化事業を推進																			
		北部地域の観光振興イベント開催事業	北部地域の豊かな自然と観光資源を生かし、観光振興と地域の活性化に寄与すべく、地域色豊かな観光振興イベントを開催		北部地域の観光振興イベント開催事業	北部地域の豊かな自然と観光資源を生かし、観光振興と地域の活性化に寄与すべく、地域色豊かな観光イベントを開催																			
6		<p>4.1 社会資本の整備 (p.●)</p> <p>①総合的・計画的な土地利用の促進</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地をはじめとして、既に形成されている地域生活拠点や産業拠点などの都市機能が集積している既存の都市拠点を核とし、これらが鉄道・道路などの軸でつながり連携する「集約型多核都市構造」の実現を目指します。 ○中心市街地である長浜駅周辺は、本市最大のターミナル拠点として、<u>まちの玄関口</u>にふさわしい都市機能の集積や整備を推進します。 ○地域生活拠点を中心に生活に身近な商業・福祉・生活サービス等の機能を集約するなど、適正規模での都市機能の配置・誘導に努めるとともに、十分な都市機能のない地域については、拠点間を結ぶ公共交通網の利便性向上を図ります。 ○田村駅周辺を中心とする市南部地域について、人口流出を止めるダム機能と、本市への流入を受け入れる機能を持った都市拠点として位置付け、<u>地域らしさを活かした</u>計画的な市街化に向けた取組を進めます。 <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用の総合的なマネジメント</td> <td>国土利用計画や都市計画マスタープランに基づいた地域の特性に応じた施策の推進</td> <td>総合政策課 都市計画課</td> </tr> <tr> <td>田村駅周辺整備事業</td> <td>田村駅周辺整備基本<u>計画に基づいた</u>、当該地域の計画的な市街化を推進</td> <td>都市計画課</td> </tr> </tbody> </table>			事業の名称	取組内容	担当課	土地利用の総合的なマネジメント	国土利用計画や都市計画マスタープランに基づいた地域の特性に応じた施策の推進	総合政策課 都市計画課	田村駅周辺整備事業	田村駅周辺整備基本 <u>計画に基づいた</u> 、当該地域の計画的な市街化を推進	都市計画課	<p>4.1 社会資本の整備 (p.140)</p> <p>①総合的・計画的な土地利用の促進</p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地をはじめとして、既に形成されている地域生活拠点や産業拠点などの都市機能が集積している既存の都市拠点を核とし、これらが鉄道・道路などの軸でつながり連携する「集約型多核都市構造」の実現を目指します。 ○中心市街地である長浜駅周辺は、本市最大のターミナル拠点として、12万都市にふさわしい都市機能の集積や整備を推進します。 ○地域生活拠点を中心に生活に身近な商業・福祉・生活サービス等の機能を集約するなど、適正規模での都市機能の配置・誘導に努めるとともに、十分な都市機能のない地域については、拠点間を結ぶ公共交通網の利便性向上を図ります。 ○田村駅周辺を中心とする市南部地域について、人口流出を止めるダム機能と、本市への流入を受け入れる機能を持った都市拠点として位置付け、計画的な市街化に向けた取組を進めます。 <p>(4)今後の主な取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用の総合的なマネジメント</td> <td>国土利用計画や都市計画マスタープランに基づいた地域の特性に応じた施策の推進</td> <td>総合政策課 都市計画課</td> </tr> <tr> <td>田村駅周辺整備事業</td> <td>田村駅周辺整備基本構想に基づく基本計画を策定し、当該地域の計画的な市街化を推進</td> <td>都市計画課</td> </tr> </tbody> </table>			事業の名称	取組内容	担当課	土地利用の総合的なマネジメント	国土利用計画や都市計画マスタープランに基づいた地域の特性に応じた施策の推進	総合政策課 都市計画課	田村駅周辺整備事業	田村駅周辺整備基本構想に基づく基本計画を策定し、当該地域の計画的な市街化を推進	都市計画課
事業の名称	取組内容	担当課																							
土地利用の総合的なマネジメント	国土利用計画や都市計画マスタープランに基づいた地域の特性に応じた施策の推進	総合政策課 都市計画課																							
田村駅周辺整備事業	田村駅周辺整備基本 <u>計画に基づいた</u> 、当該地域の計画的な市街化を推進	都市計画課																							
事業の名称	取組内容	担当課																							
土地利用の総合的なマネジメント	国土利用計画や都市計画マスタープランに基づいた地域の特性に応じた施策の推進	総合政策課 都市計画課																							
田村駅周辺整備事業	田村駅周辺整備基本構想に基づく基本計画を策定し、当該地域の計画的な市街化を推進	都市計画課																							

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新			旧		
6	4.1 社会資本の整備 (p.●) ②道路等の整備 (4)今後の主な取組	事業の名称	取組内容	担当課	事業の名称	取組内容	担当課
		地籍調査事業	合併以前の登記未了地区の早期解消を図るとともに、アウトソーシングの手法を取り入れた新規地区の調査を推進	道路河川課	地籍調査事業	合併以前の登記未了地区の早期解消を図るとともに、アウトソーシングの手法を取り入れた新規地区の調査を推進	道路河川課
		幹線市道等整備事業	合併以前に計画された未整備路線の事業整理とともに、整備必要路線は用地交渉を含め実施。また新規計画路線については、長浜市道づくり計画、長浜市道路整備アクションプログラムに基づき、地域との調整を図りながら事業を推進		幹線市道等整備事業	合併以前に計画された未整備路線の事業整理とともに、整備必要路線は用地交渉を含め実施。また新規計画路線については、長浜市道づくり計画、長浜市道路整備アクションプログラムに基づき、地域との調整を図りながら事業を推進	
		道路維持管理事業	道路パトロールや自治会要望等により、危険箇所等の早期発見と適切な修繕を計画的に実施するとともに、通行安全・環境美化のために市道沿線の除草、清掃を実施		道路維持管理事業	道路パトロールや自治会要望等により、危険箇所等の早期発見と適切な修繕を計画的に実施するとともに、通行安全・環境美化のために市道沿線の除草、清掃を実施	
		雪寒対策事業	道路除雪、 <u>消雪設備</u> の稼働、路面凍結防止の作業を柱に市道の安全な交通確保に努めるとともに、除雪運行管理システムの導入と雪寒対策の見直しを実施		雪寒対策事業	道路除雪、 <u>消雪設備</u> の稼働、路面凍結防止の作業を柱に市道の安全な交通確保に努めるとともに、除雪運行管理システムの導入と雪寒対策の見直しを実施	

総合計画基本計画 新旧対照表 総合計画審議会資料(2018/11/5)

No.	政策	新	旧																								
6	<p>4.1 社会資本の整備 (p.●)</p> <p>④下水道の整備</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>「<u>快適で安全・安心、持続可能な下水道の構築</u>」をめざし、<u>農業集落排水施設の流域下水道への接続を進め、経営資源の効率的な管理に努めるとともに、下水道サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、下水道経営のさらなる健全化を図ります。</u></p> <p>(2)基本方針</p> <p><u>本市の公共下水道及び農業集落排水事業は、整備計画に位置付けられた施設の整備をほぼ完了しています。しかしながら、施設の老朽化や管路施設等の更新需要の高まりによって修繕費が増大する一方で、人口減少社会の到来や節水意識の高まりを背景とする水需要の減少により使用料収入が減少し、経営環境の厳しさが増えています。</u></p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>人口減少や老朽化の進行に対応するため、供用後 30 年を経過した農業集落排水施設から順次公共下水道に接続を実施し、経営資源の効率的な運用を図ります。</u> ○<u>施設の老朽化等の状況を把握し、ストックマネジメント計画に基づく状態監視保全を図るとともに、経営状況の可視化と適正な資金管理に努め、費用の平準化を図ります。</u> <p>(4)今後の主な取組</p>	<p>4.1 社会資本の整備 (p.144)</p> <p>④下水道の整備</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>本市の公共下水道及び農業集落排水事業は、整備計画に位置付けられた施設の整備をほぼ完了しています。しかしながら、施設の老朽化や管路施設等の更新需要の高まりによって修繕費が増大する一方で、人口減少社会の到来や節水意識の高まりを背景とする水需要の減少により使用料収入が減少し、経営環境の厳しさが増えています。</p> <p>(2)基本方針</p> <p>「<u>快適で安全・安心、持続可能な下水道の構築</u>」をめざし、<u>農業集落排水事業の流域下水道への接続を進めるとともに、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、下水道経営のさらなる健全化を図ります。</u></p> <p>(3)重点的に取り組む視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>処理原価の高い農業集落排水事業は、処理原価の安い公共下水道への統合を進めるため、供用後 30 年を経過した地区から順次接続を実施します。</u> ○<u>施設の老朽化等の状況を把握し、適切に管理するとともに、経営状況を明確化するため、地方公営企業法の適用を進めます。</u> <p>(4)今後の主な取組</p>																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>下水道事業の継続的な経営基盤の構築</u></td> <td><u>持続可能な下水道経営を構築するため、下水道ビジョンの進捗を検証し、経済情勢の推移等を反映した下水道事業中期経営計画 (H32～37) を策定</u></td> <td rowspan="5">下水道総務課 下水道施設課</td> </tr> <tr> <td>公共下水道整備事業</td> <td>処理原価の高い農業集落排水事業について、下水道事業全体で健全経営を行うため、供用開始後 30 年を経過した地区から公共下水道への接続を実施</td> </tr> <tr> <td><u>下水道事業継続管理事業</u></td> <td><u>市民生活に欠くことのできない下水道サービスを維持するため、防災・減災等の危機管理体制を強化</u></td> </tr> <tr> <td>公共下水道長寿命化対策事業</td> <td>公共下水道施設について、効率的で継続的な管理を行うため、下水道<u>ストックマネジメント</u>計画に基づいた適正な維持管理</td> </tr> <tr> <td>雨水渠整備事業</td> <td><u>想定外の集中豪雨等による浸水被害からまちを守るため、雨水の浸透や保水能力の低下している市街地を中心とした雨水渠整備</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	<u>下水道事業の継続的な経営基盤の構築</u>	<u>持続可能な下水道経営を構築するため、下水道ビジョンの進捗を検証し、経済情勢の推移等を反映した下水道事業中期経営計画 (H32～37) を策定</u>	下水道総務課 下水道施設課	公共下水道整備事業	処理原価の高い農業集落排水事業について、下水道事業全体で健全経営を行うため、供用開始後 30 年を経過した地区から公共下水道への接続を実施	<u>下水道事業継続管理事業</u>	<u>市民生活に欠くことのできない下水道サービスを維持するため、防災・減災等の危機管理体制を強化</u>	公共下水道長寿命化対策事業	公共下水道施設について、効率的で継続的な管理を行うため、下水道 <u>ストックマネジメント</u> 計画に基づいた適正な維持管理	雨水渠整備事業	<u>想定外の集中豪雨等による浸水被害からまちを守るため、雨水の浸透や保水能力の低下している市街地を中心とした雨水渠整備</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道事業法適化移行事業</td> <td>下水道資産の老朽化状況や経営実態を把握し、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、発生主義・複式簿記に基づく予算決算制度の採用や各種財務諸表の作成など公営企業法の適用を推進</td> <td rowspan="4">下水道総務課 下水道施設課</td> </tr> <tr> <td>公共下水道整備事業</td> <td>処理原価の高い農業集落排水事業について、下水道事業全体で健全経営を行うため、供用開始後 30 年を経過した地区から公共下水道への接続を実施</td> </tr> <tr> <td>公共下水道長寿命化対策事業</td> <td>公共下水道施設について、効率的で継続的な管理を行うため、下水道施設長寿命化計画に基づいた適正な維持管理</td> </tr> <tr> <td>雨水渠整備事業</td> <td><u>想定外の集中豪雨等による浸水被害からまちを守るため、雨水の浸透や保水能力の低下している市街地を中心とした雨水渠整備</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業の名称	取組内容	担当課	下水道事業法適化移行事業	下水道資産の老朽化状況や経営実態を把握し、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、発生主義・複式簿記に基づく予算決算制度の採用や各種財務諸表の作成など公営企業法の適用を推進	下水道総務課 下水道施設課	公共下水道整備事業	処理原価の高い農業集落排水事業について、下水道事業全体で健全経営を行うため、供用開始後 30 年を経過した地区から公共下水道への接続を実施	公共下水道長寿命化対策事業	公共下水道施設について、効率的で継続的な管理を行うため、下水道施設長寿命化計画に基づいた適正な維持管理
事業の名称	取組内容	担当課																									
<u>下水道事業の継続的な経営基盤の構築</u>	<u>持続可能な下水道経営を構築するため、下水道ビジョンの進捗を検証し、経済情勢の推移等を反映した下水道事業中期経営計画 (H32～37) を策定</u>	下水道総務課 下水道施設課																									
公共下水道整備事業	処理原価の高い農業集落排水事業について、下水道事業全体で健全経営を行うため、供用開始後 30 年を経過した地区から公共下水道への接続を実施																										
<u>下水道事業継続管理事業</u>	<u>市民生活に欠くことのできない下水道サービスを維持するため、防災・減災等の危機管理体制を強化</u>																										
公共下水道長寿命化対策事業	公共下水道施設について、効率的で継続的な管理を行うため、下水道 <u>ストックマネジメント</u> 計画に基づいた適正な維持管理																										
雨水渠整備事業	<u>想定外の集中豪雨等による浸水被害からまちを守るため、雨水の浸透や保水能力の低下している市街地を中心とした雨水渠整備</u>																										
事業の名称	取組内容	担当課																									
下水道事業法適化移行事業	下水道資産の老朽化状況や経営実態を把握し、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、発生主義・複式簿記に基づく予算決算制度の採用や各種財務諸表の作成など公営企業法の適用を推進	下水道総務課 下水道施設課																									
公共下水道整備事業	処理原価の高い農業集落排水事業について、下水道事業全体で健全経営を行うため、供用開始後 30 年を経過した地区から公共下水道への接続を実施																										
公共下水道長寿命化対策事業	公共下水道施設について、効率的で継続的な管理を行うため、下水道施設長寿命化計画に基づいた適正な維持管理																										
雨水渠整備事業	<u>想定外の集中豪雨等による浸水被害からまちを守るため、雨水の浸透や保水能力の低下している市街地を中心とした雨水渠整備</u>																										